

令和2年12月10日開会

令和2年12月18日閉会

令和2年第6回 和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

令和2年第6回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 12月10日(木)から12月18日(金)までの9日間
2. 日程

日程	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	12月10日	木	午前9時	本会議 1 開 会 2 議事日程の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告 6 議案の上程、説明、質疑、委員会付託 7 請願の上程、説明、質疑、委員会付託
第2日	12月11日	金	午前9時	休 会 (本会議) 和気鶴飼谷温泉事業特別委員会 午前9時～ 議会全員協議会 特別委員会終了後
第3日	12月12日	土		休 会
第4日	12月13日	日		休 会
第5日	12月14日	月	午前9時	休 会 (本会議) 厚生産業常任委員会 午前9時～ 総務文教常任委員会 午後1時～
第6日	12月15日	火		休 会
第7日	12月16日	水	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 一般質問
第8日	12月17日	木		休 会
第9日	12月18日	金	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討 論・採決 5 閉 会

令和2年第6回和気町議会定例会目次

◎第 1 日 12月10日(木)	1
◎第 7 日 12月16日(水)	29
◎第 9 日 12月18日(金)	75

令和2年第6回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 令和2年12月10日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和2年12月10日 午前9時00分開会 午後1時52分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 2番 太田 啓補 3番 從野 勝
5番 神崎 良一 6番 山本 稔 7番 居樹 豊
8番 万代 哲央 9番 山本 泰正 10番 西中 純一
11番 当瀬 万享 12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 総務部長 立石 浩一
危機管理室長 新田 憲一 財政課長 永宗 宣之
まち経営課長 寺尾 純一 税務課長 山崎 信行
民生福祉部長 岡本 芳克 生活環境課長 岡本 康彦
健康福祉課長 松田 明久 介護保険課長 則枝 日出樹
産業振興課長 河野 憲一 都市建設課長 西本 幸司
上下水道課長 久永 敏博 総務事業部長 今田 好泰
会計管理者 鈴木 健治 教育次長 万代 明
学校教育課長 國定 智子 社会教育課長 菅崎 修
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	会議録署名議員の指名について	6番 山本 稔 7番 居樹 豊
日程第2	会期の決定について	9日間
日程第3	諸般の報告	議長、町長
日程第4	議案第98号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	委員会付託
日程第5	議案第99号 和気老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約変更及び財産処分について	委員会付託
	議案第100号 和気北部衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約変更及び財産処分について	委員会付託
日程第6	議案第101号 和気町議会議員及び和気町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	委員会付託
	議案第102号 和気町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第103号 和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第104号 和気町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第105号 和気町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の制定について	委員会付託
日程第7	議案第106号 令和2年度和気町一般会計補正予算（第6号）について	委員会付託
	議案第107号 令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	委員会付託
	議案第108号 令和2年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第109号 令和2年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第110号 令和2年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について	委員会付託
	議案第111号 令和2年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第112号 令和2年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第113号 令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）について	委員会付託
	議案第114号 令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第3号）について	委員会付託
	議案第115号 令和2年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について	委員会付託
日程第8	議案第116号 和気町道路線の認定について	委員会付託
日程第9	請願第5号 町道下の町下道線の振り替えを求める請願について	委員会付託

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第6回和気町議会定例会を開会します。

過日、若旅啓太君から議員の辞職願が提出され、本年12月9日辞職許可をいたしましたので、御報告いたします。これにより和気町議会議員1名の欠員を生じております。

前回の臨時会から飛沫防止用のアクリル板を演台に設置しております。登壇されて発言される場合は、マスクを外して発言をしていただき、発言が終わりましたらマスクの着用をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承願います。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 山本 稔君及び7番 居樹 豊君を指名します。

(日程第2)

○議長(安東哲矢君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

ここで、去る11月30日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、去る11月30日午前10時から本庁舎3階第1会議室において、議長、議会運営委員全員、執行部から町長、副町長、総務部長、財政課長出席のもと、協議した結果を御報告いたします。

まず、会期でございますが、本日12月10日から12月18日までの9日間といたしました。

日程につきましては、第1日目、本日が会期の決定、諸般の報告、議案の上程、説明、質疑、委員会付託を行います。また、請願を受理しておりますので、上程、説明、質疑、委員会付託を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。

第2日目は、本会議は休会といたしますが、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会を開催いたします。特別委員会終了後、議会全員協議会を開催いたしますので、お願いいたします。

第3日目、第4日目は、休会でございます。

第5日目は、本会議は休会とし、午前9時から厚生産業常任委員会を開催し、午後1時から総務文教常任委員会を開催いたします。

第6日目は、休会でございます。

第7日目は、一般質問を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催することにしております。

第8日目は、一般質問の予備日となっております。なお、一般質問の通告期限は本日の正午までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

第9日目は、本会議を行い、各委員長から審査結果の報告、討論、採決を行います。

なお、今期定例会も、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら開催いたしますので、各議員におかれましては、登庁前の検温、手指消毒、マスクの着用など、感染防止対策に御協力くださいますようお願いいたします。

して、議会運営委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。
委員長、御苦労さまでした。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から12月18日までの9日間に決定しました。
(日程第3)

○議長（安東哲矢君） 日程第3、諸般の報告をします。
議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりです。後ほど御一読をお願いします。
次に、町長から諸般の報告がございます。
町長 草加君。

○町長（草加信義君） 本日ここに、令和2年第6回和気町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては早速御参集を賜り、ありがとうございます。

それでは、令和2年第5回議会臨時会以降の諸般の報告を申し上げます。

11月30日、岡山県森林協会総会が開催され、出席をいたしました。一般社団法人岡山県森林協会と公益社団法人おかやまの森整備公社との経営統合についてでございますが、私は森林協会の理事として、副町長はおかやまの森整備公社の理事として就任をいたしております。両団体の経営統合につきましては、検討委員会を組織いたしまして、課題の整理と方向を協議してまいりました。平成30年7月豪雨災害において被災山林等への対応が十分に行えなかったことと、昨年からはじめた森林環境譲与税による森林整備に対し、市町村への経営強化を行うことなど、市町村への対応強化と人員強化を図ることを目的とした統合でありまして、今後の動向につきましては随時御報告をさせていただきたいと思っております。

12月8日、総合教育会議を開催いたしまして、現在進めております第2次和気町総合計画について御意見をいただきました。令和3年度からスタートする第2次和気町総合計画についてでございますが、これは町のあらゆる計画の最上位計画でございます。人口減少問題や超高齢社会、近年多発する大規模な自然災害、新型コロナウイルス感染症の拡大等、これまで経験したことのない時代の転換期に直面している中、今後10年間の和気町の将来を左右する非常に重要なものであります。10年後の和気町の未来の姿を描き、地域の問題解決のために住民と協働、連携し、活力にあふれた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するための道しるべとして、中堅職員で総合計画策定委員会を構成し、基本構想、基本計画案の作成作業を行っております。

また、各種団体の代表や学識経験者で構成する振興計画審議会を先月までに4回開催し、御意見を賜り、精査いたしております。

今後は、審議会のみならず、議会全員協議会での説明や住民の皆様からの意見を広く募集するパブリックコメントも実施いたしまして、審議会からの答申を受けた後、3月の定例会に総合計画基本構想について御提案させていただきますといたしております。

次に、小・中学校とにこにこ園の状況でございますが、引き続き感染症対策を講じながら、園児、児童・生徒の健やかな成長と学びの保障を目指し、教育活動を行っております。例年であれば各種行事が盛大に行われる時

期であります。今年度は参観日や運動会、学習発表会など、時間短縮、内容の精選、分散開催や観客の制限など、方法を工夫した上で規模を縮小して実施いたしました。また、修学旅行につきましては、中学校では中止、小学校では行き先を山陰または四国方面に変更し、3校とも11月に無事実施したところでございます。

今後、新型コロナウイルス感染症に加え、インフルエンザ等の流行も懸念される所ですが、教育委員会と連携し、子供たちの心身の健康に留意しながら適切に対応を進めてまいります。

以上、諸般の報告といたします。

(日程第4)

○議長(安東哲矢君) 日程第4、議案第98号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) それでは、本日提案をいたしております議案第98号につきまして提案理由を説明いたします。

議案第98号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございますが、日笠上地区住民の利便性の向上、地域活性化を図るため、辺地に係る公共的施設に関する総合整備計画を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明を申し上げましたが、担当課長より説明をいたさせますので、御審議、御議決賜りますようによろしく願いいたします。

○議長(安東哲矢君) 次に、議案第98号の細部説明を求めます。

まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長(寺尾純一君) 議案第98号説明した。

○議長(安東哲矢君) これから議案第98号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 山本君。

○9番(山本泰正君) 3ページの参考資料なんですけど、町道青山3号線測量設計委託料770万円、工事費が600万円と2,000万円。これは30%からの設計委託になるんですけど、こんなのむちゃくちゃな数字じゃないかと思うんですけど、桁が違ふとんかという感じです。

それから、地元の説明会では移転等がないようにやるんだという説明だったんですけど、移転補償費で380万円、それから50万円と。50万円というのは分からないこともないんですけど、380万円はどこを移転するんか、そのあたりも教えてほしいと思います。

○議長(安東哲矢君) 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長(西本幸司君) 失礼いたします。議員の御質問にお答えいたします。

測量設計委託料770万円でございますが、これはあくまでも岡山県の設計歩掛を使って積算したものでございますので、この額を予算として計上させていただいております。

なお、補償につきましてですが、補償につきましては土間コン等がございます。それと、壁等、そういったものが補償の対象となってまいりますので、そちらのほうの補償を予算計上しとるということでございますので、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長(安東哲矢君) 9番 山本君。

○9番(山本泰正君) 補償のほうは委員会のほうでも聞いてもええんですけど、この設計委託料30%を御理解ください言うて、理解できません。そうでのうても、設計屋が偏りょうとかという意見が次々耳に入ってくる中で、どんな計算したらこんな数字が出るんか、再度回答願いたいと思います。もうこんな設計料を払いよう

ったら、事業できんじゃないですか。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

先ほど申しあげましたように、公共事業等につきましては、岡山県からの歩掛を、工事につきましても、委託につきましても、それを利用させていただいております。これは、岡山県下の自治体ほとんどでございます。そちらの根拠によって積算をはじいておりますので、どうしてもこの金額が出るということでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） どうしてもこれが正しいで通すんですか。どうしても通すんですか。通すんですか。いや、議会も町民の代表です。30%からの設計委託料、それも道路工事ですよ。そんな設計が組まれて、予算、これなかなか通すわけにいかんと思いますよ。議会は町民の代表です。そのチェックをするために我々も出てきております。こんなむちゃくちゃな数字、これ副町長、指名委員長の立場としてこんな数字で本当にいいですか、お尋ねします。

○議長（安東哲矢君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 山本議員がおっしゃることはよく分かりますけど、この設計委託料につきましては、岡山県の標準的な委託の金額というものがあまして、従前から山本議員は3割ということを非常におっしゃりますが……

（9番 山本泰正君「3割じゃ言うたことはねえぞ」の声あり）

いやいや、設計委託料は3割やというのが標準だと……

（9番 山本泰正君「3割になつとる言ようる」の声あり）

はい、お考えがあると思うんですが、これにつきましては、県のほうの歩掛とか設計委託の標準というのがありますので、これで予算を計上したということでございますので、最終的にどういう設計の入札になって、どういうふうに契約されるかというのはこれからの話でありますので、ぜひ予算的にはこういうことで組ませてほしいということでございますので、御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 最後になりますが、これほかの事業でこんな大きな数字になつとんのはないと思ひますよ。どれも3割近い、これ正規には——私は桁が間違ふとんじゃねえんか思うんですけど——電卓ではじいたら29.6%というような数字になります、600万円と2,000万円とを工事費に見積もつた場合。ほかの町道等こんなんでやってきましたか。何もかにもよその数値を当てはめて、もうこれ30%からののがずっと出てくるんじゃないと、これもう頭から反対せざるを得んと思ひます。これ間違いじゃないんですか、本当に。私はどうも信用できません。指名委員長まで正しい言われるんなら、こんな30%も工事で設計委託をもらえるんじゃないと、設計業者はうはうはですわ。委員会のほうでも言ひますが、ちょっとむちゃくちゃな数字だと私は認識しております。4回目なので、よろしいです。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 日笠地区公民館、これはかなり大きな金額で、工事内容が多分変わったと思うんですけども、その内容を簡略でよろしいですから教えていただけますか。

○議長（安東哲矢君） 社会教育課長 菅崎君。

○社会教育課長（菅崎 修君） 失礼します。居樹議員の質問にお答えいたします。

事業費の明細でございますが、測量設計委託料の1,500万円、それから工事費のこの3,000万円とい

うのは解体費でございます。あと、令和3年度の工事請負費は造成及び建築費でございます。

変更理由につきましては、今回日笠地区公民館は指定避難所にもなっておりますし、老朽化も激しく早期の改築が必要と判断して今現在進めております。今回地形測量と地質測量が終わりましたので、精査を行った結果、減額という総事業費の見込みになりましたので、変更させていただきました。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第98号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第98号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第98号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第5）

○議長（安東哲矢君） 日程第5、議案第99号及び議案第100号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 議案第99号、議案第100号の2議案につきまして提案理由の説明をいたします。

まず、議案第99号の和気老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約変更及び財産処分についてでございますが、和気老人ホーム組合から備前市を脱退させること及び同組合規約を変更すること並びに同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第100号の和気北部衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約変更及び財産処分についてでございますが、和気北部衛生施設組合から備前市を脱退させること及び同組合規約を変更すること並びに同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、説明をいたしました。詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第99号及び議案第100号の2件、順次細部説明を求めます。

健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 議案第99号説明した。

○議長（安東哲矢君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本康彦君） 議案第100号説明した。

○議長（安東哲矢君） これから議案第99号及び議案第100号の2件の質疑を行います。

まず、議案第99号和気老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約変更及び財産処分についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第100号和気北部衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約変更及び財産処分についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第99号及び議案第100号の2件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第99号及び議案第100号の2件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第99号及び議案第100号の2件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第6）

○議長（安東哲矢君） 日程第6、議案第101号から議案第105号までの5件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 議案第101号から議案第105号の5議案につきまして提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第101号の和気町議会議員及び和気町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございますが、町村の選挙における立候補の環境改善を目的とし、公職選挙法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、和気町議会議員選挙及び和気町長選挙における選挙公営について条例制定するものであります。

次に、議案第102号の和気町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、本年10月1日に中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律が施行されましたことに伴い、条例改正を行うものであります。

次に、議案第103号の和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、個人住民税の基礎控除が33万円から43万円に見直されたことに伴いまして、国民健康保険税の軽減安定所得基準の見直しを行うものであります。

次に、議案第104号の和気町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法の一部改正によりまして、税外収入金の延滞金に係る規定を改めるなどの必要があるため、条例改正を行うものでございます。

次に、議案第105号の和気町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の制定についてでございますが、太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、生活環境と事業との調和を図ることを目的に、条例制定するものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長及び担当課長に説明をいたさせますので、御審議、御議決賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第101号から議案第105号までの5件、順次細部説明を求めます。

総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 議案第101号説明した。

○議長（安東哲矢君） 税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） 議案第102号・議案第103号説明した。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 議案第104号説明した。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 議案第105号説明した。

○議長（安東哲矢君） これから議案第101号から議案第105号までの5件の質疑を行います。

まず、議案第101号和気町議会議員及び和気町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 基本的には、これで選挙の費用というか、自動車とそれからビラ、それからポスターというふうなことで、あと運動員はこれは出てないですけど、そういうものの費用がこれに書かれているというふうに思うので、評価すべき点もあろうかと思えます。

ただ、2点だけ質問をさせていただきたいと思っております。

というのは、このビラですけども、これは大きさがどういうふうなものなのか。それから、数が町議会議員の場合1,600枚ということで、私たちが政治活動をする場合に、和気町は6,000軒ぐらいというふうに見ておりますけれど、そうすると26.7%ですね、1,600枚を出すですと。もう少し、2,000枚とか3,000枚とか増やしたほうが本当はいいんじゃないかと、反対するものではないんですけど、そういうふうに思っているの、この辺の根拠というか、その辺のことはどのようにお考えなのか教えていただきたいと思えます。

それからもう一つ、以前にもこれお聞きしたことがございます。政令指定都市等から移住してこられた方から言われたことでございますが、各候補者の政策が分からないから投票のしようがないというふうにおっしゃられるんです。そういうところで、条例をしたらそういう選挙公報、そういうものができるんじゃないかなとは思いますが、その辺のことというのは今後——これとは別でございまして——できないものかなと、それを思っているところで、その2点を教えていただければと思います。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） それでは、失礼いたします。

西中議員の質問にお答えしたいと思います。

ビラの大きさでございまして、大きさにつきましてはA4サイズとなっております。

それから、1,600枚の枚数につきましては、公職選挙法の中での規定でございまして、御理解いただきたいと思えます。

それからもう一点でございまして、選挙公報でございまして、議員おっしゃられましたように、地方選挙では公職選挙法第172条の2によりまして、条例を制定し自治体で行うことができるという規定でございまして、ただ、公職選挙法の中の第170条の規定の中で投票日の2日前までに有権者の世帯に送るという規定になっております。町村の議員、それから町村の町村長選挙の場合5日前が告示日でございまして、選挙公報を作成して、郵便局に問い合わせしておりますのが、郵送に最低3日かかるというようなことがありまして、なかなか物理的にも日程的にも厳しい点がございまして、それと、岡山県内の制定状況につきましても、12町村中今現在2町村のみの制定でございまして、今後どのようにこちらを進めていくか、町のホームページ、そういったものを活用いたしまして考えてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 分かりましたけど、A4ということですから、A4の裏表のビラは、

それから、公職選挙法の規定というのは、要するに有権者何ぼに対して何%というふうな規定があるということなんですかね。

それから、今言われた選挙公報はかなり物理的・日程的に難しいということですが、いわゆるインターネット等で町がそういう政策を出すと、そういうことは可能なんですか。そのようなニュアンスで今言われた

んですけど、その2点をお願いします。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼します。

1, 600枚の枚数につきましては、公職選挙法の中で、町村についてはもう1, 600枚ということで、人口規模等に関わらず1, 600枚という規定になってございます。

それから、今の選挙公報につきましては、電子媒体でのという規定も盛り込まれておるようですので、そのあたり十分調査研究をさせていただいて考えさせていただきたいなど、このように思っております。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 最後に言われましたインターネット等で公告することは可能であるというふうな感じのことを言われました。ぜひ研究していただいて、ただ個人の名前を売る、ちょっとわし頼むわというふうなそういうあれじゃなくて、私はこういう政策でというふうなことがきちっと公明正大になるようにぜひやっていただきたいというふうに思うところでございます。答弁は結構です。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第102号和気町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第103号和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第104号和気町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第101号から議案第104号までの4件の質疑を終わります。お諮りします。

議案第101号から議案第104号までの4件を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第101号から議案第104号までの4件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第105号和気町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 議案第105号太陽光発電の関係についての条例ですけれども、これはとりわけ大規模な太陽光発電の設備ということについて、参考資料の49ページの中にも明記をされているように、生活環境への影響などの問題が生じる事例が増えているというふうに書かれています。したがって、この条例は非常に有意義であるというふうに私も思っているところです。

しかし、若干物足りなさを感じるということで、少し質問をさせていただきたいというふうに思います。

第7条に書かれているように、これあらかじめ町長と協議しなければならない事前協議のところですね。ただ、第8条が近隣関係者に対して説明をすると、いわゆる地元住民に説明をしなければならないというふうにあるわけですが、こういうふうに事前協議するだとか説明をするに当たっては、これ50キロワットということで、そんなに環境に大きな影響があるかどうかということもあるんですが、もう少し大きなメガタイプといえますか、1,000キロワットぐらいになると環境にも非常に影響を及ぼすようなことがあるだろうというふうに思いますので、やはりきちっと環境アセスメントをして事前協議をするというふうに、そういった文言を入れることはどうなのかというのが一点です。

それから、第15条のところに公表ということがあります。公表の条項があるわけですが、公表してもあと罰則条項がないということで、少しそういう点で抜け道というか、物足りなさを感じているわけです。その罰則規定のところはどのように考えられたのかというところを説明していただければというふうに思います。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。それでは、議員の御質問にお答えいたします。

太陽光に係る環境アセスメントにつきましては、国の法律による法アセスと、令和2年4月1日に施行された岡山県の条例による条例アセスがございます。それぞれ3万キロワット以上と20ヘクタール以上の物件について届出が必要というふうになっております。

和気町の太陽光に係る環境アセスメントにつきましても、国、県のアセスを基に業者に指導しているのが現状でございます。独自の太陽光条例を制定している近隣自治体も同様の取扱いをしているのが現状でございます。これは、独自の太陽光の条例内に環境アセスメントを盛り込んでいる自治体がなく、国、県へのアセスにて対応している自治体が大半であるということでございますので、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

続きまして、罰則規定についてでございますが、再生可能エネルギーの取組につきましては、国が推奨している点と個人の知的財産権の侵害に当たらないように配慮したものでございます。これは他の自治体も同様でございます。罰則規定をする自治体は県下にはございません。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 大体考え方については理解をいたしました。

したがって、町の条例は、一応事前協議をしてきちっとやりなさいという形で、それ以上また大きなタイプになると、やっぱり県、国の条例に基づいて進めるということは、きちっと事前協議の中でそれはやられるんだろうというふうに思います。

あと、罰則規定がないわけでありまして、きちっとその後の16条にあるように、やはり状態の確認をしたものを国のほうにきちっと上げて、国のほうから規制をしていただくということを徹底をしてやっていただければというふうに思います。

○議長（安東哲矢君） 答弁はいいですか。

（2番 太田啓補君「いいです」の声あり）

ほかに。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 同僚議員から趣旨というか、基本的な考え方については、私もこれは一歩前進だろうというふうに思います。だから、実際にそういうことを指導していくとか、あるいは近隣の自治体ではパネル税というふうなものをしようとか、そういうふうな動きもあつたやに聞いております。それがいいかどうかは微妙なところなんで、それは私もよく分からないんですけど、その前の段階で、50キロワットというふうになると、町内にはこの50キロワット以上のソーラーというのはどれぐらいあるのかということ、今のこのソーラー

ができることによる特質、自然エネルギーを利用するということは一般的には非常にいいことなんですけれど、ゴルフ場跡地について、地域との覚書とかそういうものをしながら環境を守っていこうということで整備しているところですが、工事がまだ終わっていないということで、恐らく水路関係だろうと思うんですけど、今もまだ協議されているように聞いております。また、室原地区に一度メガソーラーをという話もちょっとあったんですけども、今はやめているようにも聞いておりますけれど、いろいろそういう動きもあります。

そのソーラーの特質を考える意味でも、今度備前ゴルフ場跡地のソーラーなんかについては相当固定資産税が入ってくるようになるんですか。環境を守る上で、もし一度でも事故が起こると町に対しても非常に大きな問題が起こってくるというようなことで、その辺の考え方というか、その辺も教えていただければなというふうに思います。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

メガソーラー、いわゆる50キロワット以上の大きなソーラーが何件あるかということでございますが、和気町内に売電が始まっている50キロワット以上の施設につきましては、今のところ10件でございます。備前ゴルフとか清水地区のゴルフ場跡はまだ売電を開始しておりませんので、この件数の中には入っておりません。

○議長（安東哲矢君） 税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） 固定資産税の償却資産税の関係でございますが、備前ゴルフ場跡地は令和4年度から償却資産税が課税される予定でございます。クリスタルリンクスゴルフ場跡地はほとんどが備前市でございますが、これも令和4年度から償却資産税が課税される予定でございます。また、和気愛愛ゴルフ場跡地に関しましては令和3年度から償却資産税の課税を行う予定でございます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 大体分かりました。50キロワットが今稼働しているもので10件ということですね。

それから、固定資産税が令和3年度か令和4年度ぐらいに、今の3つのゴルフ場跡地の分は課税をするということで。最後に聞きますけど、固定資産税とかそういうのは向こうが申請してこないとこっちでは分からないものなんですかね。いわゆる登記とかが終わらないということでございますね。

○議長（安東哲矢君） 税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） はい、先方からの申請によって分かりますので、こちらでは今の段階では分かりません。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 大体分かりました。

ぜひ今後とも、前回の議会でも一般質問させていただきました、事業が町民に負担にならないように、環境が守られるように、町としてきちんとした事業になるように御指導のほうをぜひよろしくお願ひしたいと思います。答弁は結構です。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

3番 従野君。

○3番（従野 勝君） この条例なんですけど、ずっと見ておるんですけど、50キロワット以上になっとなんじやけども、今非常にソーラーで問題になっとなのは、50キロワット以上と言われますけど、それをうまいこと分割して同じ地区に規制のかからん範疇でやろうとしとるのが多いんです。どうもこれだったらもう網から漏れるんが非常に多いようなんで、その50キロワットをもう少し下げるとか。

それともう一つ、一番大変なのは、地元の方と協議をするわけですが、協議をして例えばうまくいきました、

ソーラーがやれましたという、その事業主が後それを管理運営してくれないんです。できたら売却するんです。そういうシステムの業者がもうほとんどなんです。だから、そういうことをどこで守っていくのか。これにはそれが入っていないで、せっかくここまでは進んどんじやろうけど、もう少し内容を追加するとかということとはできないんですかね。

それと、やはり町のほうとして、平地の部分よりも急傾斜地が多いんです。というのは、太陽の日が当たらないけん。そうすると、やっぱり急傾斜地を狙ってくるんです、土地も安いし。いろんな意味でそういう部分を狙うと、急傾斜地は今は山林ですから、現状が、山林は木を切ると荒れてしまうんですよ、後。そういうことの縛りをぜひこれに入れるように、条例をせっかくつくるんなら入れてつくっていただきたいと思うんですが、そのあたりはどういうふうな検討ができたか、ということが追加できたりするんか、その辺を教えてくださいと思います。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

議員の質問に回答します。

まず、最初の例えば50キロワット未満の太陽光を期間を空けて行うとかということですが、こちらのほうにつきましても、第6条適用範囲の中に、期限を定めずに、後からした場合でも同一場所であれば50キロワットを超える場合には、その時点で届出が発生するというふうになっております。ですから、法の網をワット数でくぐるということは同一敷地内ではできないような条例になっております。

そして次に、急傾斜地の関係でございますが、こちらのほう急傾斜地地域につきましては岡山県の条例で網羅しております。なお、岡山県の指定した急傾斜地でございます。そちらのほうの網にかかっているという形になっております。

それと、あくまでも急傾斜地の指定がない場合についても、その点につきましていろいろ町として指導等をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それと、開発等も含めて同じなんです、許可が終わった後に第三者に売買するという点についての指導というのはなかなか難しゅうございます。これについては、その時地元区等と引き継いだ文書の中等に協定、覚書等に盛り込んでいくというようなことを指導していきたいと思っておりますので、御理解いただけますようよろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 今、西本課長のほうから話があったんですけど、施工業者が既にもう造るときから、出来上がったら売却するんだというふうに話をしてきょうるわけじゃから、その後どうなるかというのが分からんというようなことはない。だから、そのあたりはきちっと縛るし、今同一地域で分割してやったら言うけど、地番が違うんだから、地番が違ったら縛れんじやろう。だから、そのあたりをきちっとやりなさいよと言ようわけです。

それから、特に今問題になっとるのは、田土地内のソーラーの備前ゴルフの残地を買った業者が開発の許可に係らない1,000平米以下でやろうとしてきょうるわけです。それを、岡山県の何だかんだというて言ようるけども、現実にはや既に南山方地区のほうは災害が起きて困とんですし、対応は後手後手で回らないけん。だから、せっかくつくるんなら縛りなさいよと言とるわけですよ。そのために条例をつくるわけじゃから。和気町がよそより違う条例をつくってもいいいんでしょう。別に厳しかったからというて和気町だけが厳しいわけでもねえわけじゃ。ようやったぐらい言われるんじゃないか。もう少し地元と協議しなさいというて、地元も困とるわけです、本当に。今度は業者が代わってくるんじやから。最初断られた業者が代わって、名前が違う業者が来るんですよ、同じ内容で。担当する地区の人は大変なんです。ぜひその辺も、できるんならよ。どうしても

できんのなら言わんけども、やはり条例をこれからつくるんじゃから、そこで追加できるものは追加する、そういうことが必要なんじゃないかと思うんですけど、それは見直しはできるのかできないのか、答弁をお願いします。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

御質問についての回答でございますが、番地が違うというふうにおっしゃられましたが、こちらの分の敷地について同一敷地として捉えられる場合は、開発と同様でございますので、それが隣り合っているという状態で造って広げていく場合につきましては、50キロワットになった時点で届出が必要になります。

それと、先ほどの部分で、1,000平米という御質問があったんですが、そちらのほうは町の開発において1,000平米を超えた場合で1年間以上たつ場合については、そちらのほうは別途開発というふうにつけておられますが、ソーラーの分につきましては、何年たとうが同一敷地とした場合には50キロワットに来た時点で届出が発生するというところでございますので、法自体には漏れることはないというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、従野議員のこの条例の案についての変更はという御質問でございますが、和気町といたしましても近隣の条例等を参考に作成しております。議員おっしゃるようなことも出てくるかと思っておりますので、今回はこちらの条例で内容につきましては精査して変更させてもらいたいと、このように思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（安東哲矢君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 今、何か最後のほうもちゃもちゃと言うて、何言うたんな。もう一回言ってくれ。はっきり言ってみや、何かおかしかったな。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 変更点等につきましては、その都度変更をして今後やっていきたいと、このように考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） いや、私が今言ようんのは、その都度言よんでねえんで。今出すんだから、できないのかというのを私聞いとんですよ。何言ようんな、おめえ。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） この条例の制定について今回提案をいたしましたのは、はっきり言って田土地区の件で私たちも悩んどんです。今議員が言われたことも十分認識しとんです。そういう業者はもうはっきりおられますから、整備したものを売却するという業者はおられるんです。それで、地元のほう、国・県の規定の中での開発、これは規定の中に罰則規定もありますし、当然届出をしてやるんですが、1,000平米以下のところでやられる場合には地元の皆さんの納得をしていただいて初めてできるんですと、そこまでしか我々は、知的財産権ですから、言えんのです。ですから、これ罰則規定を付け加えれんのです。それに今悩みよんです。今後、十分検討しながら、そのあたりのことについてもできることについてはやっていこうと思っております。その程度で御理解をいただかなんたら、もう手も足も出んのです。どうぞよろしゅうに。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第105号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第105号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第105号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

ここで場内の時計が、10時50分まで暫時休憩といたします。

午前10時30分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第7）

○議長（安東哲矢君） 日程第7、議案第106号から議案第115号までの10件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 次に、議案第106号から議案第115号の10議案につきまして提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第106号の令和2年度和気町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、この補正は既定の予算に4,701万9,000円を追加し、予算の総額を100億6,831万7,000円とするもので、主な内容は、歳入においては障害者自立支援に係る国庫負担金の追加、特別定額給付金、事務費国庫補助金の減額、有害鳥獣対策に係る県補助金の追加、町債で土木債、辺地債の追加などで、歳出では人事異動、給与改定に伴う職員等給与費の補正、新型コロナ対策交付金事業で実施をいたしております持続化給付金単独分の追加、道路新設、維持工事費の追加、日笠地区公民館解体事業費の追加等を行うものであります。

次に、議案第107号の令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、この補正は既定の予算から1,288万5,000円を減額し、予算の総額を18億830万7,000円とするもので、主な内容は、歳入では国民健康保険税県補助金を減額し、一般会計繰入金、雑入、補助金を追加し、歳出では総務費を減額、諸支出金を追加し、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第108号の令和2年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は既定の予算に11万5,000円を追加し、予算の総額を2億5,643万7,000円とするもので、主な内容は、歳入で国庫補助金を追加し、歳出では総務費を追加し、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第109号の令和2年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は保険事業勘定で、既定の予算に149万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ19億1,696万6,000円とするもので、主な内容は、歳入では電算システム改修事業補助金、介護保険者努力支援交付金と国庫補助金の追加、一般会計繰入金の減額で、歳出では職員等給与費の減額と電算システム改修事業委託料を追加し、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第110号の令和2年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、この補正は歳出のみの補正で、予算総額に変更はございません。内容は、職員人件費の減額、管渠維持管理費の追加を予備費で調整するものでございます。

次に、議案第111号の令和2年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億5,498万8,000円とするもので、主な内容は、歳入では一般会計繰入金の追加、歳出では職員人件費の追

加、一般管理費の追加、管渠維持管理費の追加であり、予備費で調整するものであります。

次に、議案第112号の令和2年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ350万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億2,199万4,000円とするもので、主な内容は、歳出では一般会計繰入金金の追加、歳出では職員人件費の減額、一般管理費の追加、管渠維持管理費の追加であり、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第113号の令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、この補正は既定の予算から歳入歳出それぞれ4,541万2,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億4,866万6,000円とするもので、主な内容は、歳入では事業収入の減額、歳出では管理運営費の人件費、需用費を減額し、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第114号の令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、この補正は収益的収支において営業費用を126万1,000円追加し、予算の総額を8,272万7,000円とするもので、内容は、職員人件費の追加、電力料の追加をするものでございます。

次に、議案第115号の令和2年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は収益的収支において営業費用を54万8,000円追加し、予算総額を1億7,339万5,000円とするもので、内容は、職員人件費の追加をするものであります。

以上、御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長及び担当課長に説明をいたさせますので、御審議、御議決賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第106号から議案第115号までの10件、順次細部説明を求めます。

財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 議案第106号説明した。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 議案第107号・議案第108号説明した。

○議長（安東哲矢君） 介護保険課長 則枝君。

○介護保険課長（則枝日出樹君） 議案第109号説明した。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 久永君。

○上下水道課長（久永敏博君） 議案第110号・議案第111号・議案第112号説明した。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 議案第113号説明した。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 久永君。

○上下水道課長（久永敏博君） 議案第114号・議案第115号説明した。

○議長（安東哲矢君） ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議案第106号から議案第115号までの10件の質疑を行います。

質疑をされる方は、ページ数と項目を明確にされ、質疑をお願いいたします。

まず、議案第106号令和2年度和気町一般会計補正予算（第6号）について、質疑はありますか。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 具体的なページ数ということではないんですが、分かる範囲で教えていただきたいんですが。

至るところでシステム改修費というのが出てくるんですが、システム改修というのは大体どんな感じのものなんでしょうか。技術的なことではなくて、技術者の人が訪問してきて、何か見て、プログラムを入れ替えて帰るのか。それとも、私たちがふだん使ってるパソコンが自動的にアップデートされるみたいな感じでアップデートされるのか。もしかしたら、いろんなどころで出てくるんでそれぞれ違うのかとは思いますが、分かる範囲で概略でいいので教えてください。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼いたします。

電算に係ります電算事務委託料についての御質問でございますけども、今尾崎議員が言われましたように、法令改正等によりまして対象者の絞り込みでありますとか、あるいは様式変更に伴う抽出作業、こういったようなところのシステム改修を業者のほうで行いまして導入しているシステムに当て込むといったような作業が一般的な部分だろうというふうに考えております。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 大体は分かりましたが、ということは、例えば国のほうがちょっと変わってきたところがあったりすると、もう全市町村が同じような感じになってくるということではないんですかね。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼いたします。

議員おっしゃられるとおりです。法令改正等になりますと全国の自治体で対応の必要があるということになります。

最近、新聞紙上等でも話題になっておりますが、それぞれの市町村が独自のベンダーを使って独自にシステム構築をしていくと、こういったところに非常にコストがかかって非常に財政的な負担になっているという現状を踏まえて、今後においては国のほうから統一したシステムフォーマットをお示しして、各ベンダーで統一した様式で運用することによってのコストダウンを図るといったようなところが、今国のほうで検討されているところでございますので、そういったものが来年度以降順次各自治体へ示されてくるものというふうに考えております。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 分かりました。

私も、それぞれの自治体が細かくやっていくというのは非常に無駄があるなと思っておりましたし、入札とかでも各都道府県で違ったり非常に無駄で、極端に言えばプログラムを1つ作って、一自治体で使うのも、全国で使うのもあまり変わりませんので、そのあたりで分かりました。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 77ページの公民館費、工事請負費3,000万円の解体工事ですが、これはいつから着工し、新築する公民館のほうはいつ完成するのか。今の公民館が避難場所になつと思うので、その間どうするのか、そのあたりちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 社会教育課長 菅崎君。

○社会教育課長（菅崎 修君） 失礼します。

山本議員の質問に対してでございますが、解体のほうは年明けから発注の段取りにかかりまして、今年度中の予定でやるという方向で考えております。今年度実施設計をいたしますので、それをもちまして来年度当初、なるべく早い時期から発注の段取りをしまして、工事のほうを進めていきたいと思っております。

なお、避難場所になっておりまして、その間は旧日笠小学校を地区公民館の代わりに考えております。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 進入道路の関係もあつたりで3,000万円、恐らくこれプールの解体も入つとんでしよう。大がかりな解体工事になろうかと思ひます。

新築までの間、小学校ということですが、トイレ等ちょっと問題がある箇所もありますんで、そこらあたりを避難場所として対応できる体制をぜひ整えてほしいと思ひますんで、そのあたりをよろしくお願ひします。答弁は結構です。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 少し二、三、聞かせていただきます。

59ページの教育費委託金の小学校費委託金で、小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業委託金というので、これは本荘小学校の支援員の配置のためにということでしたっけ。システム化というたら、そういうコンピューターの新しいシステムにするのかなというふうにも、今同僚議員が言われたんで思うんですけども、そういうことなんですか。もう一遍詳しく説明をお願いしたいと思ひます。

それから、62ページの地方創生臨時交付金事業費の負担金・補助及び交付金、持続化給付金のところに2,000万円となってますね、単独分。これは法人30万円、個人20万円のコロナ対策の給付金だと思うんですけど、以前3,000万円つけていたということで、どれぐらい引き合いというか、今どれぐらい進んで、どういう状況かというふうなことです。それを教えていただきたいんですけど。要するに、国の300万円、200万円でしたかね、その分がどんどん増えているという状況なんですか、それを教えてもらいたいと思ひます。確かに、これは助かったというか、私が聞いたところでは、300万円の国の分はすぐなくなったんで、これはぜひ申請したいというふうなことをおっしゃっている人がおられたんで、いいことだとは思ひますけれど、その辺の状況を教えていただきたいと思ひます。

それから、元へ戻りまして、59ページの不動産売払収入で町有地売払収入289万1,000円、これは日笠地区の町営住宅じゃないかと思うんですが、これで完売になるんですか。以前、一旦町が買い取ってどうのこうのという話もあつたんですけど、その辺を詳しく教えてください。どういうことだったか、もう一度お願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

59ページの小学校費委託金の小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業委託金についての事業内容をということです。

名称につきましては、県の事業内容の名称ですので、この名称を使わせていただいております。

内容としましては、長期欠席と不登校対策のための支援員の配置事業ということで、本荘小学校のほうでスクールサポーターによりましてこの不登校対策を実施しとると。それに対して、県のほうから10分の10の補助がついているということで予算計上させていただきました。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

62ページの地方創生臨時交付金の負担金・補助及び交付金の持続化給付金の件でございますが、今の現状をということでございました。町内の事業者の支援を目的に実施しておりまして、今現状では、法人の方の申請件数が90件、それから個人事業主の方が109件となっております、合計が199件となっております。実際には、セーフティーネットという融資の申請の分と、それから国の持続化給付金を受けておられる事業所ということに限らせていただいております。それで見ますと、持続化給付金が170件、それからセーフティーネッ

トの融資からの申請は29件というような現状であります。

実際には、この持続化給付金の部分の問合せ等がダイレクトに国への申請ということで、コールセンターとかがございますが、そちらに確認しても、個人情報のためにということで情報の収集が困難でありまして、把握することができないという中で、実際見込みよりも給付を受けておられる方が非常に多くて、これに伴いまして町内の事業所支援として事業継続を何とかしていこうということですので、そういう性質のものでありますので、このような形で追加補正をさせていただいたものです。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼いたします。

59ページの不動産売払収入でございますが、こちらに計上しておりますうち、日笠の分譲宅地1区画分274万円をこの中に含んでおります。

あと、日笠の分譲宅地の状況ですが、7区画整備をいたしまして、本件を含みまして6区画が分譲済み、残り1区画という状況になってございます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 1つだけ。

持続化給付金じゃから、かなり申請があつて199件ということで、だから今後の申請状況も見込んでこれだけ2,000万円ということでございますね。

それから、新しい経済対策というふうなことも出てきているんですけど、その国の経済対策というのは今後またそういうのはあるんですか。それがもし分かっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

今後の見込みという段階で、今現状ではもう日に1件出てきているか出てきてないかの状態にまでなっておりますのでございまして、10月1日から受付を開始いたしまして、国の持続化給付金が今のところ1月15日が締切りとなっております。そこへ申請をされて、認定されるのが10日から2週間程度かかるというふうに聞いておりますので、1月中に認められたものについてお受けするという意味で、2月26日までを期限としております。

今後の国の経済対策につきましては、今のところまだ情報収集しておりませんので、また対策はしていきたいと思っております。一応現状といたしましては、そこで一旦の締切りということになります。

（10番 西中純一君「いいです」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 今の持続化給付金の2,000万円のところで、1月15日が最終の国のほうの期限だということで、1か月と15日をプラスされて2月末が町のほうの最終と。私が聞いているところ、町内に9月十日日に申請をしてまだ認可がもらえないという、もう3か月近くかかる人もいると聞いてます。今後、そういうことはないとは思いますが、1月15日で2か月ぐらいかかって、結局3月1日に認可だったというような場合には、レアケースだと思いますが、対象から外れるという認識をしてよろしいんでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

今、こちらのほうで確認させていただいておりますのは、10日から2週間ですというふうにお伺いしております。実際期限が迫ってきますと、そのようなこともシビアに取り扱われるようになると思いますが、一旦そこで町のほうとしては、国に合わせて期限を切らせていただこうと考えております。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 続いて同じような質問なんです。

62ページの先ほどの持続化給付金なんですけれども、法人が90件、個人が109件、計算すればいいんでしょうけど、総額で今現在幾らになっているのかと。今後、2,000万円をまた追加ということになってますけど、現在のところはお金がどのくらいになるのかなということをお願いしたいのと、それから同じところで、修学支援金ということで460万円の減額となっております。その修学支援金というのはどういうものだったですかね。独り親に対するものとかいろいろなのがあったと思うんですが、この修学支援金というそのもの自体の言葉とか、そういうなんはもう記憶に私はなかったの、どういうものかということ、申し訳ない、教えてください。それで、減額の理由がなぜなのかということも教えてください。

それから、66ページ、款3の民生費の関係です。

特別定額の給付金が250万円減額ということになってます。先ほど財政課長のほうの話では、20人が未実施なんだというふうに言われたけれども、これ10万円ですから25人ということで、あと5人はもう分かるとるけども、もうよろしい、要りませんよと言う方なのかなと。20人未実施の方というのは、居場所は分からなくて、連絡が取れなかったのかなと思ったんですが、そのところもう少し詳しく教えていただければと思います。

それから、これ152ページの参考資料のことなんです、議案第115号までの参考資料を見たんですけども、ここにこの関係の件費のところ、額が違うんで、どうなってるのかなということ、事前に私総務課のほうにお尋ねしたんです。ほんなら、これは会計年度任用職員以外の方の件費を上げさせてもらっているということだったんですが、そうかなというふうに単純に思ったんですが、もう少しよくよく見てみると、ほかのところは大體合ってるんです。ほかの部署も、簡単に言えば、会計年度任用職員以外の方だけじゃなしに、会計年度職員の方もおられたりするんで、そのところがどうなのかなということなんで、参考資料のことなんですけども、分かれば教えていただきたい。通勤手当、期末勤勉手当、退職手当、そういうところの数字が違ったなというふうに思いましたんで、3点、よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

金額のことになりますが、先ほど法人のほうは90件、これが2,700万円になります。それから、個人事業主のほうは109件で2,180万円ということで、合計が4,880万円ということになっております。

先ほども申し上げましたが、今後の申請については今のところは1日に1件出るか出ないかという状態で推移をしておりますが、元の事業継続を支援するという観点から、今後申請があったものについては対応していかざるを得ませんので、そのあたりは、これをオーバーしますと、後で若干補正をさせていただくことがあるかもしれませんので、御理解をよろしくお願ひいたします。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

修学支援金について御説明をいたします。

修学支援金でございますけども、この制度は2つございます。1つ目が、大学生を対象としました大学生等修学支援金の給付事業としまして、令和2年4月27日において和気町内に住所を置いている大学生の方に1人当たり5万円を給付する事業でございます。それから、もう一つが、和気町子育て世帯支援事業給付金ということです。こちらにつきましても、町内に住所を有して、令和2年4月1日現在において高校2年生、3年生に在学する生徒1人当たり1万円を給付する事業でございます。

今回の減額の460万円でございますが、当初予算を計上するに当たりまして、町としまして高校生、大学生の詳しい人数は把握しておりませんので、その世代、高校生世代につきましては対象年齢の高校2年生、3年生の人数の99%を高校生が在学してあるであろうということで積算をしております。

また、大学生世代、それから専門学校世代としまして50%を当初予算の算定基礎として対象人数に掛けて積算をしております。そちらと実績の差額を今回減額したものでございます。

それから、特別定額給付金の関係でございます。66ページでございます。

支給対象者、先ほど財政課長からもありましたけれども、1万3,982人が支給対象者となっております。支給済みにつきましては1万3,962人でございます。したがって、未支給が20人ということになっております。その中の内訳としましては、申請書が全く届かない者が5人、それから正式に辞退を申し出た者が13人、それから再度申請のお願いをしたものの申請を結局されなかった方が2名ということで、合計の20人となっております。差の5人につきましては、旭川荘等のような養護施設に入っている方は、そちらの住所地のほうで支給されるということになりましたので、そちらに5人いらっしゃいますので、そちらが50万円の減額ということで合わせて250万円の減額ということになっております。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、太田議員の予算の資料152ページとそれぞれの予算の積算の科目との整合性がないじゃないかという御質問でございますが、こちらにつきましては、令和2年度から会計年度任用職員の運用がございまして、職員給与費明細につきましても、会計年度任用職員と職員給与を合わせた給与費明細になっております、今年度から。そういったことで、非常に分かりにくくはなっておるんですが、地方自治法の施行令によりましてこの様式も決まっております。

それと、フルタイムについては、会計年度任用職員の制度の時点で御説明も申し上げましたが、支出科目がフルタイムの場合は職員と同等の科目でございますが、パートタイムの会計年度任用職員につきましては、本俸が報酬で支払われたりですとか、それから通勤手当については旅費で支払われておるといようなことでございます。その整合性で異差が出てきておるといことでございまして、ほかの科目で申しますと、税務の総務費、それから特別定額給付金費、それから生ごみ処理費、教育委員会の事務局費、小学校費、中学校費、にこにこ園の関係人件費、一般会計で7項目ございます。それと、特別会計のほうでは介護、それから温泉、この会計が科目との異差が出てまいっております。会計年度任用職員等の関係でそういった数字になっておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） だから、にこにこ園だけではなくて、この参考資料で言うと、ほかのところも違いがあったということですかね。全部は見えてなかったんですが、にこにこ園はそう思いました。

あと、簡単に言うと、学校給食共同調理場のところなんかは同じだなというふうに思って、ここにはパートタイムの会計年度任用職員の方はおられずに、正規の方ばかりなのかなと。それから、正規であっても、会計年度任用職員の方であれば、そこなどは額が変わるんじゃないかなというふうに思ったりもしたんですが、私の考え方というか、理解が違うんですかね。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 保育教諭等については、基本的には会計年度の本来フルタイムということを前提に——パートタイムもおるんですけど——という形で雇用しておる方が多いです。

調理場のほうにつきましては、フルではなくて、パートタイムでの雇用でございます。本来フルタイムの雇用であれば職員と同等の科目になってきますが、パートタイムでの雇用となると科目が変わってきますので、そち

らの表には上がってこないという状況になると思います。

(9番 山本泰正君「議長、ちょっと休憩をお願いします。休憩動議です」の
声あり)

○議長(安東哲矢君) ここで暫時休憩といたします。

午後1時28分 休憩

午後1時30分 再開

○議長(安東哲矢君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番 太田君。

○2番(太田啓補君) あと、河野課長のほうで答弁いただきました持続化給付金の関係なんですが、総額が4,880万円ということで、今回2,000万円を追加してもあともう120万円ほどしかないわけで、もう少し余裕を持ったようにしとったほうが、どうせならというふうにも思うんですけども、一応ここで2,000万円ということなんで、後また次に補正を——増えたらですよ——せないけんのだけども、もうちょっとそこらは考えてしてもらったほうがよかったかなというふうに思います。

それからまた、あとほかにもそこで聞きたいところがあるんですけど、それは委員会のほうで、私、総務のほうですから聞かせていただきたいというふうに思います。

あと、松田課長のほうで言われた、旭川荘でおられる方は結局住民票が向こうにあるからというようなことなんでしょうね。向こうの岡山市のほうから出たというようなことなんでしょうか。それでええんですかね。

○議長(安東哲矢君) 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長(松田明久君) 住民票は和気町にありますが、そういった特定の国のほうで決めてある施設に入られている方については、そちらの入られている施設の住所地のほうで請求をするという決まりになっております。

(2番 太田啓補君「結構です」の声あり)

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑はありませんか。

11番 当瀬君。

○11番(当瀬万享君) 59ページの不動産売払収入についてちょっとお願いがあります。

民間の業者もそうなんですけど、角地を売るときにはよほど気をつけるとか、条件をつけると思うんです。日笠のあの住宅の一番南の東側、2階建ての立派な建物が建ってます。私は地元の議員じゃないからちょっと言いにくいんですけど、クリーンセンターとか和気鶴飼谷温泉へ行った帰りに、乗用車であそこへ行くと、その2階建ての家が白いフェンスをしとんですけど、北側が見えないんです、全然。フェンスというのは、升目から見たら隙間があるからなんですけど、南から北側、要するに東側にフェンスをしとんのは壁みたいになって、向こうから車が来てるかどうかというのが全然分からない。それで、軽の乗用車で通ったときはまだ分からない。いつか事故が起きるんじゃないかなというふうに思って。例えば止まれの位置の線をもうちょっと県道側に出すとかの対策を立てないと、いずれ高齢者の方が事故を起こすんじゃないかなと。だから、あの角っこを売るときに、県道側のほうはとにかく——あそこ軽トラだったら見えると思うんです——山本議員があそこから出てこれるとるから、あの高さやったら見えるんですけど、乗用車やったら沈むともう何にも見えんです。だから、あれは今後もし土地を売ることがあったら、職員の方はもう角っこは慎重にやって売ってほしい、今現在の日笠のあの住宅のフェンス、あれ絶対事故が起きると思うんで、ちょっと何か対策を考えてほしいなというふうに思います。これ金額とは関係ないんで申し訳ないんですけど、私は何回も通ってみて気がついたことなんで、要望したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長(安東哲矢君) 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） ありがとうございます。

現地を早速確認をしまして、対応したいと思います。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第106号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第106号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第106号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第107号令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第108号令和2年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第109号令和2年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第110号令和2年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第111号令和2年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第112号令和2年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第107号から議案第112号までの6件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第107号から議案第112号までの6件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第107号から議案第112号までの6件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第113号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第113号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第113号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第113号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第114号令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第115号令和2年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第114号及び議案第115号の2件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第114号及び議案第115号の2件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第114号及び議案第115号の2件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第8）

○議長（安東哲矢君） 日程第8、議案第116号和気町道路線の認定についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第116号の和気町道路線の認定についてでございますが、道路法第8条第1項の規定により、青山3号線を新規認定し、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第116号の細部説明を求めます。

都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 議案第116号説明した。

○議長（安東哲矢君） これから議案第116号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第116号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第116号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第116号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第9）

○議長（安東哲矢君） 日程第9、請願第5号町道下の町下道線の振り替えを求める請願についてを議題とします。

これから請願第5号の紹介議員であります神崎良一君から説明を求めます。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 坪井和気区長より提出されました町道下の町下道線の振り替えを求める請願について、紹介議員として説明申し上げます。

まず、請願の趣旨でございますが、国道374号線から町道和气線、これを結ぶ町道下の町下道線、ちょうどこれは谷尾食糧の工場と今駐車場になっているあの間の細い国道に上がる道でございます。これは、幅員を確保し車両がスムーズに通行できるようにするとともに、重複する交差点への進入位置を変更し、交通事故を抑制する道路を建設していただけますよう請願いたします。

次に、請願の理由でございますが、現在国道374号線から町道和气線を結ぶ町道下の町下道線は、とても道幅が狭く、それにもかかわらず通行量が多く、車両同士の擦れ違いがスムーズにできない状況にあり、非常に危険性を感じているところであります。

また、重複する交差点は、複雑な形態になっている上、地区外からの交通量も多く、毎年交通事故が発生している場所でもあります。当該交差点は、片鉄ロマン街道である自転車道も交差し通学路にもなっていることから、和気区民としては非常に危機を感じています。

以上の理由から、現状の町道下の町下道線を閉鎖し、安全な幅員が十分確保され、交差点部分への進入箇所を変更した進入道路を新たに建設していただきたい。何とぞよろしく願いいたします。

これで坪井和気区長より提出されました町道下の町下道線の振り替えを求める請願についての説明を終わります。

○議長（安東哲矢君） これから請願第5号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 当瀬君。

○11番（当瀬万享君） ちょっとお聞きしたいんですけど、地元の方はどういうふうにしたいと思われとんか。賛成なんです。谷尾食糧と旧マルイチの間におりにときに国道374号線で右折の合図を出して止まっとつたらずらっと並ぶんです、特に夕暮れ時なんか。だから、それも含めて解消したほうがいいんですけど、地元の人はどういうふう希望されているか、もし聞いているんだったら教えてください。私は賛成です。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 私が聞いたところを申し上げますと、今ちょっと変形した十字路になっとるんですね。谷尾食糧の中に入っていき南に行くための道と国道374号線に上がっていく細い道と、それから新まつやに入っていく郵便局の前の道とが少し右に折れながら北川病院のほうに行く、この道になって、一番近いところでいくと、新まつやの店主なんかはこう言うてます。北川病院のほうから来ると左手になって、手前に昔貸本屋があった店のところが今町のものになったと聞いているんですけど、あれが空き地になっとんです。それから、右手は少し空いてるので片鉄ロマン街道が物すごく見やすいので、自転車が来てる、歩行者が来てるのが見えるので、かなりスピードが上がってくるということで、ぶつかりそうになるから、今の形態では悪いので、一応警察のほうには地元としては4か所に止まれをしてくれと言うたら、それはできないと。道の太さ、細さ、交通量によるのでということで、今止まれの停止線があるのは、今言いました国道374号線から下りてきた下の町下道線がちょうど交差点に入るところで止まれがあります。それと、谷尾食糧の工場から出てきたのが北へ行くときに止まれがあります。それから、郵便局の前は減速という表示があります。それから、北川病院の前から郵便局の方へ抜けるというか、交差点に入るときは、何か書いてあるんだけど、もう擦れて見えません。何か分から

ない。という現状の中で、地元の人が求めているのは、あの形態自身がおかしいので、一番いいのはそら広げてとか、あるいはきれいな十字路にするとか、それから今言う町の土地だと言われてる昔の貸本屋の跡のあの土地のあたりを含めて、交通の速度が落ちるのを一番望んでおられたのが、たまたまですけど住民の人の意見です。あと、郵便局の運転手さんなんかに聞きますと、やはりあそこはかなり通るので、広げてくれたらいいなど、こういう意見もありました。ただ、意見はいろいろあるんですが、形をどうするかは非常にそれぞれの意見があって難しいんですが、一応区長として考えておられるのは、根本的に進入路——だから多分国道374号線から下りてくる道——をもう少し旧マルイチの、今谷尾食糧さんの駐車場になってるところへほとんど道を造ってほしいというのが一番の願いじゃろうと思うんです。そうして、十字にきれいに交わらせて、かつ停止線をきちっと、どっちか通行量の多いほう、もしくは太いほうの道につけて、きちり十字路で止まれるようにというのが地元の願いなのかと、このように私はお聞きしました。

○議長（安東哲矢君） 11番 当瀬君。

○11番（当瀬万享君） いいことなんです。あそこは確かに4差路になって、それで特に危ないのは片鉄ロマン街道から来る。我々もひやっとするところあるし、それから北川病院から来て国道374号線へ行くとき、あの角っちは直角やから曲がりにくい。そういう状況やから、ぜひやってほしいんですけど、考えられとんのは、ちゃんとじゃから話ができる旧マルイチと言いながら今谷尾食糧が駐車場に使ってるからその土地を分けてくれるとかというような話も地元でできてるんか、だからある程度のことをしとかんと、町にばっかりお願いするというのはちょっと難しいところがあるんで、地元としてはこれだけのことができてから、あとは町でお願いしますよというような、そこら辺が聞きたかったんじゃないけど、区長じゃねえから分からんと思うから、また聞いてください。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） はい。谷尾食糧は地元の企業であるし、はたまた和気区内の工場でもありますから、またその辺のお話は区長をお願いをして、土地を提供されるであろう谷尾食糧とはよく調整してから町に持って行ってほしいというようなことは、私の責任としてまたお伝えしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

神崎君、御苦労さまでした。

請願第5号を会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願文書表のとおり厚生産業常任委員会に付託しますので、審議をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会が予定されております。また、特別委員会終了後、議会全員協議会を開催いたしますので、御出席ください。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後1時52分 散会

令和2年第6回和気町議会会議録（第7日目）

1. 招集日時 令和2年12月16日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和2年12月16日 午前9時00分開議 午後3時11分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 尾崎 智美	2番 太田 啓補	3番 從野 勝
5番 神崎 良一	6番 山本 稔	7番 居樹 豊
8番 万代 哲央	9番 山本 泰正	10番 西中 純一
11番 当瀬 万享	12番 安東 哲矢	
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
早退 11番 当瀬 万享
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 草 加 信 義	副 町 長 稲 山 茂
教 育 長 徳 永 昭 伸	総 務 部 長 立 石 浩 一
危機管理室長 新 田 憲 一	財 政 課 長 永 宗 宣 之
まち経営課長 寺 尾 純 一	税 務 課 長 山 崎 信 行
民生福祉部長 岡 本 芳 克	健康福祉課長 松 田 明 久
産業振興課長 河 野 憲 一	都市建設課長 西 本 幸 司
総務事業部長 今 田 好 泰	教 育 次 長 万 代 明
学校教育課長 國 定 智 子	社会教育課長 菅 崎 修
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田 村 正 晃
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 7番 居樹 豊 2. 10番 西中純一 3. 5番 神崎良一 4. 2番 太田啓補 5. 1番 尾崎智美 6. 6番 山本 稔 7. 9番 山本泰正	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、御苦勞さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承願います。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてですので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いいたします。

それでは、通告順位に従いまして、7番 居樹 豊君に質問を許可します。

7番 居樹君。

○7番(居樹 豊君) おはようございます。

それでは、ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目ですけれども、老朽空き家住宅等の防災対策についてでございますが、近い将来、発生が予測されます南海トラフ地震など、気象変動による想定外の自然災害が頻発している中で、町内においては老朽の空き家住宅、倉庫等が見られますが、近隣の住民の皆さん方の御心配もあろうかと思えます。そういう中で、今和気町において安全・安心のまちづくり、この視点から万が一の倒壊リスク等に対する防災対策をどのように考えられておられるのか、これをお聞きしたいというように考えております。

具体的には、質問要旨として上げておりますように、まず倒壊リスクの建物、家屋、これの現状把握はどうなっとんかということです。

2つ目は、この倒壊リスクに対する問題意識をどう思っとなのかと。

それから、3点目として、これは条例改正等が伴いますけれども、万が一、解体する場合の一部費用の助成、それから税の軽減措置、この辺について将来的なことですけれども、どう考えられておられるのか、この辺のことをお聞きしたいということで、答弁をお願いいたしたいと思えます。

○議長(安東哲矢君) 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長(西本幸司君) 失礼いたします。

それでは、居樹議員の老朽空き家住宅等の防災対策についてお答えいたします。

まず、1点目の倒壊の危険性がある家の現状把握はどうなっているかについてでございますが、本町の倒壊の危険がある空き家の状況でございますが、本町に寄せられた過去5年分の倒壊の危険性がある空き家の相談は19件で、今年度は6件ございました。相談があった場合は、まず区長を中心に地元区の方と相談いたします。そして、地元区の協力をいただきながら、空き家所有者へ適正な対応を求めているところでございます。しかしながら、土地所有者が亡くなってから長期間にわたり相続が行われていないケースや、地権者が県外等へ転出し、地元との関係が希薄なケースも見受けられ、本年度は町から5件、文書の送付等の対応を行い、空き家所有者と接触を持ち、適正な管理や解体について協議をしております。

なお、本町の空き家戸数は平成26年度に区長を中心とした区の御協力をいただき、実施した調査では583戸でございました。このときの調査は、空き家の利活用を目的としたものでございまして、外観上居住することが不可能な空き家を除外しており、調査から6年経過しているため、実際の空き家数は相当数あるものと認識し

ております。現在、倒壊の危険性がある空き家に対する対応は、相談があった空き家に対し、地元区と協力をいただきながら対応しているため、倒壊の危険性がある家屋の数は把握できておりません。

次に、2点目の安全・安心の暮らしを守るための問題意識はどうかについてお答えいたします。

適正な管理がなされていない空き家につきましては、建物の老朽化による倒壊、屋根や壁などの崩落、破損による危険性ばかりではなく、雑草、悪臭などの衛生環境の悪化や環境の悪化、不法侵入などの治安の悪化等、周辺的生活環境に多大な悪影響を与えるものであると認識しております。空き家になった時点で、倒壊の危険がある空き家にならないために適正な管理を行う予防策と、適正な管理が行われていない倒壊の危険性がある空き家からの被害を防止するための応急措置及び解体の促進といった2つのアプローチが大切であると認識しております。住民の安全・安心、良好で快適な住環境を維持するためにも、空き家対策は重要であると認識しておりますが、人口流出、過疎化が進む本町において、全ての空き家問題を解決するのは難しいと考えております。

次に、3点目の解体に伴う一部費用の助成等の検討の必要性について、どう考えているかについてお答えいたします。

解体に伴う一部費用の助成については、空き家対策を実施するに当たり、空き家所有者に適正な管理を促進する観点から大変有効な面であると考えておりますが、空き家条例や空き家対策計画、財政部局等との協議を併せて検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） それでは、私からは老朽空き家住宅等に対して、固定資産税の減免措置等の検討はしないのかという御質問についてお答えさせていただきます。

町といたしましては、町内の全納税義務者に対しまして、課税の公平性を保つことを基本に税金の課税を行っております。老朽空き家住宅所有者に対してのみ、固定資産税の軽減措置を実施すれば公平性が保てなくなり、また、町内に老朽空き家住宅が増加する傾向が現れてくることが予測されます。このようなことから、老朽空き家住宅を対象とした固定資産税の軽減措置については、今のところは検討は予定してございません。

また、固定資産税、土地、家屋につきましては地方税法により3年ごとに評価替え、課税の見直しを実施しております。固定資産税の免税点によって、同一義人が所有する土地、家屋について、課税標準額が土地につきましては30万円、家屋につきましては20万円に満たない場合は固定資産税を課さないことになっております。今後も、この規定に基づき、適切な課税を行ってまいりたいと思います。

以上、居樹議員の御質問の御回答とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今、御回答いただきましたけども、まずその中で西本課長からの答弁では、過去の件数等ありましたけども、聞いておると受け身な感じがしますんで、ぜひ現状調査、これは区長方と苦情があれば相談に乗りますよということですけども、例の移住対策の空き家とは違いますのでそれじゃあ本当の意味の安全・安心対策にはなってません。これはもう個別に本当に倒壊の危険がある空き家はある程度地元の区長であれば、すぐどこことというのは全区52行政区すぐ分かりますんで、そんな手間のかかる仕事じゃないんで、各地区ごとにどうだというのは現状把握だけはぜひしていただきたいと思っております。それから、その辺は実際に行政としての役割だと思うので、今言うた現状を把握してないということでは、これはなかなか私の期待する答えにはなってません。ここはぜひとも早急に移住対策の空き家とは別で安全対策、災害防止ということで近隣の住民の方の不安というのは苦情がある場合もあろうし、潜在的にある方もおられるけども、近所のことだから言えないとかいろいろあるんで、町として、行政としてできる範囲で頑張ってやっていただきたいというのが私の本意でございます。

それから、税のほうは確かに今税務課長が言われたように、東京都とか大都会では問題になつとるんですけども、まだ実際に地方までないとは思いますが、将来的な課題としては認識していただきたいというふうに思っておりますけども、そこで町長、この件につきまして私もいろいろ町内を回ってみますと、結構ぼろぼろあるんです。個別のことはちょっと差し控えますけども、実際問題、隣がそうであったら心配な方は多いと思います。それをあえて行政のほうへ苦情として申し出る方もおられますけども、潜在的にそう思ってる人も、そういう気持ち、町民の方の安全・安心というならば、その辺は大きな総合計画、防災対策の避難訓練、これも大事です。しかし、足元の身近なそういう問題について、細かいけど、ささいな一町民の一人一人のその辺のことを、具体的な身近な足元の危険というのを認知してもらいたいということで、今回問題提起させていただきました。

そこで、町長は最高責任者として、この安全・安心、行政の一丁目一番地と町長は常に言われますけども、全体的にどう考えられますか。一言、回答をお願いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 空き家対策につきましては、6年前に区長に580軒ばかりの調査をしていただいたという実績があるんですが、その後詳細な調査をいたしておりませんので、区長から倒壊家屋が危険なという情報があったときには、それなりに所有権の問題とか、そのあたりについての協議はいたしておりますが、なかなか空き家については一軒一軒それぞれ事情が違います。地域に危険を及ぼすような空き家については、何とか撤去していただくようにという思いの中から、区長ばかりをお願いをしておったんじゃないから、これからはもう一回倒壊家屋の実情、これを調査してみたいと思います。

それと、岡山市が県とで解体の費用を負担し合うというような補助制度もこしらえとるようなんですが、岡山市の場合は解体すると、その土地が付加価値がどんと上がって税収がどんと増えるというようなこともあって、岡山市も財源負担をしていくというようなこともあるんでしょうが、そのあたりのことも含めてもう一回調査してみたいと思います。住んでおられたって倒壊がもう寸前だというような家もあるんですが、何にしてもこれはもう知的財産の問題ですから、難しい問題があるんですが、やっぱり危険性もありますので、十分検討してまいります。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） もう町長の御答弁のとおり、私有財産ということで難しいことは重々承知でございますが、町民の皆さんの特に安全・安心という、実際にこれは建物ですから、御近所ですからね。離してあると関係ありませんので、そういう立場でなかなか言い難い部分もありますけれども、ぜひその辺も検討していただきたいと思っております。

じゃ、次に行きます。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、2点目の本荘地区公民館の広場の環境整備ということで、これは少し具体的な中身でございますけども、御承知のように本荘地区公民館の広場は幼児、にこにこ園等の子供の遊び場とか、地区の同好会によるグラウンドゴルフなど憩いの場として現在活用されております。また、公民館の利用者やにこにこ園の保護者の送迎用駐車スペースとしても広く活用されておるところでございます。本荘地区の福祉、教育の拠点として、この環境整備が求められているというように私は道々に見ながら考えております。そういう意味で、執行部の皆さんの考え方をぜひお聞きしたいということでございます。

具体的には、現在の利用状況の把握ということで、どういう形で使われとるといふのをどこまで把握されとるかということ、それから2つ目は拠点としての位置づけといいますか、本荘地区公民館そのもの、それと広場、この辺の認識をどう思つとるかということです。

それから、これらを踏まえて整備の必要性、いやこれはもう現状のままでよろしいということも一つの考え方

です。実際、あそこを現状どう捉まえとんかというようなことを含めて御回答を願いたいと思っております。

それで、この件につきましては、平成28年6月に私が一般質問で御承知の方もおられますけども、一部あそこに入る、降りがけの右手の舗装をさせていただいて、それから今年になって教育委員会のほうの配慮で白線の駐車枠もしていただきました。残りは、少し具体的になりますけども、左半分の雨が降ったら水たまりができる砂利のところですよ。せめて本荘地区の本丸でございますので、その辺も含めて検討していただくということで、御回答をお願いしたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 社会教育課長 菅崎君。

○社会教育課長（菅崎 修君） 失礼します。

居樹議員の質問に対してお答えいたします。

本荘地区公民館の利用促進及び環境整備について3件質問がありますので、それについて個々に説明させていただきます。

本荘地区公民館の利用状況ですが、令和元年度においては延べ8,000人近くの利用者があり、主なものとしては空手教室、ヨガ教室、ダンス教室、写真クラブやまちづくり協議会、本荘小学校の保護者会、PTA等の会合等で日笠、本荘、和気、石生の4地区公民館の中では対象住民が最も多く、一番利用されている地区公民館でございます。

次に、本荘地区公民館の福祉、教育の拠点との位置づけの質問でございますが、愛育委員会、栄養委員会の活動の場としての利用や胃がん検診、胸部レントゲンなどの検診会場のような福祉の場としての利用やヨガ教室、健康体操や写真クラブ等の社会教育の場としても多くの方が利用しております。また、本荘児童クラブの利用者も時々地区公民館を利用しており、本荘地区には欠かせない施設となっております。今後も地域の方と協議しながら、コミュニティ活動の拠点としてより一層の利用促進に努めてまいります。

次に、広場の現状と環境整備の必要性についてでございますが、議員もおっしゃられたとおり、地区公民館前の広場はグラウンドゴルフなどのスポーツや子供たちの遊び場、地域の方の憩いの場として利用させていただいておりますので、それは今後も続けていただきたいと思っております。今後の利用、整備につきましては、利用関係者、関係部署と協議して検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今、課長のほうからお答えがありましたけども、私は本荘地区公民館の利用状況が8,000人というのは初めて聞きましたけども、確かに一番対象人員も多いですから、よく利用されるでしょうけども、私は特に今回質問の要旨は地区公民館の広場ということです。広場のあの状況、グラウンドゴルフの周辺もそうだし、それから昔の幼稚園の跡と砂利のスペースは、雨が降ったらびしょびしょになる、ああいうところです。あの状態を見て皆さん方から苦情といいますか、要望が出ないのが不思議なぐらいと思っておりましたけども、私はあえてこういう一般質問という形で出させていただきました。地区公民館の利用状況も皆さんお聞きになったとおり、これだけ利用の多いところでもあります。その周辺整備を1年でやってくれとは言いません。やはり中期的な環境整備の計画を作る。例えば3か年とか5か年ということで、あそこをよく見てもらえば、現状グラウンドゴルフの倉庫、あの辺もなかなか場所的にはあれではちょっとだめなんで、せつかく建前上、文化の拠点だと言いながら、言葉だけじゃなしに現実にあそこの姿を見たら、あのまま置いとくでは私は問題かなというように考えております。そういう意味で、環境整備そのものの必要性といいますか、その辺はどんなですか。ぜひこれは副町長に最後にお答えいただこうと思うんですけども、私も過去に1回質問しましたけども、その時は一部舗装していただきました。今回は全体、地区公民館周辺を、やっぱり本荘地区のここにこ園もあれば児童クラブもある、本荘小学校もある、あそこは言うてみりゃあ本荘地区の教育関係のメッカなんです。それから対

象人員も多い、そういうことを少し検討していただければというぐらいのことで、ぜひとも副町長にその辺をどうお考えか、お答えいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） あの周辺の環境整備につきましては、あの周辺のことも考え、それから使う利用頻度、それから本荘地区公民館の位置づけ等々を検討しながら、今予算時期でもございますので、整備が必要ということになれば整備をやっていきたいというふうに思っておりますので、御回答とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） ありがとうございます。確かに今副町長が言われたように、来年度の予算編成時期でもありましようけども、確かにあそこを全てやるという相当お金がかかると思いますが、そんなことは毛頭思っておりません。まず、何か年かかけて、できればそういう形でしていただければ、地元の区長方にも特にそういう話はしておりませんが、言えばそういう答えが出てくると思います。あえて皆さん方は出されませんが、私はこういう全体的に見たときに、あそこをあのままではちょっとあれかなということも思っておりますので、あえてこういう形で一般質問させていただきました。副町長のほうから、予算時期でもあるし、少しは考えてみようというように私は理解いたしましたので、ぜひとも実現に向けてお願いしたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、最後の3点目に入りたいと思います。

本件につきましては、過去にも私は同様の一般質問を、平成27年3月の議員になりたての最初の議会でさせていただきました。行政のスリム化と財政の健全化についてということでお話や質問をさせていただきました。言いますのは、平成18年3月の合併以降、これからの町の自治体の体質といいますか、少数精鋭のスリム化ということでお話したと思います。それから平成29年3月には人口減少下での自治体経営は大丈夫かなあということで、これも私も同僚議員と滋賀県内の研修センターへ2日間研修に行きまして、これからの少子化による人口減少下での自治体というのは、従来のお役所的な感覚じゃなしに一つの経営として、いわゆる最大の町民に対するサービス業ですから、そういう立場でということで平成29年3月にやらせていただきました。それから、令和元年9月にも町役場の業務遂行体制についてはどうかということで、失礼な言い方も分かりませんが、お役所主義という、どっちかといういい評判じゃなしに代表的な言葉では休まず遅れず仕事せずと、昔から私はそういうイメージがあるんですけども、そういう感覚を持つての方は今でも口には出さないけども、そういうことを含めてということで、これは私の一般質問の中ではなかなかこういう質問はないんですけども、今回もうこれだけ言ってもなかなか直らんようでしたら、この項目については今回限りということでもう言いませんけども、このことについては本当にみんなで認識を改める必要があるということでございます。

ここにありますように、人口減少下で、まして税込減はもうこれ避けられないということは皆さん御存じのとおりだと思います。それから、いつも新たな財源を見いだすとか言いますが、これは言葉であって、なかなか現実的に新たな財源は見込めないということで、ふるさと納税とかありますけども、なかなかこれ税の増収というのは現実的に難しい。言葉は言えても、なかなか現実的には難しいという中で、行政自ら身を削るといったらおかしいですけども、やはり人口が減ってくれば役場の総人員、組織も、まず人員だけではございませんけども、そういうことの行政の体質強化、筋肉質な組織にしないと、これから5年、10年の行政をやっていく部分で乗り切れないというふうには私は思っているところでございます。そういうことで、実際この件についてはそういう立場で答えてますけども、なお御承知のように令和3年度、来年度から10年間の和気町の第2次総合計画、これも始まります。私も一委員としておりますけども、これは委員の中からも出ましたが、これ幾らいいのを作っても印刷物で置いとったんじゃあ何もなりません。これを実行せしめて初めて総合計画の意味合いがあります。そういう意味で、これを行うのは誰かと言いましたら、やっぱり皆さん優秀な和気町の精鋭集団でござい

ます。人が物事をやるわけですから、そういう意味でこの時期にあえてこの問題を私は提起させていただきました。そういう計画等も一番大事な、これから向こう10年の計画をする中での町の責任者としての取り組む姿勢、これを聞きたいということで一般質問させていただきました。

具体的には、要員計画なんかを作る必要があるのかなということで、作ってるのかどうかということ。それから行政のスリム化に当たっては、業務の今やっとする仕事の洗い出し、本当に無駄な仕事をやってないのかなというようなことも自問自答、洗い直しも必要だと思います。民間会社では当然やっとなですけども。それからもう一つは少数精鋭とすれば今のままの部課の配置でいいのかどうか。個人的には民間ではやっとなりますけども、グループ制、例えば総務グループとか民生グループ、それから都市建設グループとか、もう大きな3つのグループみたいなのを作って、例えば総務部長であれば総務グループリーダーというようなチーム制とかというのがありますが、ぜひそういうことも組織を見直すに当たっては、役所であってもそういう民間のいい組織はまねてもいいと思います。そういう意味で、部課の在り方、その辺の考え方もお聞きしたいと。

それから、行政をスリム化するために、まして人数が減ってくれば、人が能力の人材育成をしなくてはなかなか少数精鋭主義はできないと思います。そういう意味で、いつも言いますが、人材育成をどこまでやられとんかなというのが、いつもの答えで研修に1日行きましたとかというんじゃなしに、本当に日々の部下の育成、こういうことをどこまでやられとんか、この行政改革というのは町の大きなもうけ仕事なんです。もうけているのはそれはたまたまよそから税金だけじゃなしに身を削るというたらちょっと変な言い方ですけども、これは大きな歳出、和気町で今人件費で約14億円弱ですか、かかってますけど、これ独自財源をほとんど9割方食ってるといってしょうけども、スリム化というのは町にとっては物すごく大きな財源増なんです、実質。今御承知のように、職員の1人当たりの賃金じゃありません、平均的な人件費は約700万円、これは給与とそれから福利厚生費とかいろいろなので、1人トータル700万円ということで大きな財産を抱えとるといってことです。これプラスの財産とマイナスの財産ということ、財産というのは両方プラスとマイナスとありますけども、そういうことも含めてもっと人材に対する意識がもっとも必要なのかなということで、行政だからそんなものは必要ねえということはないと思いますけども、今行政といいまして、もう完全に民間、サービス業ですから、そういう意味でどういように考えられとんかなということをまずお聞きして、再質問の中で述べたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、居樹議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず、業務の見直し、部課の配置の見直しの必要性の問題意識はあるのかという御質問でございますが、和気町では事務分掌条例、行政組織に関する規則によりまして、令和2年4月現在でございますが、町長部局、4部、12課、1室、23係、教育委員会では3課、17係、その他学校教育施設で構成され、住民福祉の増進を図ることを基本といたしまして業務の遂行をしておるところでございます。和気町といたしましても、超高齢社会への対応、人口減少対策、地方分権推進に伴います権限移譲、新型コロナウイルス感染症対策等により、事務量等が年々増加しておる状況でございます。このような時代の変化に対応した行政組織を構築するために、効率的な組織、機構の在り方について毎年日々検討しているところでございます。近年では、平成26年に町民が安全で安心して住めるまちづくりを推進いたすため、防災、防犯、危機管理対策の担当といたしまして危機管理室を設置、平成31年には企画部門と財政部門を細分化いたしまして、より専門的な業務を行い効率化を図るためにまち経営課と財政課を設置するなど、多様化、高度化に対応する町民ニーズに応えるために随時組織の見直しを行っておるところでございます。

また、その他特別な業務、行事、災害の避難所の開設業務等の対応体制につきましては、課、部、全体といっ

た相互間の調整を図りながら、協力体制を取っております。今後も、町民のニーズを的確に捉えまして、町の特性を生かしながら、多様化、高度化する町民ニーズに対応するため、行政組織の見直しを考え、減少基調での定員管理を行っていきたくと考えておるところでございます。

それから、計画につきましては定員適正化計画を策定しておりました。それから、部課制の部制につきましては合併協議の中で部制をしくということで今まで至っております。合併協議の中でこういうことで至っておりますということで御理解いただきたいと思います。今後、協議をさせていただきたいと思っております。

続きまして、2点目でございますが、人材育成の取組は十分かどうかということでございます。

行政運営には、企業と同様に人、物、金、情報、時間、5つの資源が必要であると認識しておりまして、この中で特に人について一番重要な資源と考えておるところでございます。組織における人材とは、優秀な能力を備え、それを職務の中で十二分に発揮するというところでございまして、職員の育成がその中で必須であるかと考えております。研修でございますが、議員もおっしゃいますが、研修に参加するだけでは職員の育成にはなるとは考えておりません。各種研修への参加、外部講師による研修の実施、他団体への人事交流、職員派遣等も行いますが、その中で職員の気づきを与える場と考えておりまして、職員力の向上、そういったものが一番かと考えておりまして、自己研さんに職員に努めさすよう、努力していきたいと考えておるところでございます。

続きまして、3点目でございますが、行政に対する町民の評価をどのように認識しているかという質問でございますが、事務の行政評価のことと推察いたします。現在、和気町では最上位計画であります和気町総合計画の基本目標を基に施策の展開をしており、主要事業につきましてはPDCAサイクルを用いて検証を実施しておるところでございます。今現在におきましては、予算査定時にそういったものの予算が適正に執行されておるかということの評価しておりますが、限られた予算を有効に使うため、スクラップ・アンド・ビルドあるいはPDCAサイクルによります事業評価、これを十分行いまして、今後は事業評価を誰がどの事業を対象にどのような手法でまとめていくか、先進事例等を参考に調査研究を進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今、部長のほうから内部組織の責任者として説明がございました。過去にも、ちょっと失礼な言い方ですけども、優等生的な言葉で言えば回答でした。ただ、ここでそういうきれいな回答もいいですけども、実際私はもう一町民としても、いろんな場で役場の、役場までは伝えませんが、地域でも結構役場に対する、行政に対する仕事の全体的なことについて結構いろんな場面で耳にします。一番地べたのべた臭い話を聞きますけども、そういうところはなかなか役場の皆さん方には多分声は届いてないと思います。仕事が増える、忙しい、これは和気町に限らず行政全般、これだけ複雑多岐にわたったような時代ですから、仕事は多いでしょうけど、多いからこそ仕事の見直しをしないと、役場の職員の人は皆さん真面目で一生懸命の方が多くですけども、一生懸命やっても無駄な仕事がないかどうか、私が言いたいのは本当にこれが全て無駄な仕事ではないのかの見直しをしないと、いつまでたっても業務が増えるばかりであることです。しかし先ほど言いましたように税収は減ってくるので、今の200人体制の維持はできないと思いますし、今度の計画では、10年計画では10年先に178人とか、だけどこれじゃあ私はその人数ではまずいと、やっぱり150人体制ぐらいへ持っていくような要員計画を作って、それに向けてどうするかということを考えないといけないと思います。時間がないので、そういうことも含めて、これはこれから本気で検討を10年先を見て組織内のことを考えていただきたいということで、最後に町長から総括答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 人口減少からの役場の業務体制、これは福祉というのはいもう限界がないというのは十分

御理解いただいとるとように、これでもかこれでもかというように何ぼでも業務は増えてくる。そのあたりのことも意識をしながら、毎週部課長会議でもそういうことについて、行政の在り方についても協議をいたしておりますし、それから何か新しい業務ができると、プロジェクトチームを結成して全員で検討もしておりますし、それから職員研修等については今部長が話したとおりでございます。できるだけ参加をさせていこうということで対応しております。町民の皆さん方からいろんな御意見をいただいておりますというのは、私も十分認識をいたしております。このままでは駄目だなという気持ちもあります。ただ……。

○議長（安東哲矢君） 町長、時間が大分経過してますので。

○町長（草加信義君） おっしゃることは十分理解ができております。さらに行財政改革に取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひそういう意見がございましたら、まだまだ我々のほうへ聞かせていただいて、改革に取り組んでいきたいと思っておりますので、協力方よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） すいません、時間が若干延長しましたけども、ひとつ最後の件につきましては、これからの10年間、私もこの役場が町民の方から信頼される、頼りにされる役場にということで、ぜひとも町長のほうからも今お言葉がありましたけども、よろしく願いしたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（安東哲矢君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、9時45分まで暫時休憩といたします。

午前9時43分 休憩

午前9時45分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、10番 西中純一君に質問を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） おはようございます。

まず、私は1番に新型コロナウイルス感染症に対する国の対応の強化をというテーマで質問をさせていただきます。

今の現状は、毎日3,000人以上の感染者と北海道、大阪府、東京都などで重症者のベッドの占有率が増大し、いわゆる医療崩壊の状況を呈しつつあります。残念ながら、岡山県でも重症者の割合が30%弱というふうなことでございます。毎日の感染状況をみると岡山市や倉敷市の感染者が非常に増えてきております。岡山県もほかの高い感染率の都道府県に少しずつ近づいている感じがいたします。

政府は、この7月からGo To トラベルキャンペーンという事業をしておりますが、当初は東京都はのけてやっておりましたが、10月から東京都も追加していくと、そういう中で感染者がどんどん増えて第3波というものが来て、その中で北海道の札幌市や大阪府の大阪市、これを目的地にしたGo To トラベルキャンペーンを停止するということになりました。しかし、いろいろな医療関係者などの意見もあり、これでは駄目だということで、東京都や名古屋市を加えてきている。そんな中で、おととい14日の夜になって今月の28日から1月11日までのGo To トラベルキャンペーンの全国一斉停止ということを発表いたしました。1月11日までという時限がついているというのが気になるところでございますが、本当はもうしばらくやめてしまったほうがいいんじゃないかと思っておりますけれど、特に医療関係者は本当に心配しているところでございます。

私は、この状況下で考えるところでございますが、感染を止めようとして検査を増やしていこうとする自治体がある程度支援するけれども、抜本的な対策についてはいろいろ結局できていない。感染を止めるためにはある程度補償もするとか、いろいろな面があったと思っておりますけど、残念ながらできていない。一番残念なことは、2

月頃の中国の武漢で感染者が出たときにすぐにシャットアウトする、検疫を十分強化してしまう、そういうことが必要であったと思いますが、残念ながらかの国から避難をしてくる人がいたというふうな、そういうのを許してしまったということが大きな失敗だというふうに思っております。その時点へ戻ることはできませんので、これからこの感染を止めていくという点で私は検査の徹底や感染者の治療がなされることが重要だと思っております。そのためには、今民間でもいろいろな検査、2,000円ぐらいの検査とかいろいろ出てきているようでございますが、一番重要なことはPCR検査の強化だと思っております。東京都の世田谷区や一部地域では積極的な取組が行われていますが、何が足を引っ張っているかといいますと、国の姿勢がよくない。PCR検査をするのに結局2分の1は岡山県等の自治体負担が必要になっているということだと思っております。そこで、ぜひとも国がもっと積極的に感染を止めていくと、それについて責任を持つという体制が必要だと思っております。

そこで、質問でございます。ぜひ、町長におかれては、町村会を通じて国へ全額費用負担をして国の責任、感染を止める責任を果たすように要望してほしいというふうに思っております。ぜひ、よろしく願いいたします。

以上、第1問目でございます。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、西中議員の新型コロナウイルス感染症に対する国の対応の強化をとの御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査などにつきましては、基本的には発熱等の症状があり、病院を受診し、医師が感染の疑いがあると判断した場合や感染者の濃厚接触者と判断された場合に全額公費負担で行政検査が行われています。また、これとは別に本人が希望し、民間の検査機関などでPCR検査を受けている方もいると思います。この場合は数千円から3万円程度の自己負担が必要であると聞いております。

今回御質問の国の検査助成事業につきましては、全額公費負担となる行政検査以外の検査事業を市町村が実施する場合に、当該検査に係る費用の一部が助成されるものでありまして、検査対象は65歳以上の高齢者と基礎疾患を有する方で検査を希望される方、補助率は2分の1、補助の上限はPCR検査が1件当たり1万円、抗原定量検査が1件当たり3,750円となっております。10月9日に県の説明会があり、県内では美作市と奈義町が本助成事業に手を挙げられております。本町としましては、町の財政負担の問題もありますが、次の理由から事業実施を見送っております。

まず、1点目です。

感染が疑われる場合は、行政検査を幅広く行うことが基本であり、11月以降、県の検査、診療体制の見直しもあり、当初と比較してスムーズな検査体制の構築が図られており、また医療機関や高齢者施設などで感染者が発生した場合には濃厚接触者だけでなく、職員や入所者全員を対象に幅広く行政検査が実施されるようになってきていること、2点目として感染が疑われない方に対して、やみくもに幅広く検査を行うことで、医療機関の負担の増加につながるおそれがあること、3点目として検査結果はあくまでも検体採取時点に感染しているかどうかであり、その後の将来の陰性を保障するものではないということ、最後、4点目としまして、感染拡大の状況によっては県が行う行政検査を逼迫するおそれがあり、本当に検査を受けなければならない方が迅速に検査を受けられなくなる可能性があるということなどの理由から、現時点では事業実施を見送っております。ただし、今後の感染拡大の状況や国や県、他市町村の動向も踏まえながら、引き続き事業実施について検討していきたいと考えております。また、実施に当たっての費用負担の面についても、ほかの市町村や県と連携していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） ちょっと私の調べが悪くて、具体的に美作市、奈義町が今言うその制度を利用しているということでございましたけど、もう一遍その制度の65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方、その分についてやってるということでございましたかね。その辺、ちょっと詳しく教えてください。任意検査をする場合は備前市の病院でできるということでしたかね。

それからもう一つ、申し訳ないですけど、県内ではそこへ来る方の感染を防止しようということで、医療機関や老人福祉施設、学校等の職員について定期的に検査してるとか、そういうふうなことはまだ行われていないんですか。申し訳ない、その3つをお願いします。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

先ほど言いました検査対象、65歳以上の高齢者と基礎疾患を有する方で検査を希望される方というのは国の助成制度、こういった希望をする方に対する検査を行う場合の国の助成制度の内容でございます。したがって、美作市、奈義町はこの対象の方については国の制度の2分の1の補助がもらえると、それ以外については市町の財源というふうになると聞いております。

それから、PCR検査の任意検査でございますが、備前市の病院ということで今御発言がありました、任意検査のほうは県内の医療機関では任意検査はやってないと思います。先ほど言いましたように、風邪の症状があるとか、濃厚接触者との接触があった、感染者との接触があったというような感染が疑われる場合の診断は行うと思いますが、任意の検査はやっていないというふうに思っております。

それから、県内の医療機関の定期的な検査につきましては、これは国のほうが定期的に検査をするようにということで、国のほうから各施設のほうへは通達が出てくるかというふうに思っております。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） そういう任意検査ですか、65歳高齢者、基礎疾患を持つての方の検査ということで美作市、奈義町がやってるということでございますけれども、この負担率が2分の1ということですね、たしか。だから、そういうのをもっと国がどんどん検査を徹底するということを強化してほしいと、国がそういうのもも全額補償するべきじゃないかと、その点については町村会とか、その辺では何も言ってないんですか。もし言ってなければ言うべきじゃないかなということなんですけれど、その肝腎なところを町長ですか、どちらかお答えいただきたいと思っておりますけど。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 7月でございました。町村会から、全国議長会と一緒に国のほうへ検査体制についても、もう少し前向きに取り組んでほしい、その他コロナ対策を積極的に取り組んでほしいという要望書を提出いたしております。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 今、民間においては東京都の新橋だとか、どこでしたか、あと渋谷か、ちょっとはつきり地区は覚えてないんですけど、2か所ぐらいで民間が検査をすると。それから、行く行くは携帯電話のある会社が、ソフトバンクでしたか、どんどんやっていきたいというふうなことも言われている、ある意味民間のほうが進んできている。ただ、それについては保健所への通知義務とか、その点で問題があるのはあるんですけども、ワクチンの接種についても国がかなり準備をし始めている。恐らく、5、6月頃には日本でも打てるようになるのではないかなというふうに思っているところでございます。ですから、最終的にはワクチンによって病気の弱体化がだんだんできる可能性は出てきていると思います。しかしながら、もっと積極的に対策をしていかないと、今は国の対策も後手後手になっているというふうに思います。ぜひとも、感染防御ができて、日本でもオリンピックができたんだというふうになるように町のほうも要望のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の学校の問題を質問させていただきます。

これは、G I G Aスクール構想ということで、文部科学省が肝煎りで全国にそういうタブレットを使っている教育をやっているということで、今年中にタブレットを購入し、そして有線LANとそれから無線LANも小学校、中学校に設置しようというふうなことになっております。この問題点でございます。内容そのものについては、いい点があるわけでございますが、心配なことが子供たちへの電磁波の影響でございます。ある学説やお医者さんによると、記憶力、集中力、それから電磁波過敏症や発達障害が悪化するとか、そういうふうな説を言われている方がいるということでございます。そういうことで、外国ではいろいろな対策が行われている。例えば、イスラエルでは有線LANを基本として、導入が難しい場合は条件付で無線LANを認めるという、原則は有線LANでやるということでございます。小学校1年生から3年生は、利用時間を制限するとかというふうになってるそうでございます。それから、フランスなんかでは3歳以下は禁止、小学校では無線LANは授業が終わったら電源をすぐに切るというふうになっているということで、日本でも若干の市町村ではそういう電磁波過敏症の生徒のために無線LANを有線LANに切り替えた中学校があるとか、あるいはスイッチを無線LANアクセスポイントにつけておいて、すぐに電源オフができるようにした小学校があるというふうなことも聞いております。

この質問項目を申し上げますと、質問項目はWi-Fiなどについて、国の指針というか、考え方が指示が出ているのかどうなのかということが1点、それから小学校の例えば3年生ぐらいまで、低学年では授業が終わるたびにそういう電源を切るなどの対応が必要ではないかということについて、お尋ねをいたします。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼いたします。

それでは、西中議員から小・中学校のインターネット環境、Wi-Fiの運用方法を確立して、子供の健康に配慮するべきではないかという御質問についてお答えをさせていただきます。

現在、各学校のWi-Fi環境を整え、G I G Aスクール構想を実現するために高速大容量の通信ネットワークの整備を実施しております。Wi-Fiによる電磁波放射が子供たちの健康被害に及ぼす影響についての御質問ですが、文部科学省が示すG I G Aスクール構想標準仕様書においては、Wi-Fiの運用に関する記述はございません。これは、Wi-Fiによる電磁波が総務省が示す電波防護指針の中で、人体に有害な影響を及ぼさない基準値を示しており、WHOもこの基準値を満たせば安全上問題ないと表明していることから、電磁波の安全性や健康についても適切に対応されているものと認識をしております。そのため、校内のWi-Fiの電源を切ることは現段階では考えておりません。今後も、国の指針や基準などの動向を注視しながら、ICT機器を安全かつ適切に利用していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 基本的に、今度のG I G Aスクール構想のタブレットについては有線LANはしないんですか。もうWi-Fiだけでやっていくんですか。

それと、その場合にこれから学校の先生の研修も必要ですね。ちょっと側面的なものですけど、いろいろそういうふうな問題もあると思いますが、4月からスタートするというふうな形で今準備を進めてるんですか。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） G I G Aスクール構想において、有線LANは整備しないかということの御質問ですが、各教室には基本的には無線LAN、Wi-Fi等で整備を基本として考えております。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

教員の研修のことについて御質問をいただいておりますので、御答弁させていただきます。

教員の研修につきましては、既に担当者が学校教育課内におりますので、学校を回って来年度に向けての導入に向けてタブレットの使い方、そのタブレットを使うことによって個別最適化された個に応じた教育の推進という観点で、いろいろ具体的な事例を取り上げながら研修を進めております。入り次第ということですが、来年4月から新たに入るツールでございますので、いろいろやってみながら、その中でいろいろ工夫を重ねていくという部分もありますけども、非常に便利なツールですので、その活用については十分研修をして子供たちの一人一人の教育に対応していきたいと考えております。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 研修もされてるということで、恐らくソフトも導入されるというふうなこともあるんだろうとは思いますが、それは置いて、それでは要するにメーカーが人体に悪い影響がないような、そういうものを今供給してる。だから、基本的には心配がないというふうな考え方ですか。それだけもう一遍お願いします。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 先ほども答弁させていただきましたが、基本的にそういったWi-Fi等の物品につきましては、電波防護指針の中で人体に影響を及ぼさない範疇というふうに認識しておりますので、問題はないと考えております。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 一応そういうことで、国としては問題ないということで、Wi-Fiのみでやるということで、私は有線LANも両方するのかなと思って、ちょっと勘違いしてたんですけど、国が新しいことをやると、時々後になって問題が出てくる場合もあるので、ぜひそういう情報収集をきちっとして、そういう場合については新たなやり方についてを考えていただきたいというふうに思います。

また、学校の先生方の研修も、これは大変な時間が必要になってくると思います。それから、新たな教材というんですか、ソフトも導入していかないといけないだろうと思うので、大変な準備が必要だろうと思います。ぜひとも軟着陸できるように、いい教育ができるようにぜひお願いしたいと思います。本当は、それよりも5Gの問題というのがまたあるんで、これは別途また質問をさせていただきたい。今4Gですか、それを携帯電話なんかでも5Gになってくるといふふうなことで、いろいろとまた問題が出てくるようでございます。

次に行かせていただきます。

最後の質問は、郷土の歴史というものについて勉強していく、学ばせていくことが大切ではないかというふうに思うところでございます。特に、旧和気町についても、旧佐伯町についても、いろいろと田原用水だとか、和気清麻呂の関連だとか、あるいは天神山城だとか本久寺、また不受不施派の6人衆の遺跡等、特に佐伯地域には不受不施派の遺跡がもう4つか5つかあると思います。そういうことで、そういう先人に学ぶべきところもいろいろとあるべきだろうと思って、私たちは子供のときに、中学校ぐらいだったかもしれないですけど、若干習っていたような記憶もあるんですが、それについて質問させていただきます。

まず、地域の歴史というもの、郷土の歴史、学習指導要領ではどうなっているのかというのが1点、それからそういう歴史的遺産は和気、佐伯とも基本的な内容は教えるべきではないかということでございます。

○議長（安東哲矢君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） それでは、西中議員から地域の歴史学習について御質問をいただきましたので、お答えいたします。

まず、学習指導要領における扱いですが、小学校の社会科の目標では社会的な見方、考え方を働かせ、課題を追求したり、解決したりする活動を通して、次のような資質能力の育成を目指すとされています。

具体的には、1つ目、地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して、情報を適切に調べ、まとめる技能を身につける。

2つ目、社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択判断したりする力、考えたことや選択判断したことを適切に表現する力を養う。

3つ目、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々とともに生きていくことの大切さについての自覚などを養う。これらの目標を達成するために、地域の歴史につきましては主に小学校4年生の内容として、県内の伝統や文化、先人の働きについて取り上げることとされています。

中学校では、グローバル化する国際社会を主体的に生きる、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質能力を身につけることが求められており、さらに広い視野に立って歴史を見ていきますが、歴史的分野の導入として身近な地域の歴史についての学習も設定されています。

議員がおっしゃるとおり、地域の文化的な資源を活用した学習や先人の偉業に学ぶことは、子供たちがこれからの生き方や社会の在り方を考える上で、非常に意義のあることだと承知をしております。和気町では、小学校3年生、4年生で使用する副教材「わたしたちの和気町」の中で、田原用水や津田永忠、和気清麻呂などを取り上げており、現在でも社会科や総合的な学習の時間を中心に地域学習を行っております。実際に田原井堰資料館や佐伯小学校であれば天神山城跡を訪れるような学習も行っております。

また、今年度は和気清麻呂公について絵本をリニューアルし、町内の小学校3年生全員に配付しておりますので、こういったものも有効に活用しながら、効果的に学習を進めていきたいと考えているところです。今後も、学習指導要領の範囲内で他の学習とのバランスを図りつつ、郷土の歴史学習について適切に取り上げてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 基本的には学習するというのは総合学習ですから、今言われたように現場も見ながら、先人が農業をやっていくために田原井堰をこういうふうやっていったとか、そういうふうな学習ということだろうと思います。ぜひとも、今後ともそういう見方について、歴史的遺産というのはいろいろと見方があるので難しい面もあるとは思いますが、今後子供たちにそういう考え方というか、地域社会に対する誇りを持ったり、そういう自覚を持たせるというんですか、そういう点が必要なんだろうと思います。今、総合学習というのはどれぐらい時間数があるんですか。今、4年生ぐらいのことで歴史について目標が出ているというふうなことでございましたけれど、いろいろと昔の土器だとか、そういうのが出るところもあるということでございます。まず時間数がどういうふうになってるのかということをお教えください。

○議長（安東哲矢君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 失礼いたします。

歴史学習なんですけれども、もちろん総合的な学習においても取り組んでおりますが、主には小学校では社会科の授業を通して行うことが多くなっております。総合的な学習につきましては、学年によって違うところもありますし、中学校ではその一部を英語特区の授業に充てている部分もあるんですけれども、年間70時間程度を設定されております。ただ、その内容につきましては、それぞれの学校が設定した課題を解決していく探究的な学習等がいろいろ組み立てられておりますので、その全てを地域の学習に充てることは難しいのですが、先ほど議員もおっしゃいましたように、非常に意味のあることだと思っておりますし、これからの地域の在り方等を子供たちにもぜひ

ひ考えてもらいたいと思っておりますので、まずは教職員が地域のことについてしっかりと学ぶことも大切ではないかと思えます。そういったことも含めまして、効果的に取り上げていけるように今後も努めてまいります。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 歴史というものは、なかなか見方がいろいろあって非常に難しい面もあるわけがございます。特に、日蓮宗の遺跡については、ある程度のその当時の豊臣政権だとか、あるいは岡山藩主の池田氏、かなり宗教に対する管理が厳しかったということで、そういうふうな事件が起こる。その地区の人は、そういう弾圧に遭っても、自分の命も省みずに助命嘆願に岡山の市中に行くというふうなこともあったわけです。しかし残念ながら、その方々も二十数名は追放されるとか、いろいろと問題があった。そういうある意味、暗い歴史でもあるんだけど、地域の人はそのことを7月30日ぐらいでしたか、お祭りもまだしてるというふうな地区もあります。あるいは和気清麻呂については、戦前は紙幣にもなった、天皇制を道鏡から守ったというんですか、その辺が私は歴史적으로よく分からないとこもあるんですけど、天神山城、浦上さんのことについても宇喜多との関係とか、いろいろな歴史背景があって見方がいろいろあります。個別のことはなかなか難しいということでもあるんだろうと思いますけれども、ぜひともそういう歴史がそれぞれあるので、自然災害から地域の人が協力して田原井堰を作っていくというのが多分過去にあったんだろうと思います。地域のそういう歴史について学んで、子供たちのそういう解決能力をつける教育が必要じゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（安東哲矢君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、10時35分まで暫時休憩といたします。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど、当瀬議員のほうから早退の申出がありましたので、ただいまの出席議員数は10名です。

次に、5番 神崎良一君に質問を許可いたします。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） それでは、議長のお許しをいただきまして一般質問をさせていただきます。

私は、現在新型コロナウイルス感染者が岡山では昨日現在で825人と、和気町では2名という現状で、第3波が到来し猛威を振るっている。このような状況の中で、我々町民は和気町からなかなか出づらいついより、実際に出ておられないと思うし、町外、または他県から来られる人もほとんど来られない厳しい状況の中、特に和気鶴飼谷温泉等では県外からの車ナンバーがありますから来られています、従業員の方が厳しい環境の中で仕事をされてる。こういうふうには経済的には縮小せざるを得ない環境、このような中で和気町の活性化ということで一般質問をさせていただきます。

まず1番目、コロナ禍の中での町の活性化ということで、1番、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の事業者支援ということで、休業支援というのを前回町のほうから出されて、これは一事業ですけど、たくさんある中で特にこの事業について御質問させていただきます。この休業者支援の実績はどうだったのか、こういうことを1問目にさせていただきます。

それから、平成31年度だったと思うんですけど、だから令和元年度だと思いますが、健康ツーリズムプログラムの募集を募って、たしか下電観光だったと思いますが、落札し、ヘルスツーリズムプログラムというのを進行されてる。これはちょうどまさに観光と健康を組み合わせたもので、それをされてると思うんですけど、まさにコロナ禍だと現状が見えてこない。また、やるのが非常に難しい状況だと思うんです。それが今現状どのようになつてるとか、このあたりを教えてください。

それから、町長のほうが物すごく力を出して県内外、もう全国的に進めております駅前マンション建設の計画、これはディベロッパーがなかなかつかないと、2,000万円より安い価格のマンションということで、できれば我々町民が、もしくは民間の人が助かる事業ではありますが、ディベロッパーが全くつかないということで、二、三年頑張られて、まだなかなか進展がないと思いますが、コロナ禍なので逆風ではありますが、現状はどうなっているのかというあたりを教えてくださいたいと思います。

最後、こういったコロナ禍にもかかわらず、私は駅前におります関係で、登山の格好をした和気アルプス登山をされる方が非常に多い。平日でも数名、多いときは十数名が団をなして歩いている。駅前の駅から降りてくる。そして、富士見橋を通過してとか、ここのちょうど役場前の道を通られてるのをよく見ます。そういった中で、町として和気アルプスの活用をどのように考えておられるのかなど、もしくは和気アルプスの活用というよりは、その準備として行路といえますか、歩く道筋をしっかりさせてとか、あと環境整備をされてるとかというのがあれば、そのあたりを踏まえて教えてくださいたい。

以上、1点目です。よろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

神崎議員のコロナ禍の中での町活性化策についてということで、私のほうからは休業支援事業の結果はどういうふうな状態であったかということと、それから和気アルプスの活用につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

まず、御質問の休業支援事業につきましては、9月議会におきまして、関係予算を計上させていただいた新型コロナウイルス感染症に伴う事業支援金、いわゆる休業支援金というものでございますが、この事業につきましては町内に店舗または事業所を有する個人事業主、それから法人を対象とし、3月から5月までの間に2週間以上の休業期間があり、同じく3月から5月までの任意の1か月の売上げが前年同期比で20%以上減少していることなどを条件といたしまして、10万円を支給するものでございます。10月1日から受付を開始いたしまして、12月27日まで申請を受け付けております。現在の状況でございますが、現在3件の申請を受け付けておりまして、内容が要件に合致するかどうかを確認させていただいておるところでございます。

続きまして、和気アルプスの活用についてということでございますが、確かに議員おっしゃられますようなことから、新型コロナウイルスの感染拡大の状況においても、和気アルプスをはじめ片鉄ロマン街道や和気美しい森などアウトドア系の観光資源を求めて、多くの方が和気町を訪れられております。今後、和気町の観光振興においては、これらの観光資源をうまく活用して、他の観光施設へも誘客を図る必要があると考えております。その中でも、和気アルプスはコースが多く、山の高さで申し上げますと、低い山でありながら岩場を縦走するルートが楽しめるということから登山愛好家に人気で、大手アウトドアメーカーのハイキングイベントなどでも活用されているところでございます。

一方で、これまでの和気町の観光振興におきましては、コース上に個人の所有の山林等もありまして、積極的にPRをなかなかできてこなかったという経緯もございます。しかし、和気アルプスや片鉄ロマン街道は和気町の玄関口でありますJR和気駅からのアクセスもよく、連携も容易であり、和気鶴飼谷温泉を絡めたPRを行うことで、アウトドアで汗を流していただいた後に温泉や食事を楽しんでもらうなど滞在時間の延伸や観光消費の増大につなげていくことも可能であると思われております。今後は、商工会や観光協会、そして和気アルプスを含む観光資源を積極的に活用していこうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、私のほうからは神崎議員からいただいた御質問のうち、ヘルスツーリズムプログラムの現状はどうなっているかという御質問についてお答えさせていただきます。

ヘルスツーリズムプログラムについてですが、こちらはまち経営課のほうで平成30年度と令和元年度に健康をテーマにした観光プログラム開発事業を行っております。平成30年度は主にルートの選定、検証を行い、令和元年度は実際に一般の参加者を募ってモニタリングツアーを行いました。ツアーの内容といたしましては、和気鶴飼谷温泉を拠点として、片鉄ロマン街道でのサイクリングや自然保護センター内でのノルディック・ウォーキングでの施設散策、また専門家による室内での健康講義と健康体操、岡山和気ヤクルト工場での工場見学などとなっております、参加者からのアンケートでも大変御好評をいただいたところでございます。

現在は、コロナ禍により、旅行のPRが大変難しい状況でございます。ただ、健康を維持し、長く健康な生活を送ることという、そういった意識はコロナ禍を経て今後ますます高まってくるというふうに見込まれております。コロナ収束後は、これらの健康をテーマとした観光プログラムが観光事業者により旅行商品化されるように働きかけを行っていきたくと考えております。

以上、神崎議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） それでは、駅前マンション建設の進捗はどうなっているかについてお答えいたします。

この駅前マンション計画は、平成20年度から平成24年度にかけて行いました和気駅前の整備事業だけでは、まだまだ駅周辺のにぎわいが十分とは言えないため計画したものでございます。また、分譲マンションのため、定住人口を見込むことができる人口減少対策の一つとして計画したものでございます。マンション計画は、平成27年度から平成28年度にかけて調査業務を行っており、モデル計画案の作成、ディベロッパーのヒアリング等を行ってまいりましたが、和気町が想定したディベロッパーが見つからないため、事業が進んでいないのが現状でございます。現在、ディベロッパーを探しており、モデル計画の変更等を行っておるところでございます。人口減少社会の中で、定住人口が見込まれる、進めたい、実現したい事業でございますので、引き続き事業が成立するこちらの想定するディベロッパーを探していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） それでは、1点ずつ確認させていただきます。

休業支援結果は3件ということで、まだそれが実際に支給されてるかどうかよく分からなかったんですが、検討されて、私なんかの感覚だと10件ぐらいあってもいいのかなと。その問題点は、一つは3月から5月というのと、2週間以上といういろいろ規定があります。その辺はいいんですけど、私が聞いたところだと、時短をしたところはもう除外されるということで、そういうお話も一遍担当者とさせてもらいました。これは町の考え方でいいんですけど、時短をされても私はこの休業支援の意味合いには合致するなあと思いつつ、ずっと考えておったので、また次回等で考えていただけたらと思っております。時短が駄目だったり、同一店舗内で午前中だけやって午後は休業だと、こういうのも駄目だということで、私のほうからお話しさせてもらったときは全部ダメだった。そういう中で、今東京都、大阪府で時短で100万円とか70万円とかという大きなお金が出てますが、和気町規模に合わせてある程度そのあたりも財源が残っておられるのであれば次回、コロナが完全にすぐ収束するわけでもないし、まさにこの第3波の中ではまたそういった飲食業の方の御協力は否めないものだと私は強く思いますので、今回の結果を踏まえて次回の対策に役立てていただきたい。

それから2番目、ヘルスツーリズムは下電観光だったんですね、お話がなかったけど。一度、これは今期で終わるのか、来期で終わるのか分かりませんが、終わるのであれば下電観光にある程度の、厳しい環境ではあつ

たかかもしれないけど、今おっしゃられたようにアンケート結果では好評だったということもあるので、これがコロナ禍での次期へのいろんな対策の指針とか考え方を示してくれるものだと思うので、我々議員を交えてというのは難しいもんもありましようけど、何か報告会もしくは報告書というようなものを作っていたらなああと私は強く思います。

それから、駅前マンションについては、あの土地だけでやれば当然難しいんですが、あの前だと太陽玩具の駐車場があったり、それからその横の元禄屋は元協力隊の方へお店として貸し出したり、それから隣の旧徳永時計店は、奥様が一人で住まれててという状況の中で、総合開発的になかなか難しい、それは当然あそこ全体というたらむちゃくちゃな話になるし、そんな簡単な話じゃないので、ただ長期計画の中に放り込んででも、あそこは和気町の駅前の中心地だという意識が物すごく強いので、ただ単に町の土地だけを一角でやるのは難しいと思うので、私としては今後あそこ一帯を建設していただくということで、1階が駐車場であったり、2階が町の出先であったり、3階がリモートワークの各拠点となるような5Gを構築した新しいオフィスシステム、テレワークオフィスのシステムになったり、そういうことを望みます。

それから、これは余談というか、情報ですが、和気文具の次男である有吉 司氏が今度和気町に帰ってこられるということを私は聞いております。彼の今の仕事は、映画配信業務のお仕事をされてて、映画配信というのは当然東京都、それからニューヨークで支店を持っておられたので、今度リモートワークというような中でいくと、彼なんか対象になるのかもしれないけど、ああいう人が帰ってきて今の和気文具の古い建物、50年になるそうですが、あれを使って何かやるかもしれないし、そういった中で新しいアイデアがあればなああと、今年「鬼滅の刃」っていう漫画ですが、これは我々のような世代はほとんど見ないでしょうけど、大人気で興行収入はいいということも含めて、何か小さなそういった映画の配給を安く卸せるのか、その辺はプログラムだろうけれども、視聴者を考えながら、ある程度収益を考えながら、和気町に人を呼ぶというのは非常に難しい状況の中だけど、コロナ禍だけでもできるという何かアイデアができないのかなと、そういった素材を捉えながらというか、人の動きの中で新しいあそこの駅前再開発のアイデアにしてもらって、今ただディベロッパーがおらんのだという現状は確かにそうでしょうけど、それを覆すような、こんなことを言うと語弊がありますが、オークションを作ってみたり、世界の有名な経営者がぽんとオフィスを一つ持ちたいとかというようなぐらいの話で、和気は奈良の時代から歴史もしっかりあるしというようなところで喜ばれる人もおるので、そういった違う切り口という意味での駅前マンション開発を考えていただけたらなあと思います。

それから最後、和気町の和気アルプスです。これは今おっしゃられたとおりで、和気鶴飼谷温泉、それから片鉄ロマン街道とのということで、コロナ禍にあってもアウトドアが中心として考えられる今の時代であれば、まだまだ活用の仕方はあると思います。そんな中で、今駅前区から要望が出てるんですかね、富士見橋がもうさびてぼろぼろだというようなことも執行部のほうで検討はされてると思いますが、ぜひアルプスへ行かれる方への一つのお迎え、窓口としてあれを塗り替えていただいたり、あそこに和気アルプスの紹介だったり、橋の欄干にかけりゃあ問題がありますから、駅前のところにもう少しいろんな説明書きをすとか、それからアルプスというのは、ここでは和気アルプスですが、あと登山仲間に言わせると、この近くに赤穂アルプスがあるんですか、私詳しくないんですが、もう一つあって3大アルプスがこの近くにあるということなんで、そういうところも連携して何か3つのアルプスを結びつけるような他の地方公共団体と折衝しながら、そういった3つを回ると何かあるよとか、そういったアイデアも面白いのかなと思ったりもしています。というふうなことを考えていただいて、今ちょうど考えてるところだと思いますので、ぜひコロナ禍でもアウトドアはまだ健全だなと思いますので考えていただけたらと思います。これについては回答は要りません。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 続きまして、2つ目の質問をさせていただきます。

地方創生推進交付金事業の一つであります公営塾、この公営塾は本年度、来年3月で交付金事業からは外れるというか、これが終わると思います。ということで、この公営塾について質問させていただきたいと思います。

まず1つ目、公営塾の概要と結果といいますか、効果がこの3月にどのようなになるのだろうかという見通しが分かれば教えていただきたい。参加人数であったり、英語をこういうふうに教えたとか、なかなか難しいですけど、英検の2級者が5人だったのが10人になったとか、こういったことが直接結びつくか、結びつかないかはともかくとしても、そういったところの結果が何かあればと思います。

それで、今申し上げたように、今度は交付金が出されないとすると、公営塾の運営はかなり難しいものになるんじゃないかなと思ひまして、町として来年度どのように公営塾を考えておられるのか、この計画があれば教えていただきたい。

3点目は、今申し上げたように、単独でやると、全額を町のほうで負担しなければならないので、何か第三者との協働なんかも考えておられるのかどうか、そのあたり第三者との協働事業ということで考えておられれば、そのあたりのお考えをお聞きしたい。

以上です。お願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼をいたします。

神崎議員から、公営塾事業について3点の御質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず1番に、公営塾の概要についてであります。皆さんも御存じのとおり、公営塾は2016年に英語を中心とした和気町ならではの特色ある教育推進の取組の一つとして、町が運営する小・中学生を対象とした無料の学習塾としてスタートしております。

その内容としましては、小学校5年生から中学校3年生までを対象に、英語検定や英会話並びに自主学习支援、あるいは子供たちの居場所の確保等を目的に始められたものと思っております。本年度の登録者数は97名で、該当児童・生徒の約20%が登録し、ENTER WAKE（エンターワケ）で週2回、サエスタで週1回学習を行っております。また、本年度からインターネットを活用したオンラインZoom自習室や小学校4年生以下を対象にした公営塾キッズも始めております。

以上が概要でございます。

次に、効果、結果でございますが、まず結果の一例としましては、塾開設時の2016年の登録者割合は児童・生徒に対しまして、小学生は28%、中学生は29%でありました。2017年以降は、約40%から50%の間で登録者数が推移をしております。本年度は、残念ながらコロナ禍ということで、20%という割合になっております。しかし、以前は登録だけして塾に参加しない児童・生徒もかなり見られまして、実際の参加者数で比べてみますと、少しではありますが、増加傾向にあると思っております。

また、英検の合格者数につきましては、過去5年間の合計は5級に46人、4級に80人、3級に90人、準2級に23人、2級に3人が合格をしております。

次に、効果についてであります。町内の小学校5年生から中学校3年生までの児童・生徒及び保護者996名に対し、本年7月に公営塾に関するアンケート調査を行っております。その中で、塾の満足度を聞いた項目では、児童・生徒の81%が、保護者では78%が満足、やや満足と答えております。また、感想や要望を書く項目では、公営塾へ参加してから学習への興味や関心が広がったとか、英語に対し積極的になったなどの意見も書かれており、保護者からは体験を伴う学習を通して英会話や英語を好きになってほしいという願いも書かれてありました。開設時から5年間を通して、外国人や大学生との触れ合いの中で楽しく学習するという公営塾の目指したビジョンが少しずつ浸透し、多くの児童・生徒が参加する塾になってきていると思っております。

また、英検におきましても、昨年度より公営塾の講師が試験会場の運営もするようになりまして、受験者数及

び合格者数も増加をしてきておる状況も一つの効果だと思っております。さらに、塾の講師は御存じのとおり、地域おこし協力隊員や県内の大学生が担ってくれております。その大学生の講師の中には、塾開設当初の生徒であった、そういったものも講師として出てきております。これも、発足当時の目的の一つである地域のために活動する人材育成ということにもつながりつつある結果だと考えております。

次に、来年度の計画についての御質問ですが、来年度からは、先ほど議員からお話がありましたように、地方創生推進交付金の対象から外れます。しかし、教育のまち和気の大きな柱であるこの塾をぜひ来年度以降も同様な形で継続して取り組んでいきたいと考えております。さらには、遠距離のため、塾へ通えない児童・生徒も対象にして、本年度始めたZ o o mによるリモートによる学習ということで、リモート公営塾にも取り組んでいきたいと考えております。

最後に、第三者との協働事業をする考えはどの御質問でありますか、公営塾は本来英検対策、英会話、自主学習支援、子供たちの居場所づくりという目的でスタートした公営の塾でもありますので、現時点では保護者の負担が生じるようであれば、民間事業者との協働事業は考えにくいのではないかなと思っております。しかし、時代の変化とともに、児童・生徒や保護者の考え方もだんだん変わってきております。そのような変化をアンケート調査等を実施して定期的に把握しながら、今後そういったニーズも生まれてくれば、運営の工夫あるいはやり方等も改善をして考えていく必要があるかなと思っております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 分かりました。この5年間ということで、結果は切り口としてはいろいろ言っていただきましたので、分かりました。特に、アンケート結果で約1,000名近い生徒と親御さんに聞かれて、満足度は80以上というたらむしろ高い数字なので、これをうのみにはできませんけども、それだけあるということと、それからやっぱり公営塾の名前で他市町村から見学に来るとか、和気町の名前を非常に有名にしたということであれば、本当に単町単独でやってもおかしくない事業になったのかなと。去年の交付金を見ましても、300万円以下、当然これだけで済みません、いろんなことで、それから町の建物も使ってます関係で、そんな金額的には言えませんが、交付金が約289万円でしたか、300万円弱が投入されてますが、それがほとんど講師等には使われるとは聞いてますけど、あとそのあたりであれば単町でやられても、それプラス云々されて1,000万円弱なのかどうか分かりませんが、それだけの効果とそれから町民の満足度が得られたのではないかなと、先ほどの結果を聞いて私は強く思いました。そういう中で、来年度についても、そういうことから教育長のほうから力強く続けていきたいという言葉も聞きました。そしてかつ、遠くのお子様、そういう方にもリモート学習的なことを今年からされてるので、それを広げていかれるということだろうから、お金もそれに対する経費等もかかってきましようけど、そこらをされても本来の目的を達成できるし、意味合いが大きいのかなということで、ぜひ積極的に推進をしていただけたらと思います。

第三者の協議は今趣旨から多少外れるところもあるので、その辺も私なりに納得させてもらいました。

以上で2番は終わります。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 最後になりますが、3番目の質問、これは先ほど同僚議員からも広く和気町の歴史、人物について学校のほうで教えたということにも若干関係しますが、私はその中の和気清麻呂公に絞って質問させていただきたいと思っております。

和気清麻呂公の顕彰事業は、今まさに進められてる中ですが、今般、1番目の質問として、たまたま今日、12月12日からインターネットで有料配信されています「WAKE不滅の英雄☆和気清麻呂」という題名の作品が出来上がりました。これは今、議会事務局の入り口にもパンフレットを置いてますから皆様よく御存じだと思います。

いますが、こういった和気町にゆかりがあったり、岡山県下の人だったりする人がこういう和気清麻呂を題材として作品を作って、これを放映するといったような今環境でございます。こういう中で、和気町としてはこの制作者等にコンタクトされたのかどうか。また、今回の配信をきっかけに和気町につながる方策はないかと、この点を1点目としてお聞きいたします。

2点目としては、このように和気清麻呂に関する作品というのが今後またいろいろ出てくる可能性があります。そういったときに、和気町として支援をされていくのか、それと同じようなことですが、こういったことがテレビ、マスコミ等で作品があった場合に、テレビやマスコミ等を用いて和気町を宣伝しようとかというように、こういう試みとかお考えがあるのかどうか、そのあたりも踏まえて聞かせていただければと思います。

○議長（安東哲矢君） 社会教育課長 菅崎君。

○社会教育課長（菅崎 修君） 失礼します。

神崎議員の質問に対してお答えしたいと思います。質問の和気清麻呂公についての2点の質問でございます。

和気清麻呂、広虫を題材とした「WAKE不滅の英雄☆和気清麻呂」を制作したのは劇団「歴史新大陸」という東京の劇団でございます。この劇団は、これまでも歴史を題材にした演劇を上演してこられ、代表の方が岡山市出身の方であったため、以前より和気清麻呂に興味があり、今回の清麻呂公を主体とした劇の制作を思い立ったとのこと。9月に来庁され、そのような趣旨説明とともに後援の依頼がありました。内容を精査した上で、和気町及び和気町教育委員会として後援をしたところでございます。今回は、コロナ感染症対策があったために通常の公演はできないということで、劇場で撮影した作品をオンラインで配信という形を取っておられるとのことですが、教育委員会としましても、これらの状況を見ながら和気町での上映会を将来できないかというふうなことも踏まえて劇団へ打診をしているところでございます。また、他市町村で上映をされるときには、和気町のパンフレットとか、会場に張り紙をするなどの方法でPRができないかどうか考えております。

質問の2つ目でございますが、和気清麻呂公に関する作品等について、今後和気町として支援を行うかどうかでございますが、今回の上映後、さらに和気清麻呂に関して深く知りたいとお話も聞いております。今回、後援をいたしましたので、この上映が終わりましたら、また報告書等を提出というのがございまして、そのときにお話を聞きたいと思っております。また和気清麻呂、広虫に関する情報提供を行っていき、和気町とコラボできればと考えております。また、この作品に限らず、今後このような和気清麻呂関係の作品等が企画運営されれば、どのような支援等ができるか、調査研究をしていきたいと思っております。

また、これとはちょっと別なんですけど、現在和気清麻呂の功績をまとめた書籍の作成も計画して、来年度以降の発刊を目指しております。また、そのような刊行物も支援活動の中でコラボできればやっていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 歴史的なことを言えば、和気町以外でも備前市は熊沢蕃山だとか、岡山県下には有名な人がたくさんおります。それに絡めて、いろんな施策をしているので、それらもまねをすれば語弊がありますが、倣ってまたいろいろしていければと思います。

令和2年度がいろいろものを考える、コロナでいろいろ考える期間で動けない期間かなど。令和3年度は、その考えたことを実行に移す期間かなというふうに私は考えまして、今ちょうど和気町役場内では来期予算の策定をされておると思っています。それらの策定の中の一助となればと思い、今のような質問をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで神崎良一君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、11時20分まで暫時休憩といたします。

午前11時15分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、2番 太田啓補君に質問を許可します。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、教職員の働き方改革についてということで、1年間単位の変形労働時間制における働き方改革ということで質問をさせていただきたいというふうに思います。

2018年6月に可決成立をした働き方改革関連法は、労働基準法、以下労基法と言いますが、労基法における時間外労働の上限規制が大きな柱でありました。労基法36条で締結できる三六協定の範囲は月45時間、そして年間が360時間までとなりました。ただし、例外も認められています。他方、公立学校の教職員の労働にも基本的には労基法が適用されるものの、時間外労働については労基法37条の時間外、休日等及び深夜の割増し賃金の適用が除外をされています。それは、1971年に制定をされました公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法、以下、給特法と言いますが、給特法によって所定労働時間を超えた実労働が残業とはみなされないということになっているからでございます。この給特法によって、法律上では幾ら働いても労働とはみなされない、いわゆる定額働かせ放題の状況で、必要な業務で残業していても、それは自発的な勤務と解され、残業手当は支払われていません。したがって、今回の働き方改革関連法の時間外労働の上限規制には、公立学校の教員は最初から除外をされていたこととなります。このままでは教職員の働き方改革はいつまでたっても進まないということで、給特法の改正が2019年12月に国会で成立しましたけれども、この改正が1年単位の変形労働時間制というもので、各自治体の判断で来年4月からの導入が可能となっております。1年単位の変形労働時間制というのは分かりにくい制度です。現在、私のほうで参考資料としてお配りをさせていただいた資料に目を通していただければ、ぼんやりとはお分かりいただけるのではないかとこのように思います。上の表を見ていただければ、4月や5月の繁忙期、忙しいときに労働時間を長くして、そして閑散期に働いた分を短くして、その分をペイするというようなことになっているわけでございます。制度上は、最大で1日10時間までにすることが可能ということになりました。しかし、率直に言って、年間変形労働に対する学校現場や識者から出されているのは、やはり反対意見が多いと。導入の見送りを求めて、多くの署名が文部科学省に提出をされていますし、そこには著名な教育学者やそうした方々も多数賛同しておられますし、教育新聞社の読者の投票でも91%の反対という結果が出されています。反対する人々の論点は多岐にわたりますが、ここでは質問にも上げさせていただきました。1点目に、現状の長時間勤務を容認、追認、助長することにつながる可能性があるのではないかと、2点目に育児や介護等の人が働きづらくなるのではないかと、3点目に休みをまとめて取ることができるのか、4点目に勤務の管理コストが大きくなるのではないかとということなどがあります。その意見の内容を触れることは時間的に無理ですので、この4点を基準にして質問をさせていただきたいと思えます。

まず1点目の現状の長時間勤務を容認、追認、助長することにつながる可能性についてでありますけれども、現在の教員の学校滞在時間の管理はどのように行っているのかという点と、それから労働時間の実態はどのようなになっているのかということをお聞きしたいと思います。

それから2点目に、育児や介護等の人が働きづらくなるのではないかとということで、繁忙期に労働時間が延長されれば子育て世代の教員は子供を送り迎えすることに支障が出るのではないかと、また要介護者を抱えている教員は早く帰宅ができなくて困るのではないかなあという点であります。

それから3点目、休みのまとめ取りが本当に可能なのかということで、8月が閑散期と考えられていますけれ

ども、現状では8月にどのくらい休みが取られているのですか。それから、8月の年休消化率はどのくらいになっているのでしょうか。

それから4点目が、勤務管理のコストの増加ですけれども、このことによって教頭や事務職員の仕事量が増えはしないかという心配もございまして、本当にこの1年間を通して勤務計画を組むことが実態的に可能なのかという点をまずお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 失礼いたします。

太田議員から、教職員の働き方改革につきまして、1年単位の変形労働時間制の導入に係る御質問をいただきましたのでお答えいたします。

まず、この変形労働時間制につきましては、先ほど議員からも御説明がありましたが、長期休業中などに休日をまとめて取りすることを目的として、業務の繁忙、閑散に応じて勤務時間を配分することを認める制度のことで、各地方公共団体の判断により条例等を制定し、選択的に導入できるものとなっております。言ってみれば、働き方改革の選択肢の一つであります。ただ、この制度の導入により、かえって在校勤務時間が長くなったり、育児や介護を行うなど配慮を要する方にまで一律に適用されたりすることがあってはなりませんので、導入に当たっては幾つか前提条件もあります。このことを踏まえ、議員から御指摘、御質問のあった4点についてお答えいたします。

まず、1点目の教職員の学校滞在時間の管理ですが、現在ミライムというグループウェアを活用し、出勤あるいは退勤の際にパソコンの画面の個人の名前をクリックすることによって出退勤管理を行っております。このシステムについては、教育委員会からアクセスすることもできますので、学校や個人の勤務状況については随時把握しております。また、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業や部活動、行事の制限、また消毒等の業務などにより例年とは違った実績となっておりますが、町内小・中学校の時間外在校時間の平均は、10月においては小学校が57.5時間、中学校が62.5時間となっております。

2点目の育児や介護を行う人が家庭生活に支障が出たり、働きづらくなったりするのではないかという懸念についてですが、育児や介護等を行う者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるような配慮をすることが先ほど申し上げた前提条件となっております。対応としては、例えば校長が個々と面談をした結果、個々の事情を酌んで勤務日や勤務時間の割り振りを工夫すること、またそもそも制度の対象としないことも可能です。

3点目の休みのまとめ取りが本当にできるのかということについてですが、現在教職員がまとまった休暇を取得しやすく、心身の健康増進が図れるよう、夏休みと冬休みにそれぞれ連続7日間の学校閉庁日を設けており、この期間は部活動も原則行っておりません。ただ、さらなる休みのまとめ取りをとということになりますと、現在県や町が行っている研修や部活動の在り方等をさらに見直していく必要があると考えております。

また、年休の消化率についてでございますが、県費負担教職員と町費職員とでは休暇制度が一部異なっており、一律に年休の消化率のみによって休暇が取れているかどうかを判断するのは適切ではないと考えます。また、8月に限定して議員は御質問されたのですが、令和元年1年間の年休の取得日数についてお答えいたしますと、5日以上10日未満取得している教職員が約半数、5日未満であったり、10日以上取得している教職員がそれぞれ4分の1程度になっておりますが、中学校教員のほうが割合としては低くなっております。

次に、4点目の勤務管理の負担についてですが、これは議員御指摘のとおり、労務管理がより複雑になりますので、勤務時間の割り振りや個々への対応を含め、勤務計画運用に係る管理職や事務職員の負担は増加するというふうに考えられます。また、制度導入に当たっては条例の制定等が必要になりますが、県費負担教職員の勤務条件は県の条例に準ずることとなっております、県が条例を制定しなければ町単独での判断導入はできかねるところ

でございます。現段階では、この制度を導入する以前に様々な観点から教育委員会と学校とが連携して勤務負担軽減、意識改革を図り、働き方改革を進めていくことが大切だというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 勤務管理の関係、滞在時間の管理です。これは、パソコンによって各個人がスイッチを入れて朝来たときにはパソコンを入れる、帰るときにはパソコンの電源を切るということで管理をされているということのようで、タイムカードではないということです。私の以前勤めてた職場でも、パソコンの電源を切って残って仕事をするということで、サービス残業が定着をしているというようなこともありますし、これはそういう勤務管理、時間管理はなかなか難しいんですけども、今本町の小学校、中学校の教員はそのようにやっているということと、それから労働時間の実態が月に57時間、62時間ぐらいということ、やっぱり月に45時間を超えてるんだなというようなことで、教職員の方は給特法で最初から4%の割増しの賃金があるということでありましてけれども、それ以上にただ働きをしているということで、子供の成長過程によっていろいろな負担がかかっているということはあるんですけども、そこのところは今後も本気に考えていただきたいということで、年休の消化率も20日多分あるんでしょうけども、半分ぐらいしか消化ができていないということのようです。ということで、大体のところは分かりました。

それで、再質問の1点目なんですが、6月の定例会の中で同僚議員からもこの質問がございました。そのときに、教育長はこの変形労働時間制については学校現場の声を聞く必要があると思っておりますし、学校現場の声を踏まえて条例化については判断をしまいたいというふうに答弁をされています。したがって、1点目に調査や聞き取りがどのような形でなされたのか、またどのような意見が出されているのかという点についてよろしくをお願いします。教育長のほうからお願いします。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼をいたします。

太田議員からの再質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

先ほど来、変形労働時間制について議員からもいろいろ御指摘がありましたように、この制度を導入するのであれば、クリアしなければいけない多くの課題があると我々も思っております。さらに、この制度の導入は学校現場の働き方改革につながらなければならないとも強く思っておる次第であります。御存じのとおり、教職員の働き方改革は喫緊の課題であり、教育委員会としましても、現在課の中に働き方改革推進担当を置き、学校と連携して業務負担軽減に向けて取り組んでおると、そういうところであります。

1つ目の御質問でありますけれども、学校現場の把握のための調査、聞き取りはしたのかということについてでございますが、現在のところ、教育委員会としてこの制度導入は考えておりません。したがって、アンケート調査や教職員からの聞き取りによる調査は行ってはおりません。毎月ですけども、定例的に行っております校長会や、あるいは各校のいろいろな担当者による教科会や部会、研修会等で常に働き方改革については議題として取り上げ、その中でいろいろ協議もしておりますし、また先進校の具体的な事例も紹介をしたりするなどして、各校の取組を支援、指導しておるところであります。また、10月30日でしたか、夜に従来は町内の小・中学校に勤務している多くの教職員が参加して行っておる会ですが、今年度はコロナの関係で各校の参加者を絞りまして管理職を除く2名から3名、さらに教職員組合の代表者も参加をして教育委員会と意見交換を行っております。その中で、いろいろ勤務の負担軽減についても意見や要望等も聞いておるところでございます。

次に、もう一つの質問がありましたように、どのような意見が出されているかについてでございますが、我々が聞いております主な意見としては、研修会の回数や持ち方について考えてほしい、あるいは県教委や町教委に対していろいろ報告する文書があります。その中身あるいは提出の仕方、そういうことについての要望、あるい

は中学校では部活動の負担軽減についての要望、また教職員の負担軽減ということで配置しております業務アシスタントやスクールサポーターの継続配置要望など、そういうことを意見として聞いております。この変形労働時間制の導入を望む声は現時点では聞いておりません。教育委員会といたしましても、まずは教職員の超過勤務時間、月45時間以内、年間360時間以内を達成することが最も重要であり、喫緊の課題であり、その縮減に向けた教職員の業務負担軽減に今は努めていくことが先決であると考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 先ほど、学校教育課長のほうからもありました。条例化しなければいけないけれども、条例化するのは単町ではできないと。岡山県教育委員会が条例化してということなんで、私も来年の4月から導入するのは無理があるということは思っておりましたし、その点については教育長のほうからも導入の考えは現在はないというお言葉でございますので、安心をしたところです。岡山県も、実は10月23日に県の教育委員会のほうも、本制度の導入については本県の実態を踏まえながら検討するというので、そのようなことも出されておりますので、県のほうも今のところは導入の意向はないのだなあというふうに思いますし、和気町としても条例化していくときには慎重に現場の声を聞いてやっていただければというふうに思います。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、2点目の質問に移ります。

2点目は、高齢者福祉サービスについてということでございます。和気町が現在取り組んでいます高齢者福祉サービスについてお聞きをしたいと思っております。

この高齢者福祉サービスとは、介護保険以外のサービスということで、介護認定がされるまでの高齢者への様々なサービスに取り組んでいると承知をしています。和気町のほうでも、こういう冊子を作られて広報されているということでもありますけれども、介護が必要にならないように外出や人々との触れ合いを行い、同時に看護師やヘルパーなどの介護訪問における見守りの取組です。そのことによって、自立した生活の継続や要介護生活への進行を防止するとともに、独居老人の安否の確認、この事業の必要性和有意義性が再確認をされるところでございます。そのほかにも、施設入所サービスや各種助成給付など多岐にわたりますけれども、対象者の年齢が65歳以上ということで、私も年齢的に対象外ということもあり、議員になるまでは全く承知をしてなかった事業でございますけれども、今回はこの高齢者福祉サービス事業のうち、私が興味を持ったといったら言葉が適切ではありませんけれども、高齢者福祉サービスの中の軽度の生活支援のことについて、そのサービス事業についてお尋ねをしたいというふうに思います。

まず1点目に、高齢者福祉サービス事業については先ほど述べたとおり、様々な取組があるんですけども、軽度の生活支援制度について、具体的にどのようなことがされて、その目的は何のためにこういう制度があるのかということをお尋ねをしたいというふうに思います。

それから2点目が、この事業の財源は補助対象もあるんでしょうけれども、和気町の単独で行っているものもあるようですけれども、県内ではどのくらいの市町村がこうしたサービスを実施しているのかという点、それから3点目、配食や給食サービスですけれども、それぞれのサービスの利用状況を教えていただきたいというふうに思います。

4点目、最後ですけれども、ホームヘルプサービスについてですけれども、職員による日常生活の援助ということのようですけれども、具体的に利用者がどのくらいおられて、どのようなサービスがされているのかという点についてお尋ねをしたいと思っております。お願いします。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、太田議員の高齢者福祉サービスについての御質問にお答えいたします。4点御質問がございますが、続けて御答弁をさせていただきます。

高齢者福祉サービスと申しましても多岐にわたりますので、今回は議員の御質問内容に沿ってホームヘルプサービス、いわゆる軽度生活支援事業を中心に御答弁をさせていただきます。

まず、この事業の目的でございますが、これは日常生活上の援助が必要な在宅高齢者に対し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態への進行を防止することを目的としているものでございます。県内での類似サービスについてでございますが、赤磐市、井原市、美咲町で実施主体は異なるものの、同様のサービスを実施しているようでございます。利用者の人数についてでございますが、現在は和気地域で10名、佐伯地域で8名の方の利用者がいらっしゃいます。

次に、食の自立支援事業、いわゆる配食サービスの内容でございますが、これは和気地域で34名、佐伯地域で7名の利用がございます。これは、65歳以上の一人暮らしや65歳以上の高齢者のみの世帯の方が対象で、調理が困難な在宅高齢者の方に栄養バランスの取れた食事を提供するもので、月曜日から金曜日の夕食を配食しております。

次に、給食サービスですが、これは佐伯地域のみ実施しており、和気町ボランティア連絡協議会佐伯班による事業で、70歳以上の一人暮らしの高齢者、70歳以上の高齢者のみの世帯に月に1回、手作りの給食を配食しております。利用者は95名いらっしゃいます。

最後に、ホームヘルプサービスの利用者と内容でございますが、利用者数は先ほどお伝えしましたとおり、和気地域で10名、佐伯地域で8名の利用がございます。サービスの内容としましては、家の片づけや掃除、ごみ出しをはじめ、買物であったり、中には服薬の確認をしている方もいらっしゃいます。時間は90分以内で、1回300円となっております。対象者は65歳以上の一人暮らし、65歳以上の高齢者のみの世帯で、介護保険の認定のされていない方です。また、申請に当たりましては、配食サービスと同様に該当地域の民生委員の署名が必要となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 類似したサービスが赤磐市、井原市、それから美咲町ということで非常に少ないんですけども、そうした意味では和気町も高齢者福祉サービスを先進的にいい事業をされてるなあというふうに私は思います。

今後、介護認定が厳しくなっていくということが予測される中で、介護保険の適用とのはざまの中で憲法に保障された健康で文化的な生活を営めないというような方がそうした需要が発生する場合が予測されるんですけども、そのようなことがないようにこの事業は今後も継続をする、もしくはもう少し拡大をしたり、充実をさせていくというような必要があると思うんですけども、その点については民生福祉部長のほうでいかがお考えかということをお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 失礼いたします。

先ほども担当課長のほうからお答えをしましたが、ホームヘルプサービスについては内容としては家の片づけや掃除、ごみ出し、それから買物であったりといったことがございます。こういった内容につきましては、現在ではいろいろな民間事業者の方がおられたり、社会福祉協議会がおられたりしますんで、そこら辺の内容を十分精査の上、それから民生福祉部内で十分連携協議しながら、今後の対応については検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 少し曖昧な答弁だというふう感じて、財源も必要なんでしょうけども、民間業者がやると、コープなんかもやってるんですけど、そうするとコープなんか見ると、現在は300円でやってるんですが、1,500円ぐらいになります。利用者の方にとってはかなりの負担になる。これから、話は別なんですけども、高齢者の医療も200万円を超えると2割になるだとかということで、高齢者福祉が削られるようなことになってはいかなあというふうには私は考えています。したがって、こうしたいいサービスは継続をしてやっていくという方向の答弁をお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 先ほども申しましたが、いろんな部署でいろんなことをやっております。さらに、高齢者生活支援サポーター事業という生活支援サポーターを養成し、高齢者の暮らしをサポートする事業も展開をいたしておりますので、内容的に十分今後の事業展開については協議をさせていただき、対応させていただきたいと思っております。この場で拡充とかがということについては、検討という形でお願いをしたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 分かりました。拡充のところまでということではなくて、現在やってるところでまた継続して努力をお願いしたいというふうには締めくくっておきたいと思っております。

それでは、3点目の質問をさせていただきます。

9月議会の定例会で事業承認をされましたキッズパーク事業なんですけど、現在の進捗状況がどのようになっているのかということで、シルバー人材センターの倉庫を改造することなんですけど、そこに保管をしてあった作業車だとか、作業器具だとか、ゴーカートだとか電気カーなどの保管場所がどのようになっているのかということをお尋ねをしたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

それでは、太田議員のキッズパークの進捗状況についての御質問でございます。

交通公園のゴーカートと電気カーの保管場所につきまして、現在キッズパークにつきましては来春のオープンを目指して現在準備中でございます。工事に先立ちまして、現在シルバー人材センターにお貸ししている車庫と倉庫につきましては、順次車両及び工具類につきましても、移動の準備が出来次第、移動のお願いをしているところでございます。御質問にありますゴーカートと電動遊具につきましても、移転先の準備が出来次第、移動するようお願いをしているところでございます。移動先につきましては、現在ゴーカートの発着場としているスペースを囲み、発着点兼車両置場として整備する予定でございます。広さは約60平米程度の用意ができると思っております。発着点のスペースの4方を囲むようにし、防犯上の対策、電動カーの充電機器の設置、車両整備時の環境に配慮した形を考えております。これは、できるだけ既存の交通公園の屋外スペースを減少させることなく、また施設整備にかかる時間、費用などを考慮して検討したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） ゴーカートや電気カーの保管場所がゴーカートを走らせるコース上に作るというのはいかなものかというふうには私は考えます。発着点は混雑をすることも予測できますし、そこから子供たちが降りをしていくわけですから、安全面も考えてそこは広々とさせておかなければ駄目なんじゃないかなあというふうには思いますけれども、危険性とかいろんな安全面も考えていかなあというふうには再度お尋ねします。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

整備後は当然のことながら、今までとは違う体系で運営を行うわけですから、新しい運行手順の下、安全を第

一に運営をする必要があると考えております。先日、実際に6台の車をコース上発着点に置いて実証をしたところでございます。我々におきましては、特段問題はないというふうに考えております。車両のほうも6台ございますが、実際に運転に使うのは2台ということでございますので、混雑時であっても追突等の危険性は非常に少ないというふうに考えております。今後は、ゴーカート等の運行を委託しているシルバー人材センターとも協働して、安全な運行ができるよう運行手順のほうを整えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 今6台あって、大体2台ほど使うというのはそれはそうだというふうに思うんですけども、4台がああコースの半分側へ並んで、検証実験をしたというても、大人が乗ってやるんならまだしも、お子さんが乗ったりするわけです。小さなお子さんには保護者がついてということになるんですけども、そういう中で実際にもうあの壁に当たったりしてることは今までずっとあるわけです。それは課長も御存じだと思うんですけども、そういう状況でありますから、そこが今より6メートルぐらいある、6メートルもないか、そこが半分になるわけでしょう。誰が考えても無理があるというふうに思うんですけども、その点はいかがですか。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

先ほども説明させていただきましたとおり、発着点ですので、車両等は高速で動くことはございません。もうほぼ停止状態での車両運行になりますので、そういった危険性は非常に少ないというふうに考えております。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） そのこのところは今のところ平行線なんで、今後……。時間がなくなりました。すいません。時間配分がまずくて申し訳ありませんでした。

最後ですけども、町長もこの事業においてはシルバー人材センターの方々とも調整をしてやらせていただくということでありましたので、今後ともそのこのところの声を聞いていただいて、よろしくお願ひしたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで太田啓補君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、1番 尾崎智美君に質問を許可します。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

1995年、平成7年の阪神・淡路大震災は、淡路島を走る野島断層という活断層がずれたことで発生したと言われております。そのずれた断層が地面にくっきりと表れていた部分には、現在は野島断層保存館が建てられ、断層が当時のまま保存されています。数年前に、今後30年間に70%から80%の確率で南海トラフ地震が発生するとの予測が発表されました。仮に、そうした地震が発生したとすると、本町及び本町周辺にある断層も影響を受けると考えられますが、この周辺地域にどのような断層があり、その断層はどのような状況にあるのかということをお尋ねしたいと思っております。

調べたところ、岡山県北部に山崎断層帯というものがあり、その山崎断層帯は那岐山断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層で構成されるとのことでした。場所は、岡山県美作市から兵庫県三木市に至る約79キロで、西北西から東南東方向に一連の断層が連なるように分布しているとのことでした。左横ずれが卓越するともありました。本町の塩田・奥塩田区には十丁谷断層というのがあると塩田区長から聞きました。数字の十に1丁目、2丁

目の丁と谷で十丁谷、もしかしたら「じつちょうだに」と読むのかもしれませんが、以前は県道沿いに十丁谷断層の説明の立て看板があったようですが、現在はなくなっています。その十丁谷断層は少しずつ移動しているようです。吉井川が佐伯区や塩田区のあたりで大きく蛇行していますが、これは十丁谷断層などの移動によって川が曲がったのではないかとされています。確かに地図を見てみると、そんな気がします。

質問ですが、本町及び周辺地域にどのような断層があるのか、それとそれらの断層の活動状況、地震の際に影響があるかなど専門家の知見などあれば教えてください。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

尾崎議員の和気町及び周辺地域の断層の状態はという御質問にお答えをいたします。

断層とは、地層が地下深部で大きな力によって壊れずれたものでございます。一定の時間を置いて繰り返し活動し、将来も活動することが予想されるものを活断層というふうに呼んでおります。国立研究開発法人産業技術総合研究所の地質図で確認をいたしますと、本町では美作市中川から奥塩田区、塩田区を通り、吉井川を横断して赤磐市仁堀地内まで断層が確認できます。主に、県道赤穂佐伯線が断層のラインというふうに思われます。ただ、この断層は先ほど言いました活断層ではございません。活断層は、岡山県周辺では山崎断層帯、那岐山断層帯、それから中央構造線断層帯など12の活断層が確認をされています。岡山県は、活断層の活動を起因とする断層型地震のうち、県内で震度6弱以上を観測し、大きな被害が考えられる7つの断層型地震について被害想定をしております。本町で最も近く、最も被害を及ぼすとされているのは山崎断層帯を震源とする地震でありまして、ただ今後30年間に発生する確率はゼロ%から1%というふうにされております。周期は1, 800年から2, 300年というふうにされておまして、最新の活動時期といたしましては、平安時代868年の播磨国地震のようでございます。発生した場合、本町の約12%の地域で震度5強、86.1%で震度5弱を観測するというふうに想定をされております。この地震により、家屋被害は半壊10棟、うち液状化による半壊は6棟、そのほかにもライフライン、上下水道でありますとか電気、このあたりにも被害が出るというふうに想定をされております。町といたしましては、現在各自主防災組織へ作成をお願いしております、わがまちハザードマップ作成事業におきまして、過去に災害のあった場所や地元の人を知る危険箇所をマップに記載していただくようお願いをしております。地元の方にしか分からない危険箇所や昔からの言い伝えなども災害の予防、それから避難行動の際の大きなヒントになると考えますので、ぜひ反映していただきたいというふうに考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 大体分かりました。確率が低いというゼロ%から1%ということですが、今まで熊本の地震にしても、地震確率が非常に低いところが起きてますので、油断はできないなあというふうに思います。

続きまして、2番目の質問です。

塩田地区の吉井川沿いの山、恐らく断層の移動で川を曲げるようにせり出している山の麓では、斜面の岩肌がぼろぼろと崩れている部分もあるようです。徐々に断層が移動してるということも原因かもしれません。地震の際など、山の斜面が崩落する危険性はないでしょうか。大きな岩が落ちてくる可能性はないでしょうか。ざっと通ってみた感じでは、そんな感じではありませんでしたが、必要であればそのような対策を取っていただく必要もあるかと思えます。

塩田区長の栗尾さんが心配しておられましたが、塩田区長の話では高齢化が進み、家も減ってきてる地域なので、大規模な工事をしてもらおうとは思ってないが、逃げる時間を稼ぐぐらいの対策はできないかなあというふうなことをおっしゃられてました。今回質問したのは、塩田地区を念頭に置いてのことですが、町内のほかの地域にもそのような断層があるなら、調査、対策をお願いしたいと思いますが、そのような地域があるか、岡山県

がどのような対策を準備しているのかなど教えてください。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、尾崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、山崩れや地滑り等のおそれがある箇所について、本町の状況を御説明いたします。

土砂災害防止法に基づきまして、岡山県では地形等により山地の現地調査を行い、急傾斜警戒区域、土石流警戒区域等を把握、及び公表を行っております。令和2年11月末現在、急傾斜警戒区域が100か所、土石流警戒区域が141か所指定されておりますが、地滑り警戒区域はございません。本町では、近年多発する異常気象により、集中豪雨だけではなく、今後30年間で震度5強の地震が発生する確率がある地域であり、山地災害が発生すると、地域住民の生命及び財産、公共施設に被害が及ぶおそれがあるため、県の調査結果に基づき、早急に急傾斜対策、砂防堰堤の建設、治山堰堤の建設等のハード対策が必要な状況と考えております。最近の対策工事といたしまして、平成28年度に県が事業主体となって日室台区に治山堰堤を建設し、引き続き翌年に町が事業主体となって完成した治山堰堤からの接続排水路の建設によって、平成30年7月豪雨から日室台区の住民の安全を確保することができました。また、県が施工している佐伯堅町地区でも、急傾斜対策事業を実施しております。また、同様に急傾斜対策事業の対象になる箇所につきましても、県へ要望してまいります。しかしながら、多数の堰堤の建設等を行うことは現実的には不可能に近く、土砂災害警戒区域を反映した町のハザードマップを活用することによって防災意識を高め、ソフト的な面からも減災対策を図る必要があると考えております。日本全体で毎年約2,300か所の山地災害が発生し、多くの被害をもたらしております。山地災害の危険と隣り合わせに暮らしていることを町のハザードマップを活用して町民に周知するとともに、急傾斜対策、砂防堰堤建設、治山堰堤建設等のハード面での対応にも地元区長の意見を聞きながら、山の危険性を十分に把握し、今後も引き続き国、県等に支援を要望してまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 分かりました。平成30年7月豪雨には間に合ってよかったということです。それから、急傾斜警戒区域が100か所、土石流警戒区域が141か所ということです。そういったところに全部対策をしていくというのは不可能に近いと言われてましたが、そうだと思います。そういったところに、新規に家を建てたりしないように規制をするようなことも必要なんじゃないかなあとは思ったりするんですが、そうしないと、そういう危険地域に家を勝手に建てて危険だから対策しろというふうに言われても、そう言われても財政が幾らあっても足りませんのでね。でも、そういった規制は法的にどうなのでしょう。日本国憲法で、住居とか居住の自由とか転居の自由とか職業選択の自由というのが22条でしたか、規定されてるように、なかなかそういうのが難しいのか、それとも公共の福祉に反しない限りという文言がついてたと思いますので、そのあたりで規制できるのでしょうか。このあたりは通告してなかったのも、また私も調べてみたいと思います。分かればまた教えていただけたらと思いますが、今分かればお答えいただいてもいいんですが。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

急傾斜の関係で、土砂災害防止法という法律が当てはまることになっております。その中に、特別警戒区域がございますが、特別警戒区域に指定されたレッドゾーンという地域がございます。そちらのほうの建築物については、構造等許可制になっております。許可になって工作物を作ったりして初めて建物が建つという厳しい条件が法的に成り立っております。これが県のほうが指導するということになっております。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 分かりました。

2番目の質問としまして、和気町公営塾の現在の利用状況や課題はという質問を予定していましたが、神崎議員からも同様の質問がありまして、大体の状況は分かりました。学習塾の数が十分でない本町において、私は大変よい取組だと感じております。保護者からも助かっているとの声も聞いたことがありまして、喜ばれていると思います。同僚議員の質問によって、効果と結果は大体分かりましたが、それを踏まえて今後の課題とか、それから利用者、保護者に費用負担をお願いする予定があるとか、そのあたりを補足があればお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼をいたします。

尾崎議員から、和気町の公営塾の現状と今後については質問をいただいております。利用状況につきましては、議員からお話がありましておりでですので省略をさせていただき、現在の課題につきまして説明をさせていただき、また今後の利用料等を含めたお話を續いてさせていただけたらと思っております。

公営塾は、ENTER WAKE（エンターワケ）と学び館サエスタの2会場で開催をしております。ENTER WAKE（エンターワケ）会場では、主に本荘小学校と和気中学校の児童・生徒が、またサエスタ会場では佐伯小学校、佐伯中学校の児童・生徒が参加をして実施しております。課題の1つ目としまして、和気小学校区の児童・生徒の参加が少ない傾向にあります。その理由としては、皆様方もお気づきのとおり、行きたいんだけど送迎の確保が難しいとか、家から距離が遠いため、なかなか自分では行けないというような声があるということをお聞きしております。また、英語以外の他教科の学習も教えてほしいとの相談や要望も出てきております。これは設立当初、民業を圧迫しないということで英語に特化した、しかも内容、目的をはっきり絞った塾としてスタートした経緯もあり、その両立が2つ目の課題となっております。3つ目としましては、今年度オンラインでの自習室を始めましたが、家庭のネット環境問題等で参加しにくいとか、スマートフォンで参加している生徒もおりまして、会話には問題はないんですけども、映像や資料の画面が小さいため、見えにくいといった課題も出てきております。4つ目としまして、塾のスタッフの確保ということが上げられます。運営の中心を担ってくれているのが協力隊員や大学生たちであり、どちらの方たちもともに期限というものがああります。そういうことで、恒常的にスタッフの必要数を確保するということが難しい状況となっております。

以上が課題と考えております。

今後の費用負担等も考えるのかということですが、午前中の議員の方の質問にもお答えをさせていただきましたけども、参加児童・生徒やその保護者の満足度も高く、成果も出てきておる取組ですので、今後も従来どおりの公営の塾として運営をしていきたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 大体分かりました。無料でいきたいということで、それは保護者も喜ばれると思います。

次の質問として、国からの補助金が今年度末に終了した後の公営塾の今後の計画についてということで質問を予定していましたが、これも神崎議員の質問から見えてきましたので、重複する質問は省略いたします。

先月のことですが、学び館サエスタでの公営塾の様子を少し見せてもらって、スタッフの人に話を聞きました。その人は、和気町出身の大学生の人で、受付をしたり、指導をしたりしていました。その人の話では、スタッフの数も十分ではない、補助金が今年度末で切れるということは聞いている、よい取組だと思うので存続してほしいというふうな声がありました。スタッフ不足に関して、幾つかのアイデアがあります。3つお話しします。

1つは、子供たち同士の教え合いを促進するということです。私、認識が間違っていて全教科やってるのかと思ってましたので、英語だけだったんですね。例えば、英語の問題が解けた子は解けない子に教えるとか、そう

いうふうには子供同士が教え合うというふうなこともすればいいかなあとと思います。そういうふうにすると、一見教える側の子が損というか、学習の機会が失われるように思うかもしれませんが、むしろ教える子のほうが勉強になるということもいえます。問題が解けることよりも、それを人に説明できることのほうがレベルが高い理解力が求められるからです。これは、学校教育の現場でも利用できますので、先生方も積極的に取り入れていただいて、子供同士の教え合いを促進していただけたらと思います。

2つ目は、動画教材を利用するということです。ユーチューブには無料で使用できる学習動画がたくさんあります。例えば、葉一さんという方が「とある男が授業をしてみた」というチャンネルで、小学校3年生から高校生までの各教科の動画をユーチューブでするので無料で公開しています。イヤホンをつけて学習すればほかの子の邪魔にもなりませんし、分からなかったところだけスタッフに教えてもらうというようなこともできますので、そういったものとか、それから家庭教師のトライのほうでも多くの無料動画を公開しています。ユーチューブ以外でも、NHK for Schoolというサイトで、NHKによる多くの無料学習動画が見れます。今の時代、こういった無料動画を活用しない手はないと思います。

それから、3つ目として、民間の塾との協力というか、コラボです。これは神崎議員も言われてましたので、そういった方向性も考えていただけたらいいかなあとと思います。ENTER WAKE (エンターワケ) の近くにも清麻呂塾という塾がありますので、そういったこともコラボというのもありなのかなあと思ったりもしますが、それから若干公営塾とは話がそれるんですが、学習スペースの設置を提案したことがあります。私が議員になる前のことなんですが、若旅元議員と話をする機会がありまして、そのときに次のような提案をしました。サエスタで自主勉強をしている中学生が何人かいる。家より落ち着いて勉強できるし、テレビやゲームの誘惑もなく集中しやすいからのようだ。しかし、冬場はコンクリートがむき出しのラウンジで勉強していて気の毒に思った。せっかく部屋が空いてるなら、そこを自主学习スペースとして開放することはできないか。赤磐市の桜が丘いきいき交流センターや中央図書館には快適な学習スペースがあって、大人が資格取得などの勉強をしている。周囲が勉強している環境なので集中しやすく、大人が勉強している姿を見せることは子供にとってもよい刺激になると思うといった要望を伝えたことがありました。結果としては実現しなかったんですが、コロナの収束後でいいので、再度検討してみてもいいかなあと考えております。実現しなかった理由として、目が届かないので責任が取れないといったことを言われましたが、コンクリートのむき出しの自由に使っていいラウンジなら責任問題も生じないけども、部屋を貸すとなると責任問題が生じるということになるんでしょう。それから、これは後から聞いたんですが、ラウンジのほうだとモニターがあるということで、ある程度目が届くということもお聞きしました。そういったことも工夫をして、実現の可能性があれば検討していただきたいと思います。教育のまち和気ということですので、検討してみただけたらと思いますが、そのあたりで何かありましたらお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

いろいろな御提言ありがとうございました。先ほど、尾崎議員から学習に生かせるサイトの紹介とか指導方法の工夫、あるいは民間を活用しての塾の運営等、いろいろ御提言をいただきました。そういったことも含め、運営と取組内容に工夫と改善を加えながら、子供たちにとって有意義で親しまれる、そんな公営塾になるように今後も努めてまいりたいと思っております。また、学習スペースの設置の件につきましては、設置場所やスペース使用上のルールの方針なども勉強を目的とした子供たちが学習する場でありますので、学習しやすい環境のスペースといった、そういう場所になるよう、これは学校やあるいは生徒たちの意見も聞きながら、具体的な検討をしてまいりたいと、有意義に活用できる、そういった場になるように我々も検討をしていきたいと思っておりますので、またいろいろ貴重な御意見を聞かせていただけたらと思っております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） よろしくお願ひしたいと思います。

3番目の質問に移らせていただきますが、先日埼玉県の中学校で集団感染があり、合唱によるものではないかということで文部科学省から合唱時には原則マスク着用との注意喚起がありました。マスクの効用は感染していない人が感染を予防するものではなくて、感染している人が他者に移さないためのものだというふうに言われています。つまり、マスクをすることによって、しゃべったときやくしゃみをしたときの唾や飛沫が飛ぶのを抑える効果を期待してるといことです。そうであるならば、児童や生徒が筆記試験を受ける際は無言なので飛沫が飛ばないのでマスクをする必要はないと思うんですが、どうも学校では筆記試験のときもマスクを着用したままのようです。合唱ならば飛沫が拡散することも考えられますが、筆記試験のときにマスクは必要ではないんじゃないかなあと思ひます。集中力も欠けたりするようなこともあるんじゃないかなと思ひたりします。そのあたり、どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（安東哲矢君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 失礼いたします。

尾崎議員から、マスクの着用について御質問いただきましたのでお答えさせていただきます。

試験中のマスクの着用についてですけれども、文部科学省から出されている学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式というものがあります。これは先日改訂をされましたが、これによりますと、身体的距離が十分に取れないときはマスクを着用すべきとされており、町内の小・中学校においても基本的な感染症対策の一つとしてマスクの着用をお願いしております。ただ、体育の時間や登下校、外遊びなど、マスクを外すよう声をかけている場面もあります。確かに議員のおっしゃるとおり、試験中は原則無言ではありますが、教員の声かけや児童・生徒が質問をする場面、またせきやくしゃみをした場面では飛沫の飛散の可能性があること、そしてマスクの着用状況が濃厚接触者の特定に大きく影響すること、また今般の感染が拡大している状況を鑑みますと、試験中につきましても今後も着用を基本としながら、場面や個々の健康状態に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 分かりました。マニュアルがあるということで、それに沿ってということですか。私が中高生の頃は教師に反抗したり、校則を破ったりする生徒もいましたが、現代の子供たちはよくも悪くも従順なんでしょう。本当ならば生徒の側から、先生、筆記試験のときのマスクは意味がないんじゃないのみたいな感じの反抗するような声が出てきてもおかしくないように思ひますが、大人の言うことに従順に従う子供を育てることが教育の目的ではなくて、自分の頭で考えて理論立てて自分の意見を主張できる子供を育てることのほうが目的だと思いますので、そういった子供が育っていけばと思ひております。

マスクによる悪影響はないんだったらいいんですけども、とりわけ発達段階の子供に関しては悪影響が心配にはなります。大気中の二酸化炭素濃度は0.03%ですが、呼気中、吐く息の中では二酸化炭素の濃度は100倍以上に増えて4%の濃度になります。同様に、大気中の酸素濃度は21%ですが、呼気では約25%減少し、16%程度になります。マスクの中では息がさらに循環するので、さらに深刻な状態になる可能性もあります。マスクによって、吸う空気中の二酸化炭素量が増えて酸素欠乏につながりやすくなるというふうにも言われます。これらのことから、小児科学会では一般的にマスクは知能の発達を遅らせるというふうに言われてきました。定義上は、7歳以上15歳未満が小児ということですが、知能の発達が遅れる可能性は何歳までかというのはあまりはっきりしませんが、悪い影響もあるということは教育関係者は認識しておいていただいたほうがいい

かと思えます。子供だけでなく、酸素欠乏は脳の神経細胞にも悪影響があつて、特に若年層においてはそれが顕著であるというふうな専門家の声もあります。一度死んだ神経細胞は、二度と元に戻ることはないというふうに言われております。

続いての質問に移ります。

にこにこ園の園児たちは、マスクにより保育士の表情が見えにくいと思いますが、それによる悪影響は心配はないでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 失礼をいたします。

いろいろと科学的な見地からの情報提供どうもありがとうございます。

にこにこ園の教職員のマスク着用による園児への影響ですけれども、表情が見えないことで、やはり伝わりにくい部分は少なからずあると思われまふ。そのことを踏まえまして、園ではジェスチャーや声の表情を今まで以上に付けたり、言葉かけを増やしたりとコミュニケーションをさらに工夫していくことで、マスク着用のマイナス面をカバーし、園児の情緒等への悪影響ができるだけないように心がけているところです。

今のところ、顕著な悪影響はないと聞いてはおりますが、園児に限らず、コロナの心理面への影響は見えにくいことも多いものです。今まで以上に子供たちの内面にも配慮し、小さな変化を見逃さないよう、保育、教育を行ってまいりたいと考えております。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 保育士は努力してくださってるということで、感謝を申し上げたいと思います。

日本小児科学会は、2歳未満の子供にはマスクは不要、むしろ危険というふうに注意喚起をしております。これは、コロナ禍よりもはるかに前から言われていたことでありまして、主な理由は小児の呼吸器、空気の通り道は狭いので、呼吸をしにくくさせる、心臓への負担にもなる、それから嘔吐物による窒息のリスクが高まる、呼吸による体温調整の機能が損なわれる、顔色や唇の色、表情の変化など、体調異変の気づきが遅れるなどということがあります。子供にはマスクをさせてないと思いますので、そのあたりは大丈夫なんですけど、併せて子供が感染することは非常に少なく、ほとんどが同居する家族からの感染である。それから、子供の重症例は極めて少ない。幼稚園や保育所における集団感染はほとんどない。感染した母親の妊娠や分娩でも、母子ともに重症化の報告はなく、母子感染はまれであるというふうなことも添えられていました。こうしたことから、にこにこ園でも乳児や年少組の子供に関しては、マスクの配慮をさせていただいているようですが、子供側から保育士の表情が見えないことによる悪影響がないように祈っております。

教育心理学の中で、比較的有名な話がありますので紹介しておきますと、フリードリヒ大王、フリードリヒ二世の実験というものがあります。これは約800年前の実験です。猫は教えなくてもニャーと鳴き、犬はワンとほえる、では言葉を一切教わらなかった人間はどのような言葉を発するのだろうかというふうに考えたフリードリヒは、部下に命じて生まれたばかりの孤児などの赤ちゃんを50人集めさせました。そして、食事、栄養、温度管理、入浴、排せつといった外的な要因は十分に整えた上で、話しかけない、スキンシップをしないとといったコミュニケーションだけを遮断するような子育てをしました。その結果、子供はどのような言葉を発したでしょうか。結果は、残念ながら満足にいく答えが得られませんでした。なぜならば、2歳になる前に全ての赤ちゃんが死んでしまったからです。文献により、年齢の若干の違いなどはありますが、人間は幾ら外的な環境が整っていても、人とのコミュニケーションが絶たれると生きていけないということが示されました。現在のコロナ対策の状況において、乳幼児から保育士の表情が見にくい、スキンシップが不足しがちになるということはその実験ほどではないにしても、発育に悪影響が出ないだろうかというふうに心配になります。そのあたり、十分に注意しながら保育に当たっていただけるように、保育士にも御指導いただきたいと思ひます。

コロナによる死者よりも、自殺者のほうが増えては何のためのコロナ対策か分からないということを心配してきましたが、残念ながらそういうふうになってしまいました。例年に比べて、自殺者の増加数がコロナの死者数を上回ってしまいました。言わば、コロナによる死亡者よりもコロナ対策による死亡者のほうが増えてしまっています。自殺だけでなく、コロナのために定期検診をしなかったために病気の発見が遅れた人、コロナ患者が優先され手術が遅れて亡くなった人、夏の外出時もマスクをしていたために心臓に負担がかかり、不整脈から心機能の低下を招き急死した人など、過剰なコロナ対策のために亡くなった人も多いというふうに聞いております。テレビでは重症者が増えていますが、そう言われると、それまで元気だった人がコロナに感染して重症になったと考えがちですが、既に別の病気で重症になってる人に対してPCR検査をしたら陽性と出たのでコロナの重症者としてカウントされている人が多いのではないかとこのふうにも言われます。トランプ大統領がコロナに感染しましたが、短期間で回復しました。その際、治療薬であるレムデシビルも投与されましたが、ビタミンD剤も投与されたというふうに聞いております。9月議会での私の一般質問で、ビタミンDの過不足の量と重症化率に相関関係があるという報告をしました。海外の研究ですが、ビタミンDが不足している人が感染した場合の死亡率は98.9%と100%に近い水準ですが、足りている人が感染した場合の死亡率は僅か4.1%と大きな差があります。私が幼稚園の頃、毎朝先生が肝油ドロップを1粒手のひらに置いてくれて食べていた記憶があります。この肝油ドロップにはビタミンAやDが含まれておりますので、そういったのも今の時代、検討していてもいいのではないかなあというふうには私は思いました。給食等でも、ビタミンDの不足に気をつけていただいて、コロナ禍を乗り切っていただけるようにしたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（安東哲矢君） これで尾崎智美君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、午後1時45分まで暫時休憩といたします。

午後1時41分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、6番 山本 稔君に質問を許可します。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私からは、まず耕作放棄地を少なくする対策ということで質問をさせていただきます。この質問は、3年前ぐらいに第2回目の質問としてしておりますが、これで今までなかなか進展状況が見えてこないのも、また質問させていただきます。

大体、前回の質問の答えというのが、前向きに農作物についても取り組んでいくということでありましたが、今耕作しているところを保全していく、耕作放棄地を出さないというところで手いっぱいのような感じがしております。そういうところで、耕作放棄地の今全く手つかずになっているような草がぼうぼうのところ、そこを何とか景観だけでもきれいにして、よそから新規就農者の方が来られて、ここを使って農業をしてもいいと、それから何か農業に関するようなこと以外でも結構ですが、そこを使って和気町に住んでいただくようなことができないかということを考えていただきたいと思っております。

今、ネギとかナスとかは奨励作物、それからぶどうもですか、奨励作物ということで、農協等と組んで行っているようですが、これだけでなく、前にも言ったんですが、新しい山間地に植えたり作ったりしてもうかるような商品、作物を研究して作ってほしいとお願いしておりますが、そのようなこともどういうふうになっているのか、教えていただきたいと思っております。

それから、新規就農者ですが、次々来られているのは知っております。ですが、ぶどうとかは新規で来られて

もすぐにぶどうがなくなってお金になるということではできません。4年、5年たってから、売った収益が入ってくるというようなことになっております。それまでの準備期間に、ぶどうだけでなしにほかの農業をしてそれまでをつなぐというようなこと、農業もぶどうをしながらでもできるというようなことも考えていけないといけません。そして、それをやったからかなりもうかるような農業になるということを宣伝して、新規就農者を増やしていかないといけないと考えます。佐伯地域は、特に山間部が荒廃しておりまして、今まで作っていた田んぼが草だらけになってるところがだんだん増えております。今まで作っていた高齢者の方が亡くなったりして、あとを誰もしてくれないというようなところが増えておる。そういうことで、そこを地元の人たちと協力して今までどおりのきれいな棚田であったり、景観を維持していくために草を刈ったりするのに草刈り機を買っていただくとか、そういうのをしたら、少しでも補助を出していただけるとかというようなことをこれから考えていってもらえるのか、そこら辺のことをまずお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

山本議員の耕作放棄地を少なくする対策ということで、耕作放棄地を新しく使用する農業、それから新規就農者の確保、それから耕作放棄地の管理についてということで御質問がありましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、耕作放棄地を新しく使用する農業など考えないかということでございますが、耕作放棄地につきましては少子・高齢化や後継者不足による農業従事者の減少に伴いまして、本町においても中山間地域を中心に年々の増加傾向が見受けられます。耕作放棄地が増加するということは、その景観を損ねますし、雑草が繁茂することによって害獣のすみかとなって周辺の農地に悪影響を及ぼすということにつながってまいります。このことから、農地保全を継続していくためには、耕作放棄地の有効活用は重要な課題と受け止めておりまして、その一つの案といたしまして耕作放棄地が存在する地域の気候や特性も考慮しながら、町の特産品となるような作物の栽培用地として活用ができないか、検討していこうと考えております。先ほども申されましたが、既に特産品として栽培実績のありますナス、それからネギ、ぶどうについても選択肢の一つになるのではないかと考えておりますが、例えばぶどうの栽培といいましても、出荷用でありましたり、加工用では栽培の方法や栽培に係ります手間や時間なども大きく異なってまいりますので、今後はかなり認知度が上がってきておりますナスやネギに加え、ぶどうも含めて、さらにどのような作物のどのような栽培方法が一番適しているのか、研究してまいりたいと思います。現在では、町のほうでナス、ネギ、ぶどうに加えまして、小豆、ホウレンソウ、スナックエンドウなどが増加傾向にございます。その中でも、特にスナックエンドウは増えてきている状況でございます。ナスを栽培された方がその後ホウレンソウを作られて、スナックエンドウを作られるというような形で増加はしてきております。それから、新しい作物といたしましては、ニンニクに取り組まれてる方がおられますし、それから最近ではイチゴに取り組む方もおられると聞いております。その後、適地のことや、それから作った作物を販売するということまでを考えながら、関係機関と早急に取り組めないか検討してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、新規就農者の確保はできないかということについてお答えをさせていただきます。

農業を行う人が減っている中で、耕作放棄地対策、安定した農業の持続のため、新規就農者の確保は喫緊の課題となっているところでございます。そのような中、新規就農者を確保するための支援対策補助金といたしまして、町単独にナスやぶどうなどの支柱やハウスなどの資材に対する助成、資金面での支援に取り組むとともに、技術的支援といたしまして、就農準備講座などを開講する、それから新規就農までを総合的に支援しているところでございます。

また、まち経営課を中心に人口減少対策といたしまして、移住の促進に努めているところですが、移住希望者

の話をお聞きすると、新規就農者を希望する方もいらっしゃいますので、そのような方に対しましては国の事業であります農業体験研修事業や農業実務研修事業の案内を行っています。また、新規就農者に対しましては、家賃補助制度を設けるなど、和気町での就農につなげられるように取り組んでいるところでございます。今後も、まち経営課と一層連携し、新規就農に意欲的な移住希望者に対し、積極的なアプローチをするように取り組んでいきたいと考えております。

なお、新規就農するに当たりましては、農地の確保や技術の指導など多くの課題がありますので、今後につきましては農業委員会やJ A、それから普及センターなど関係機関との連携を一層強化し、新規就農者の確保に取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、耕作放棄地の管理はどうするかということでございますが、現在和気町農業委員会の耕作放棄地全体調査では、町内1,280ヘクタールの農地に対しまして、61ヘクタールが荒廃農地とされております。率にいたしますと、約5%でございますが、耕作放棄地は年々増加傾向が見られますので、そのことが先ほども申しましたが、景観を損ねて害獣の温床になって近隣の農地に悪影響を及ぼすということにつながってくるのです。

耕作放棄地につきましては、最終的にその全てを有効活用できることが一番望ましいことだと思っておりますが、害獣防止と農地保全を継続するという観点からも、最低限の定期的な草刈りなどは管理をしていく上で欠かすことができない作業であると考えております。しかしながら、草刈り作業につきましては、大変な時間と労力を必要といたします。後継者不足の現状を考えると、全ての耕作放棄地や休耕農地の管理は非常に難しく、特に耕作放棄地が多く存在する地域の方々を悩ませているのが現状であります。現在、和気町といたしましては、農地パトロールによる耕作放棄地の早期発見と利用意欲の確認を行いまして、農地荒廃化の抑制に努めております。管理が行き届いていない休耕農地につきましては、書面により草刈りなどの適切な管理をお願いしているところではございますが、後継者不足や人手不足などですぐに対応できず、荒廃化が進行するような状況もございます。このようなことから、今後は少しでも地域の皆様の農作業の労力軽減や作業時間の短縮につなげていただくため、自走式草刈り機やリモコン式草刈り機などを導入するなど、耕作放棄地や休耕農地の管理、保全のために有効活用していただけないか検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

前回聞いたときよりも、作物等は増えているように感じますが、どこに何を植えたらいいものができるか、山の上のほうでしたら、寒暖差がありますので、トマトとかニンジンとかは寒暖差があると甘くなるということで、そういうふうな地域に特化したような作物を見つけて、そういうのを作って高く売れるような品種を早く見つけて、そういうことを新規就農者の方と取り組むような方法を考えていかないといけないと思ひます。

和気町はよその町に比べると、ビニールハウスが少ない。農業をやっている方が少ないんじゃないかと言われる農家の関係の人がおられます。ですから、山間部でもビニールハウス等を使ってできるような農業も考えていかないといけないんですが、何分いろんな面で資金が大変要りますので、そこら辺のことも考えながら、町としても新しい新規就農者とともに荒廃地をなくすような努力をしてほしいんですが、その補助とかは今後どうなんでしょうか。そこら辺のことをよろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

先ほど山本議員が申されました各地域によって適地がございます。ですので、そのどのよういったところでどの

ような作物が一番適しているのかということも研究をしてみたいと思います。また、農地管理につきましても、現在推進しております中山間地域の直接支払制度というのが山間部にはございます。その取組内容につきまして、今までは急傾斜地だけを対象としたりするようなことで取り組んでおりましたが、本年度から少し緩い傾斜のところ、緩傾斜地にも取り組めるように範囲を加えて幅を広げて対応させていただいております。あとは、人・農地プランとか、地域における中心経営体となって農業を頑張ってやっていかなければいけないという方に、農地を集積して取り組んでいくようなこともやっていかなければなりませんし、その実質化に向けてやっていく、その中には営農組合とかそういった組織を作られてるともございますが、また今度は営農組合などの組織の継続していくところにも人手が少なくなっていくようなことも考えられますので、総合的に考えて必要なことに対しまして補助制度とかが考えられれば、また検討してみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

そういうふうな取組をやっていただけると、すぐには結果は出ないかも知れませんが、だんだんとよくなるんだろうなと期待しております。

もう一つ、新規就農者ということではなくて、今協力隊のほうは英語特区のほうでいろいろ来ておられますが、農地の利用とかああいうふうな格好で今度協力隊のほうを募集して、それと一緒に何かやっていくようなことを考えてもいいんじゃないかと思うんですが、そちらのほうはどうでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

現在のところは、協力隊については検討しておりませんので、今後そこを含めて検討してみたいと思いますが、実際には移住されてくる方の中でも希望の方がいらっしゃいますので、そのような方の支援といいますか、就農につなげられるように導いていけたらというふうに考えております。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 耕作放棄地の問題についても、新規就農者の問題についても、課長が説明したとおりになんですが、実は移住の関係、これはキャラバン隊を立ち上げて秋口に出発をしようというので東京事務所、大阪事務所をお願いをして場所もほぼ確保してのぼり旗を上げながらリストアップをしていこうと、そういう計画でおったんですが、出ていく寸前になってコロナウイルスの感染者が出てきて、結局今のところ出ていってないんですが、これも何とかコロナが少しでも収まったら、リストアップをするという意味で移住者の確保に努めていきたいなと思っております。

それから、今草刈りが一番大きな問題になっておると思うんですが、それからスマート農業等で補助対象になりますから、スマート農業等を考えながら草刈り機も財源を確保して、できるだけ充足率を高くしながら、地域の皆さんが環境整備もできるようにと、そんなことも今考えておるところでございます、何にしましても耕作放棄地っていうのが1,280ヘクタールのうち61ヘクタールですか、約5%に当たる耕作放棄地が和気町にあるわけですから、できるだけこの耕作放棄地を今後増えていく可能性はあっても、減っていく可能性はないわけでございますから、なるべくこれを減していくように考えておるところでございます。

また、農協とか、それから関係機関と調整をしながら、適した作物、付加価値の高い作物を栽培ができるような、こういうことはないもんかなという問いかけも実はしておりますから、今後このことについても、できるだけプロジェクトでも立ち上げて取り組んでいきたいなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございました。

高齢者が増えていますので、中心になって農業を引っ張っていかうという人がなかなかいないのが現状ですので、そこら辺の中心になって引っ張ってってくれる人を新規就農者で補うというようなことを考えて、引っ張ってってもらわないといけないのかなあと考えておりますので、今言われたように町長も草刈り機等を導入、スマート農業のほうも導入ということで、少しでも昔から住み続けた景色が守れるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、町所有施設のLED化、省エネルギー化の今後とはということで質問いたします。

日本は、2050年までにCO₂の排出実質ゼロを目標とする方針を出したところでございますが、我が町でもCO₂を削減するように取り組んでいると思ひます。この庁舎がそういうことでLED化、それからエアコン等を新しくされてCO₂の削減を図るというような取組をされております。私がお願いして、町の体育館のLED化、それから佐伯中学校のLED化をしていただきましたが、町の体育館についてはもう1年以上たっておりますので、LED化をしてどのくらいの省エネになったのか、それからどのくらいの料金というんか、財政の支出が減ったのか、そこら辺のこともお聞きしたいと思ひます。

町の施設はたくさんあります。小学校、中学校、体育館、それから和気ドーム、和気鶴飼谷温泉等々たくさんありますが、これからLED化とか省エネ化をどういうふうに取り組んでいくのか、お聞かせいただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 失礼いたします。

それでは、山本議員の町有施設のLED化、省エネルギー化の今後とはという御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、施設のLED化はどのくらい進んでいるのかの質問でございますけど、町施設のLED化、省エネルギー化につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、和気町地球温暖化対策実行計画事務事業編を平成29年2月に改訂し、現在取り組んでいるところでございます。現在、計画の対象としている施設は本庁舎、佐伯庁舎、和気鶴飼谷温泉、体育施設、学校など60施設となっております。計画では、空調施設、照明設備の省エネルギー化、電力のグリーン購入、空調設備等の運用改善などによる温室効果ガスの削減の取組を実施することとしております。施設の中で、設備改修による省エネルギー対策事業を実施した主な施設は6施設であり、具体的内容を紹介させていただきます。

まず、和気町役場本庁舎、総合福祉センターでは、先ほど議員もおっしゃられておりました空調設備の省エネルギー化、照明設備のLED化を実施しております。次に、佐伯庁舎においては空調設備、照明設備の省エネルギー化、次にお話がありました和気町体育館においてはメインアリーナなど照明設備のLED化及び事務所などの空調設備省エネルギー化を図っております。また、和気鶴飼谷温泉の照明設備のLED化を図っております。また、ここにこ園のLED化、空調設備の省エネルギー化を実施しております。

次に、LED化により省エネルギー化はどのくらい図れたかとの御質問でございますが、空調設備、照明設備の省エネルギー化、電力のグリーン購入、空調設備等の運用改善など取り組んだ結果、二酸化炭素排出量は施設全体では平成28年度に比べ、令和元年度においては727トン削減することができました。特に、照明、空調設備の省エネルギー化を実施した本庁舎、佐伯庁舎、和気町体育館では年間で二酸化炭素排出量は223トンの削減、電力の使用量は約14万7,000キロワットアワーの削減、電気料金については電力会社を入札で決定しております影響もありますが、年間で約500万円の削減効果がありました。

次に、今後の省エネルギー化の取組とはという御質問でございますが、現在取り組んでおります地球温暖化対策実行計画は令和3年度までの計画であり、令和3年度において今までの評価を行い、さらなる温室効果ガス削減に向けて令和4年度から5か年間の次期計画を策定し、取り組んでいく方針でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。大体分かりました。

それで、令和4年度からまた5か年計画をするということで、これ来年度まとめをして計画を立てるということですね。そこら辺のこともまた教えてください。

もし、これから先、残りの施設をLED化、それから省エネ化をするとなると、補助金とかの関係もありましょうが、少しずつでなく、一体的に取り組んだほうが事業の関係で安く上がるのではないかと思います。そういう取組の方法として、個別に少しずつやるのか、もう大々的にやるのか、来年度計画をするということなんで決まっではないと思いますが、その辺の方針がもしあるんでしたら、そこら辺を少しお聞かせください。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 来年度、今までの5か年計画の総括をした上で、令和4年度からの計画を作らせていただくわけですけど、今まで空調設備、それから大きなLEDを全体的にやった事業につきましては、国の補助金を活用した事業で対応させていただいております。その中で、特に省エネができると、現在に対して省エネ効果が大きいという施設等を、具体的な施設を調査いたしました上で、補助対象事業の対象となるかどうか、そこら辺も判断の上、財政的なこともございますので、できるだけ国の進めております二酸化炭素排出の削減事業に沿った形で事業を進めていきたいと考えております。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

これからどんどんCO₂の削減に向かって進んでいかないといけないんですが、施設のほうは老朽化で使われないようなところはもう廃止していくような方向で考えないといけないとは思いますが、LED化、それから省エネルギー化で結果が出ておりますので、こういうことには積極的に取り組んで、少しでも財政負担が少ないようにしていくのが筋じゃないかと思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで山本 稔君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、2時30分まで暫時休憩といたします。

午後2時19分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、9番 山本泰正君に質問を許可します。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） それでは、議長の許可を得ましたので、私は矢田工業団地の状況と和気鶴飼谷温泉改革についてお尋ねをしたいと思います。

まず、矢田工業団地の造成工事の進捗状況でございます。

平成27年度に約3.8ヘクタールを計画区域として着手した工業団地でございますが、排水問題など紆余曲折もありまして、本年6年目を迎えておりますが、いまだ完成には至っていないという状況でございます。まず、現在の進捗状況と完成見込み時期をお尋ねしたいと思います。

次に、総事業費が8億2,000万円余り、有効面積は2.9ヘクタールの予定のように聞いておりますが、造成価格は幾らか、販売価格は幾らを予定しているのか、坪単価でお答えいただきたいと思っております。

それから、現在の問合せの状況あるいは公募の状況、どのようになっているのか。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、山本議員の造成工事の進捗状況についてお答えいたします。

矢田工業団地造成工事につきましては、御承知のとおり、本年5月21日に契約議決をいただいて以来、来年3月末の造成完了に向けて工事を進めておるところでございます。さて、現在の工事の進捗状況でございますが、工事現場の安全及び工事の品質確保を図りながら、4工期に分けて発注しております。11月末現在の工事進捗率でございますが、1工区は岡建設が受注し、主に開発区域の敷地面積約3.8ヘクタールの盛土造成工を行っております。進捗率は現在約74%でございます。2工区についても岡建設が受注し、主に擁壁、側溝等、構造物の工事を行っております。進捗率は約20%でございます。3工区は遠藤建設が受注し、主に防災調整池及び区域外の専用排水管と排水ポンプ用窠場の設置工事を行っております。窠場は既に完成しており、進捗率は現在約45%です。4工区は、国道374号線、県道備前柵原自転車道線及び開発区域周辺の町道の舗装工事となりますが、西山組が受注しており、1から3工区の工事進捗により随時施工する予定となっております。

以上のことから、全体的にはほぼ実施工程どおり進捗していると考えております。今後も、工期内完了を目指し、鋭意努力してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、私のほうから、山本議員から御質問いただきました販売予定価格、坪単価と公募状況と今後の対応という点についてお答えさせていただきます。

まず、矢田工業団地の販売予定価格でございますが、現在販売価格については協議をしている状況でございます。今後、県内の工業団地の状況等を見ながら、なるべく早い段階で販売価格を決定してまいりたいと考えております。

次に、公募の状況と今後の対応につきましては、現時点で販売価格を定めておりませんので、進出企業の正式な募集までは行っておりません。現在は工業団地の情報を分譲単価を未定としている状態で、和気町ホームページや岡山県の企業立地ガイドのホームページへ掲載しているほか、パンフレットを関係窓口に設置し、周知を図っているところでございます。

企業からの問合せにつきましては、具体的な企業名までは明らかにされておりませんが、企業からの問合せが岡山県や金融機関などを通じて数件ではありますが、間接的に入っている状況であります。販売価格を決定後、各方面の情報を更新して、募集に向けた準備に取りかかる予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 工期については、3月末までには完成するという事によろしいんですか。はい、これはそれでいいとして、造成価格、経費的に今までの予算積算あるいは状況から見て、完成予定が約2.9ヘクタールの予定になるかと思えます。そうすると、坪単価が9万二、三千円、逆算するとそうなると思うんですが、非常に高い数字になります。国道374号線沿いの森地域になりますか、あそこあたりで宅地、ここあたりが大体坪10万円程度と聞いてます。それから、これはもっと条件がいいんですが、工業団地としてはいいんですが、中山のちょうど信号があるところの東南に造成してありますが、あそこあたりが坪5万円程度で町内業者が引き受けたように情報は入っております。このような中で、美岡道路の残土を使って安く造成するんだというようなことだったんですが、これから見ると、非常に高い単価になってしまうんじゃないかなというふうに思っております。特に、こんだけの単価になった理由はどこらにあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

工事費がかさんだ理由等についてでございますが、新たな専用排水管等が増えたりしたことによって工事費が膨らんだのが主な原因でございます。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） これ、単価のほうは間違いないですか。私が言よんが、数字が全然違うとったら困るから確認しよんです。

○議長（安東哲矢君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 今、予算上等の総事業費を単純に2.9ヘクタールということで割り戻されれば、坪単価の価格は山本議員がおっしゃるような価格になるかと思えます。ただ、あと県補助等が入りますので、単純にいけばもう少しは坪単価としては安くなるというふうには考えております。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 非常に高い形になるんで、なかなか売れるんかどうか、まだ価格、もちろんある程度の総事業費の見込みが出ん限りは単価も決まらないのかも分かりませんが、状況的にもコロナ等で厳しい時期にもなっているかと思えます。企業のほうも、なかなか増強の投資をするところが見えにくいんじゃないかなあというふうには思えます。岡山県、和気町、晴れの国で災害が少ないという辺を売りにして、ぜひいい方向でこれは成功させてもらわにやいけんというふうに思うとります。早急にPR等、公募を重ねて、宝の持ち腐れにならないように早急に最善の努力をお願いしたいと思います。町長か副町長か、一言お願いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 矢田の工業団地の単価でございますが、これは原因といたしますのが、いろいろあるんですが、結果的には平成30年の7月豪雨によって矢田地内を竜ヶ鼻へ向けて排水を地元の区長に了解をいただいて、しかも県の指導もいただいてやらせていただくということが内定しまして、県のほうへ今度は建築課と河川課へ出したら、もうどんでん返して、ちょうどそのときに真備のあたりが災害が発生したすぐ後でございましたから、造成の基準からいうと、これじゃ駄目だということで、県の指導でやっとなることが駄目だということはどういうことか理解ができないということで私は副知事のところへ行って直談判したんですが、結論的にはええ案を出しましょうということで、結果的に出たのが今現在造成をして、遊水地については3,000平米、そのときに指導があったのは、三町歩ほどのところへ8,000平米の遊水地を取りなさいという指導だったんです。ですけど、最終的に3,000平米ほどの遊水地で許可になったと、開発許可が下りたということで工事に入ったんですが、もともとこれは御承知のとおり、自転車道の中へ挟んでやる計画でございましたから、これは広域水道の本管が通っております。広域水道の本管を移設するだけでも1億円かかると。自転車道を移設するだけでも大変な事業費がかかってくると、このあたりも大きな開発に伴う事業費が増大したと、そういう理由で今山本議員がおっしゃるような金額になってきとると。

それから、造成するのに1社だけではどうも今の入札の状況といたしますのが、昨日もお話し申し上げましたように、歩切りはすなという国の指導等もある関係もありまして、3工区から4工区に分けて指名をしていただきやあ、かなり最低制限価格に近い額で業者の方も努力をしていただけるんじゃないかなという期待をしながら入札をしていただいたんですが、結果的には九十四、五%で収まってきたと、こういう状況が次々重なりまして、結果的には工事費にはね返ってきたということがこの単価になった理由でございます。このことはそのように理解していただいて間違いじゃないと。それで、私が就任しまして4月から開発協議にかかったということも大きな原因の一つにもなっております。そういうことで、現在に至っております。

そうしておりますときに、昨年12月、中国武漢を皮切りにコロナが発生をしまして、いまだ収束の兆しが

見えないと、経済の状況も塗り替えられてしまうんじゃないかと、行政の施策についても一変するんじゃないかと言われておる中で、何とか優秀な企業の誘致をと、できれば私はドローン関係の企業の誘致をとということで、スバルも一緒にやっておったんですが、スバルで大きなリコールが出まして、実証実験なんですよ。大きなリコールが出て、スバルも実証実験から手を引かれたんです。そんなこともあったりして、現在に至っておりますから、何とかコロナが収束をするということを願いながら、優秀な企業を誘致できるように、先般も実は東京都の経済界の代表の方々約10名に来ていただいて、あそこを見ていただいたんですが、何にしてもインターチェンジが2か所もある町、こんな1万4,000人の町、140平方キロでインターチェンジが2か所あるような町というのは数少ないということで、これには興味を示されるんですが、しかも山頂部が2.9ヘクタールと、これが一括で造成されて、それが販売される、これもなかなかそれだけの面積で確保というのはかなり興味があるようなふうなんです。ところが、国道374号線が非常に狭いと、これをしきりに皆さんが言われたんです。ですから、これもデメリットになるんですが、もうこれは致し方ありません。こういう状況の中で、私もできるだけ優秀な企業をあそこに誘致ができるように努力していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 単価も表示されていない中で、広報活動、協議、難しい面があるかと思えます。少子・高齢化が進んで、高齢化率も40%というような状況の中でございます。優良企業の誘致によって、和気町の若者が町内にとどまれるような優良企業をぜひ選考していただきたいというふうに期待して、次の質問に移りたいと思えます。

和気鶴飼谷温泉改革についてお尋ねをしたいと思います。

平成24年に和気北部衛生施設組合から1億500万円の持参金付で和気町へ移管された和気鶴飼谷温泉でございますが、単年度収支においては平成25年、平成26年、平成28年と単年度収支で黒字の年もありました。しかしながら、過去8年間で1億2,400万円の赤字ということで、1年間で平均1,500万円程度の、赤字経営だということになっております。

また、温泉の集客を目的に開設していたプールやテニスコートなど、社会体育施設も不採算部門として切り離して、教育委員会管轄へというようなこともございました。これも年間約2,000万円程度の一般財源を充当いたしております。トータル3,500万円程度の赤字経営とも言える、そんな中で温泉源の改修、この際も一般会計から約3,000万円の繰入れ、これらを含めまして、令和元年度末の繰越金が約2,500万円という状況でございます。コロナ禍の問題がなくても、今年度で収支が不安定な状況になりつつあるような状況でございます。そんな中に、新型コロナウイルスの感染拡大により、休館を余儀なくされ、職員の給与も払えない状況となりまして、6月議会では1億5,000万円の繰入れの議案が出ましたが、努力目標として7,500万円に減額いたしました。しかしながら、好転せず、9月議会では8,600万円の追加繰入れ、トータル1億6,100万円の一般会計からの繰入れとなりました。この状況下において、先の見えないコロナ禍を見据えて、今後の見通しについてお尋ねしたいと思います。

次に、経営改善計画でございますが、今議会全員協議会で報告もあり、協議もしたところでございますが、改革には非常に程遠い公務員らしき無難な数字合わせのように感じました。1億6,000万円からの繰入れをしたことは、1万4,000人の町民からすれば1人当たり1万1,500円負担したこととなります。この温泉経営は、約28億円の経費を投入し、完成したものを減価償却もなし、固定資産税もなし、施設の管理運営費だけで赤字体質、他の市町においても公営の同様施設全て厳しい状況でございます。先日も、高梁市の「朝霧温泉ゆ・ら・ら」、民間への売却できずとの新聞記事、また岩手県西和賀町では町営温泉7施設を民間へ0円、無償で買手を探しましたが買手なしとの新聞報道もございます。コロナ禍の中での売出しのこともあろうかと思いま

すが、このような施設は公共施設としての運営は適切な施設でないとの考え、また公務員待遇での職員での運営にも問題があると私は考えております。このようなことを踏まえ、大胆な改革が必要であろうかと思いますが、どうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

山本議員の和気鶴飼谷温泉改革について、今後の見通しはということと、経営改善計画の進捗状況というような形でございますが、まず1点目の今後の見通しということにつきまして答弁をさせていただきたいと思えます。

本年度、和気鶴飼谷温泉は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、4月13日から5月末までを臨時休館とさせていただきました。休館の間にコロナ対策を整え、6月以降、一部利用に制限を設けて営業を再開いたしました。利用者につきましては、営業再開後、6月から10月までの平均、前年同期比で考えますと、73%となっておりまして、約3割程度減少という形で少しずつ上向いては来ておりました。7月の下旬からGo To キャンペーンがスタートいたしまして、8月にはコロナの第2波の影響が若干ございました。10月からは地域共通クーポンやGo To イートといった取組によるもの、さらには和気町が実施しております地域活性化商品券事業やテークアウトプレミアム付商品券など、こういったものにより、少しずつ回復してきている状況でありました。和気鶴飼谷温泉でも、レストランメニューをテークアウト対応できるように対策を講じまして実施してきております。好評いただき、御利用いただいております。しかしながら、11月に入りまして、御存じのように、第3波により、日に日に各都道府県においても感染者数が最高となったというような報道等によりまして、キャンセルが相次ぎ、お客様が激減している状況でございます。また、12月28日から1月11日までGo To キャンペーンを休止するとの報道もあり、これから年末年始、年度末に向けて厳しい運営状況が懸念されているところでございます。

収支につきましては、新型コロナウイルスの影響で歳入では10月までの前年比で38.5%、歳出では67%となっております。本年度10月までで約5,000万円の赤字という形になっております。今後、年末年始から年度末にかけて、通常でありますと、収支状況がよくなっていく月でございます。第3波の影響がどのようになるか分かりませんが、御利用いただいておりますお客様に安全に御利用いただけるように、引き続きコロナ対策を徹底して頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、改善計画の進捗状況でございますが、9月議会定例会の決議によりまして、10月に和気鶴飼谷温泉運営検討プロジェクトチームを立ち上げまして、7回にわたり検討を重ね、改善計画を作成し、議会の全員協議会に提出させていただき、御意見を賜ったところでございます。全員協議会では、多くの貴重な御意見をいただきました。前年度におきましては、新型コロナウイルスの関係により、2月以降キャンセルが相次ぎ、予約どおりに御利用いただければ約150万円の黒字になっていた状況でございました。

現在、コロナ禍で厳しい経済状況でございますが、職員の人事異動をはじめ、温泉の自動改札機設置に伴い、通常的人员配置から2名程度の人員削減が可能となっております。また、宴会等におきましても、宴会場での冷蔵庫を各部屋に設置し、飲料等のセルフ化を進め、対応の形態を確立させることで宴会対応の職員の削減が可能となっております。

このような取組を中心に、人件費につきましては約3,000万円程度の節減ができると見込んでおります。しかしながら、削減につきましては限界もございますので、これに加えて温泉や宴会での御利用に伴う送迎範囲の拡大を行い、より多くの皆様に御利用いただけるようにPRをしてまいりたいと思っております。

また、和気鶴飼谷温泉の駐車場におきましても、土曜日や日曜日など、地域の皆様と協力し、連携し、そういうものを実施いたしまして、さらなる集客に努めてまいりたいと思っております。このようなことを含め、プロ

ジェクトチーム会議ではコロナ収束後において、より多くのお客様に御利用いただき、町の活性化につなげるよう検討を重ねてまいりました。

和気鶴飼谷温泉は、町民の方々をはじめ、日々の生活のルーチンとして御利用いただいている方もおられ、町のシンボリックな施設でもあり、この地域ではほかにはない和気町の貴重な財産でございます。コロナ禍ではございますが、お客様に不具合を感じさせないように職員の他業務化を図り、可能な限り、職員が対応することで人件費の削減を行うことをはじめ、各セクションでの改善策による経費節減に努めるとともに、今以上の集客に向けた対策と関係機関と連携を行い、各種行事等や来庁者の誘客に工夫を重ね、取り組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） なかなか改革というのは非常に難しいというのは分かりますが、昨日おとこのあたりで報道がなされておりますが、28日から来月11日まででしたか、キャンセルの場合、35%の補償を50%にするというような報道がございますが、ここらあたりの対象も和気鶴飼谷温泉にも該当があるんですか。そのあたりを教えてください。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

国のGo To キャンペーンの関係で申し込まれたものに対するキャンセル料の取扱いについてでございますが、現在確認しておりますのは各施設ごとのキャンセル料が発生するものに対して、なおかつ12月28日から1月11日の間は全国になりますが、今現在名古屋市が先駆けてとか言われておりますが、東京都、それから大阪府の大阪市、それから札幌市、そういったところの移動を制限されているお客様に対してということの2点ハードルがございます。和気鶴飼谷温泉は、大きな団体様ですと前々日とかというところからキャンセル料がかかっていくわけですが、そのことに伴ってそれ以前にキャンセルが入りますと、国の考え方ではキャンセル料が頂けないという状況にはなっております。Go To キャンペーンに取り組んでおる施設でございますので、キャンセル料の対象にはなっておりますが、その中でお客様がキャンセルした場合はその請求をさせていただくように考えております。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） いろんな状況の中で、職員、そこらに携わる方、大変苦勞もされているというのは認識しております。ではあります、なかなか大改革は非常に難しいというような状況でございますが、例えば先ほども申し上げましたが、「朝霧温泉ゆ・ら・ら」とか、これはよそのほうなんです、岩手県西和賀町、温泉街だそうですが、7施設全部無償でも買手がいないというような風潮になっているようでございます。今後も、これが和気町の負の財産にならないように頑張ってもらわなきゃいけないのですが、これは大胆な考えかも分かりませんが、売却も一つの考え方、あるいは専門業者への管理委託、指定管理者といいますのも、なかなか公務員待遇でやるべき施設ではないというのが私の考え方でございます。そういう方がかなり町内にも多いというふうには見ておりますが、改革をするのであれば、コロナの影響もあって、1億6,000万円を一般会計から投入したわけですから、こういう機会に大改革をするのが一番いいのではないかなというふうに思っております。現町長、初代の支配人ということで思い入れも強いと思っておりますので、なかなか難しい面もあろうかと思っておりますが、例えば温泉施設は別格として職員の半減、レストランの低価格で食堂化にするとか、宿泊施設を縮小して一部を貸し事務所にするとか、元同僚議員、ここで退職されましたが、新年度では大胆な改革をしない限り云々という発言もたしかあったと思っております。そのようなこともございます。

また、私一番これはやってはいけない、やっては駄目ですよと言いたいのは、一般会計で給料を払うて、観光

業だからといって温泉で勤務する、土曜日、日曜日あたりも勤務してるようですが、これは議会や町民の目をごまかすだけのこそくな手段、こんなことを行政がしちゃあいけません。はっきり数字を上げて、正しい判断を仰ぐように、ぜひこれは今年はやってしまった問題、人事権は我々にもありませんので、何とも言えませんが、ぜひこれは来年からやめていただきたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 同僚議員の行政組織の見直しにつきましても、町長も改革の必要性を語っておられました。温泉も同様によろしくお願ひしたいと思います。なかなか我々の意見を聞き入れてもらえない面もございますが、健全経営ができるよう祈って、私の一般質問を終わります。

○議長（安東哲矢君） これでも山本泰正君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。

明日17日は休会とし、18日の午前9時から本会議を再開しますので、御出席方よろしくお願ひいたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時11分 散会

令和2年第6回和気町議会会議録（第9日目）

1. 招集日時 令和2年12月18日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和2年12月18日 午前9時00分開議 午前9時56分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 2番 太田 啓補 3番 從野 勝
5番 神崎 良一 6番 山本 稔 7番 居樹 豊
8番 万代 哲央 9番 山本 泰正 10番 西中 純一
11番 当瀬 万享 12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 総務部長 立石 浩一
危機管理室長 新田 憲一 財政課長 永宗 宣之
まち経営課長 寺尾 純一 民生福祉部長 岡本 芳克
総務事業部長 今田 好泰 教育次長 万代 明
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 98 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
	議案第 99 号 和気老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約変更及び財産処分について	原案可決
	議案第 100 号 和気北部衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約変更及び財産処分について	原案可決
	議案第 101 号 和気町議会議員及び和気町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	原案可決
	議案第 102 号 和気町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 103 号 和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 104 号 和気町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 105 号 和気町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の制定について	原案可決
	議案第 106 号 令和 2 年度和気町一般会計補正予算（第 6 号）について	原案可決
	議案第 107 号 令和 2 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
	議案第 108 号 令和 2 年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 109 号 令和 2 年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 110 号 令和 2 年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
	議案第 111 号 令和 2 年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 112 号 令和 2 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 113 号 令和 2 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
議案第 114 号 令和 2 年度和気町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について	原案可決	

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第115号 令和2年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第116号 和気町道路線の認定について	原案可決
	請願第5号 町道下の町下道線の振り替えを求める請願について	採択
日程第2	選任第1号 議会広報編集委員会委員の選任について	選任
日程第3	選挙第1号 東備消防組合議会議員の補欠選挙について	選挙
日程第4	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承願います。

ここで皆様にお知らせがあります。

議会閉会后、この場において全員協議会を行いますので、よろしく願いいたします。

ここで、去る12月16日、議会運営委員会を開き、協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

12月16日水曜日、本会議終了後、本庁舎3階第1会議室において、議長、議会運営委員全員、執行部より町長、副町長、総務部長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。その結果を御報告いたします。

まず、各委員長から付託案件の審査結果の報告を受けました。

次に、討論の申出が1件ございました。

また、お手元に配っております議事日程のとおり、議会広報編集委員会委員の選任と東備消防組合議会議員の補欠選挙を行いますので、よろしく願いいたします。

また、議会閉会中の調査研究の申出について、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会から提出されております。本日の議題とすることとしておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ですが、議会運営委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長(安東哲矢君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、議案第98号から議案第116号までの19件及び請願1件を一括議題とし、各常任委員長及び和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 万代君。

○総務文教常任委員長(万代哲央君) 皆様、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の委員長報告をいたします。

令和2年第6回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案6件につきまして、去る12月14日午後1時から和気町議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、教育長、各担当部・課長出席のもと、慎重に審査した結果を御報告いたします。

議案第98号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、測量設計費が高いという認識だ。予算ベースで29.6%であり、町民の理解も得られない。このことをどのように認識しているかとの質疑に対し、県の歩掛を使用しており、この設計に誤りはないと考えていると答弁がありました。

また、ほかの委員から、今回の変更で令和3年度分の測量業務委託料200万円が削られている理由は何かとの質疑に対し、倉庫等の移転補償がなくなったためであると答弁がありました。

また、ほかの委員から、設計費が高いのではないかとの質疑に対し、我々も高いという印象は持っているが、岡山県の歩掛を使い統一の単価で入札している。和気町だけが別の歩掛を作成して入札を実施することはできないと答弁がありました。

次に、議案第101号和気町議会議員及び和気町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第102号和気町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第103号和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第104号和気町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第106号令和2年度和気町一般会計補正予算（第6号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業委託金の内容についての質疑に対し、スクールサポーターが担当している本荘小学校の登校支援員の人件費である。ほかの学校でも、登校支援や別室での学習支援等と同じように行っているが、今回は本荘小学校が県の事業として採択になったと答弁がありました。

また、空き家改修事業補助金は空き家バンクに登録した物件かとの質疑に対し、登録物件ばかりではなく、民間業者から購入した物件も対象となる。現在、11件、内訳は県内5件、県外6件の利用があると答弁がありました。

また、避難所のWi-Fi事業を皆減にした理由は何かとの質疑に対し、今回のコロナ対策で国からの地方創生臨時交付金は4億2,000万円、それに加えて町からの持ち出し分7,000万円であるが、持続化給付金の大幅な増加もあり、総合的に判断した。なお、避難所のWi-Fi設置については、来年度以降、緊急防災・減災事業債を活用して実施していきたいと答弁がありました。

また、同委員から、避難所の備品の購入状況についてただしたのに対し、パーティション235張り、授乳や着替えを行うプライベートルーム20張り、エアベッド500個を購入し旧日笠幼稚園に備蓄しているが、今後佐伯地域と和気地域に分散備蓄する予定であると答弁がありました。

また、同委員から、教育費の電算機器購入費の減額はGIGAスクール構想のタブレットかとの質疑に対し、GIGAスクール構想のタブレットを最初の予定では905台であったが、実際は889台購入し、今回の補正は入札残であると答弁がありました。

また、就学援助扶助費減額の理由は何かとの質疑に対し、中学校の修学旅行に対して給付する予定であったが、やむなく中学校の修学旅行を中止したため減額したものであると答弁がありました。

また、同委員より、にこにこ園の人件費が大幅に減額しているが人員は足りているかとの質疑に対し、フルタ

イム任用職員分を1, 124万円減額している。当初19名のフルタイム職員を予定していたが、現在12名である。現状では16名が理想と考え募集してるが、なかなか応募がない状況であり、現在は待機児童も出ていると答弁がありました。

同委員から、賃金が安いのでほかへ行ってしまおうおそれもあり、早急に検討してほしいと意見がありました。

また、同委員より、子育てのための施設等利用給付費とは何かとの質疑に対し、美作市、備前市、岡山市の認可外保育施設を利用した方への給付費で、内訳は、美作市、4歳1名、5歳2名、備前市、4歳1名、岡山市、5歳1名と答弁がありました。

次に、付託案件以外の事項として、若旅議員の辞職に伴い、欠員の副委員長に太田啓補議員を選出いたしました。

次に、和気町学校給食共同調理場運営委員会委員に尾崎智美議員を選出しました。

次に、議会広報編集委員会委員に私、万代が委員として選出されました。

以上、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

委員長の報告にありましたとおり、総務文教常任委員会副委員長に太田啓補君が就任をされました。今後の委員会運営をよろしくお願いいたします。

議案第98号及び議案第101号から議案第104号までの5件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第98号及び議案第101号から議案第104号までの5件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第98号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案第101号和気町議会議員及び和気町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、議案第102号和気町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、議案第103号和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第104号和気町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について、以上5件に対する委員長の報告は、原案可決であります。5件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第98号及び議案第101号から議案第104号までの5件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 居樹君。

○厚生産業常任委員長（居樹 豊君） それでは、厚生産業常任委員会の委員長報告をいたします。

令和2年第6回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案14件につきまして、去る1

2月14日午前9時から和気町議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、各担当部・課長出席のもと、慎重に審査した結果を御報告いたします。

まず、議案第99号和気老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約変更及び財産処分についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、備前市の方は入所されているのか、何か変更になることはあるのかとの質疑に対し、備前市は2名の方が入所しておる。措置費については、変わらず、希望があれば老人ホームへの入所もできると答弁がありました。

また、他の委員から、財産処分に関する協議書に備前市は全て放棄するとあるが、備前市が所有する財産はあるのかとの質疑に対し、財産は全て組合の財産であり、負担割合部分について放棄するとの答弁がありました。

次に、議案第100号和気北部衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約変更及び財産処分についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

委員から、旧吉永町の方の利用料金はどうなるのかとの質疑に対し、旧吉永町の方は管外料金となり、大人6万5,000円、子供4万5,000円、その他3万円となる見込みだとの答弁がありました。

次に、議案第105号和気町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の制定についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、運営会社が倒産あるいは権利を譲渡した場合、住民に迷惑がかからないようにしてほしいと思うがとの質疑に対し、民間同士の売買の規制は難しい。地元との覚書を締結するときに指導していくと答弁がありました。

また、他の議員から、地元との協議の場に行政も関与してほしいがどうかとの質疑に対し、職員が中に入って調整をしている。今後も引き続き調整していくとの答弁がありました。

次に、議案第106号令和2年度和気町一般会計補正予算（第6号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、地域農業再生協議会とは何かとの質疑に対し、和気町において米の経営所得安定対策や野菜などの戦略作物について協議を行ったり、推進していくための地域農業再生協議会を組織しており、今回の補助金はその事務費に充当するものであるとの答弁がありました。

また、委員から、生ごみの施設管理委託料はとの質疑に対し、職員を募集したが応募がなかったため、シルバー人材センターに委託するものだと答弁がありました。

また、他の委員から、鳥獣の処理機械はいつ入替えるのかとの質疑に対して、新しい大きな機械を作成しているので、今年度いっぱいには業者が入替えを行う見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第107号令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、システム開発費はマイナンバーカードに健康保険証を加えるための改修なのかとの質疑に対し、マイナンバーカードに係る費用であるとの答弁がありました。

また、マイナンバーカードを持っている人数はとの質疑に対して、3,329人、23.6%の取得率で、全国平均の22.9%を上回っているとの答弁がありました。

次に、議案第108号令和2年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第109号令和2年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

介護保険保険者努力支援交付金の内容は何かとの質疑に対し、国の負担分の中で和気町が独自に行っている施策について交付されるものであるとの答弁がありました。

また、介護報酬はアップするのかなどの質疑に対し、国から詳しい状況は示されていないとの答弁がありました。

次に、議案第110号令和2年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第111号令和2年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第112号令和2年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第114号令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第115号令和2年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第116号和気町道路線の認定についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、請願第5号町道下の町下道線の振り替えを求める請願についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で採択いたしました。

その他、付託案件以外といたしまして、委員から、民間の機関でPCR検査が簡単にできるキットの販売が広がっている。那須塩原市では1月から1,000円でスタートするようだ。国の3次補正予算で対応できないのかなどの質疑に対し、現在のところ国のメニューにはない。キットもなかなか手に入らないこともあるし、精度に課題もあると考えている。和気町としては、引き続き3密にならないよう、不要不急の外出をしないようお願いしたいとの答弁がありました。

以上、厚生産業常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

議案第99号、議案第100号及び議案第105号の3件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第99号、議案第100号及び議案第105号の3件を一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第99号和気老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約変更及び財産処分につい

て、議案第100号和気北部衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約変更及び財産処分について、議案第105号和気町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の制定について、以上3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。3件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第99号、議案第100号及び議案第105号の3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第106号令和2年度和気町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

議案第106号に対する各委員長の報告は、原案可決であります。議案第106号は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第106号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第107号から議案第112号まで及び議案第114号から議案第116号までの9件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第107号から議案第112号まで及び議案第114号から議案第116号までの9件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第107号令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第108号令和2年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第109号令和2年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第110号令和2年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第111号令和2年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第112号令和2年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第114号令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第115号令和2年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第116号和気町道路線の認定について、以上9件に対する委員長の報告は、原案可決であります。9件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第107号から議案第112号まで及び議案第114号から議案第116号までの9件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第5号町道下の町下道線の振り替えを求める請願についてを採決します。

請願第5号に対する委員長の報告は、採択であります。請願第5号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって請願第5号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 居樹君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（居樹 豊君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告をいたします。

令和2年第6回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案1件につきまして、去る12月11日午前9時から和気町議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、各担当部・課長出席のもと、慎重に審査した結果を御報告いたします。

議案第113号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。審査の結果、賛成多数で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、消費税の追加の理由についての質疑に対し、予算は平成30年度の実績により予算化しており、消費税額が確定したため、補正予算を計上したとの答弁がありました。

また、他の委員から、単年度収支についての見込みについての質疑に対し、現在の試算ではコロナの第3波の影響もあり、約1億1,500万円の収支不足となるとの答弁がありました。

また、他の委員から、職員には月々の営業目標はないかとの質疑に対して、年間目標として1万2,000人の宿泊、12万5,000人の温泉利用、レストランについては月10万円の売上げを目標としているとの答弁がありました。

また、他の委員から、バス借上料の減額の理由はどの質疑に対して、温泉では定期的にグラウンドゴルフ大会を計画しており、他の市町村からのお客様を送迎するときに借上げを行っていたが、コロナの影響でイベントが中止となったため、減額したとの答弁がありました。

また、他の委員から、人件費の減額の理由はどの質疑に対し、4月1日、8月1日の人事異動と会計年度任用職員の人件費分を減額したためとの答弁がありました。

また、他の委員から、温泉を残すために本質の議論が必要ではないか、経営自体を見直す時期に来ているのではないかと質疑に対して、コロナが終息すれば改善できると思う。引き続き健全な経営に努力したいとの答弁がありました。

以上、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第113号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中純一君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 議案第113号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）に対する反対討論をいたします。

これは、今回コロナ禍に見舞われたことにより、6月議会では1億5,000万円も一般会計から繰り出しをして、お客様の減少、その減収分をカバーして何とか赤字でも営業を続けようと提案したものを、議会は、7,500万円繰り出し削減をして1億5,000万円を7,500万円まで修正議決をいたしました。そのため、執行部はこの次の議会、9月議会になって一般会計から8,600万円を追加で繰り出し、都合1億6,100

万円を一般会計から繰り出しすることになっていました。

そこで今回繰り出しの約半額の4,000万円ほどを歳入、つまり売上げを減額して歳出は5,000万円減額し——辛うじてこれ差し引きすると1,000万円ほどプラスになるということになり、大変これは志が低い営業計画になるのではないかというふうに思います。これでは、温泉の職員たちは、頑張っただけでも売上増に貢献しようというふうにはならないと思います。もちろん大変なことは分かります。しかし、これをそのまま認めてよいのでしょうか。町民の方に対して説明できるものでしょうか。

全員協議会に今般改善計画なるものを提出されましたが、残念ながらこれは専門家に相談をしていたような形跡もありませんし、僅か10名前後の役場内のプロジェクトチームの職員で作ったいわゆる作文でしかない。実際の経営改善につながるようなプランや具体的な商品開発や施設のリフォーム等についての記述もなく、全く中身の無い文章であったというふうに思います。これでは職員の行動やお客様に対するサービス向上につながらないものになると思います。

大体このように短期で経営改善計画などできるはずもありません。最低でもこういうものは1年、できたら2年ぐらいかけて将来の経営形態の変更についても考えていく、提案を描くぐらいの、言わば専門家の部外者も入れたプロジェクトチームを作るべきではないでしょうか。

今回の改善計画では、私の私見でございますが、来年度も恐らく1億円程度あるいはそれ以上を一般会計から繰入れ、またその場しのぎの対応で切り抜けざるを得ないというふうに思われます。それでは駄目だと思います。今からでも遅くはないと思います。専門家にも相談して、もっとドラスチックな温泉改革に取り組んでほしいと。そうでなければならぬと思います。抜本的な経営改革にぜひ着手して、早期にこの和気鶴飼谷温泉の将来像を確立してほしいと思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（安東哲矢君） これで討論を終わります。

これから議案第113号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第113号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第113号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって議案第113号は、委員長の報告のとおり可決されました。

（日程第2）

○議長（安東哲矢君） 日程第2、選任第1号議会広報編集委員会委員の選任についてを議題とします。

この選任は、和気町議会広報編集委員会に関する規程第3条第2項の規定により、現在1名の欠員となっております。議案第113号は、委員長の報告のとおり可決されました。

総務文教常任委員会からの議会広報編集委員は、万代哲央君が選出されました。

ここで休憩をします。直ちに委員会を開催され、委員長の互選をお願いいたします。

それでは、9時50分まで暫時休憩といたします。

午前9時39分 休憩

午後9時50分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

互選結果の報告をします。

委員長に山本 稔君、副委員長に神崎良一君が就任されました。今後の議会広報の編集及び運営をよろしくお願いたします。

(日程第3)

○議長(安東哲矢君) 日程第3、選挙第1号東備消防組合議会議員の補欠選挙についてを議題とします。

この選挙は、東備消防組規約第5条第3項の規定により、現在1名の欠員となっております同組合議会議員の補欠選挙を行うものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙第1号東備消防組合議会議員に山本 稔君を指名します。

お諮りします。

ただいま私が指名しました山本 稔君を東備消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山本 稔君が東備消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました山本 稔君に、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

以上で選挙第1号を終わります。

(日程第4)

○議長(安東哲矢君) 日程第4、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) 令和2年第6回和気町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回提案をいたしました計画変更1件、規約変更2件、条例制定2件、条例改正3件、補正予算10件、道路認定1件につきまして慎重に御審議、御議決を賜り、誠にありがとうございました。

毎年恒例の年末夜警についてでございますが、コロナ禍の中ではありますが、町民の皆さんが安全・安心に新年を迎えられるように、感染予防対策を徹底した上で、規模を縮小し、消防団が一丸となって警戒に当たることといたしておりましたが、感染者の推移や昨今の国並びに県内の動向を鑑みまして一応中止とさせていただきたいと考えております。

また、来年1月10日に予定をいたしております成人式でございますが、本年度は対象者176名になっております。会場は和気町総合福祉センター大ホールに変更いたしまして、最小限の御来賓とさせていただき、保護者の参加につきましても2名までに制限するなど、規模を縮小し開催させていただくことといたしております。なお、式典後の立食パーティー等につきましては、今回は中止とさせていただいております。

議員の皆様方におかれましては、一年を締めくくる時期となります。何かと慌ただしい日々が続くと思いますが、新年を迎えるに当たりまして、健康には十分御留意をされまして、御家族おそろいで穏やかな年末年始をお過ごしいただけますようお願いを申し上げますとともに、今後町政発展にお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。閉会の御挨拶といたします。大変ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、今定例会に付されました案件につきまして、終始熱心かつ慎重に審議を重ねられ、大変お疲れのことと存じます。

また、執行部の皆様には、誠意を尽くした説明をいただき、ありがとうございました。

本年1月に国内で最初の感染者が確認された新型コロナウイルスの感染拡大は、我が国に甚大な経済的、社会的影響をもたらしております。国と地方が連携して状況に応じた対策を迅速かつ的確に推進していく必要がありますが、国、地方とも税収の大幅な減少が見込まれ、地方財政を取り巻く環境は極めて厳しいものになると予想をされております。

このような状況の中で、令和3年度当初予算の編成に取り組まれていると思いますが、現在策定中の第2次和気町総合計画の理念を発揮できるよう積極的な取組を計画していただき、町民が明るい未来を実感できる政策を盛り込んだ予算編成に努めていただきますよう強く要望いたしておきます。

また、議員各位におかれましては、師走を迎え何かと御多忙のことと存じますが、この上とも御自愛くださいませ、町政の適正なる推進に御尽力賜りますようお願いを申し上げますとともに、すばらしい新年を迎えられますことをお祈りいたしまして、閉会の挨拶といたします。

それでは、これもちまして令和2年第6回和気町議会定例会を閉会いたします。

大変に御苦労さまでございました。

午前9時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年12月18日

和気町議会議長 安 東 哲 矢

和気町議会議員 山 本 稔

和気町議会議員 居 樹 豊